

令和 8 年

第 1 回西原村定例会会議録

令和 8 年 3 月 5 日

令和 8 年 3 月 13 日

熊本県阿蘇郡西原村議会

令和 8 年第 1 回定例会会期日程表

月 日	曜	開 議 時 刻	区 分	日 程	備 考
3 月 5 日	木	午前 10 時	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ・開会 ・会期の決定 ・諸般の報告 ・村長施政方針及び提案理由説明 ・休会の件について ・全員協議会 ・常任委員会 	
3 月 6 日	金		休 会	・常任委員会	
3 月 7 日	土		休 会		
3 月 8 日	日		休 会		
3 月 9 日	月		休 会		
3 月 10 日	火		休 会		
3 月 11 日	水	午前 10 時	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ・一般質問（6名） ・議案審議 （承認第 1 号～ 議案第 10 号） 	<ul style="list-style-type: none"> ・補正 予算 ・条例
3 月 12 日	木	午前 10 時	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ・議案審議 （議案第 11 号～ 議案第 20 号） 	<ul style="list-style-type: none"> ・条例 ・補正 予算 ・当初 予算
3 月 13 日	金	午前 10 時	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ・議案審議 （議案第 21 号～ 議案第 36 号） 	<ul style="list-style-type: none"> ・当初 予算 ・一般

				<ul style="list-style-type: none">・ 発議第 1 号～第 2 号・ 陳情書等審議・ 組合議会報告・ 委員会の閉会中の継続調査申出	議案
--	--	--	--	--	----

提出議案等

(令和8年3月5日提出)

(村長提出議案)

- | | |
|--------|---|
| 承認第 1号 | 専決処分の報告及び承認について「(専第1号) 令和7年度西原村一般会計補正予算(第5号)について」 |
| 承認第 2号 | 専決処分の報告及び承認について「(専第8号) 西原村火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について」 |
| 議案第 1号 | 西原村附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 議案第 2号 | 職員の育児休業等に関する条例及び西原村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 議案第 3号 | 西原村職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 議案第 4号 | 西原村一般職の職員の給与に関する条例及び西原村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 議案第 5号 | 西原村長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について |
| 議案第 6号 | 西原村社会体育施設等の管理に関する関係条例の整備に関する条例の制定について |
| 議案第 7号 | 西原村特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について |
| 議案第 8号 | 西原村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関 |

する条例の一部を改正する条例の制定について

- 議案第 9 号 西原村地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第 9 条第 1 項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 10 号 西原村工業用水道事業及び簡易水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 11 号 西原村学校給食費無償化基金条例の制定について
- 議案第 12 号 熊本広域行政不服審査会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び熊本広域行政不服審査会共同設置規約の変更について
- 議案第 13 号 令和 7 年度西原村一般会計補正予算（第 6 号）について
- 議案第 14 号 令和 7 年度西原村国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）について
- 議案第 15 号 令和 7 年度西原村介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について
- 議案第 16 号 令和 7 年度西原村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 4 号）について
- 議案第 17 号 令和 7 年度西原村工業団地造成事業特別会計補正予算（第 2 号）について
- 議案第 18 号 令和 7 年度西原村中央簡易水道事業会計補正予算（第 3 号）について
- 議案第 19 号 令和 7 年度西原村工業用水道事業会計補正予算（第 3 号）について
- 議案第 20 号 令和 8 年度西原村一般会計予算について
- 議案第 21 号 令和 8 年度西原村国民健康保険特別会計予算について
- 議案第 22 号 令和 8 年度西原村介護保険特別会計予算について
- 議案第 23 号 令和 8 年度西原村後期高齢者医療特別会計予算について

- 議案第 2 4 号 令和 8 年度西原村工業団地造成事業特別会計予算について
- 議案第 2 5 号 令和 8 年度西原村住宅用地造成事業特別会計予算について
- 議案第 2 6 号 令和 8 年度西原村中央簡易水道事業会計予算について
- 議案第 2 7 号 令和 8 年度西原村工業用水道事業会計予算について
- 議案第 2 8 号 指定管理者の指定について（西原村構造改善センター）
- 議案第 2 9 号 指定管理者の指定について（にしはらオーガニックセンター）
- 議案第 3 0 号 指定管理者の指定について（西原村大野地区地域農産物等活用型総合交流促進施設）
- 議案第 3 1 号 指定管理者の指定について（西原村滝地区地域資源活用総合交流施設（滝交流農園））
- 議案第 3 2 号 村道の路線廃止について
- 議案第 3 3 号 村道の路線認定について
- 議案第 3 4 号 工事請負変更契約の締結について（滝川河川災害復旧工事）
- 議案第 3 5 号 工事請負変更契約の締結について（秋田灰床線道路災害復旧工事）
- 議案第 3 6 号 工事請負変更契約の締結について（鳥子地区新工業団地 1 工区造成工事）

(令和8年3月11日提出)

(一般質問)

1番 山下圭介君 2番 松浦哲也君 3番 尾崎幸穂君 4番 坂本隆文君
5番 堀田直孝君 6番 桂 悦朗君

(令和8年3月13日提出)

(村長提出議案)

議案第37号 指定管理者の指定について(西原村運動公園)

同意第1号 西原村副村長の選任につき同意を求めることについて

(議員提出議案)

発議第1号 西原村議会基本条例の制定について

発議第2号 西原村議会会議規則第129条に伴う議員派遣について

目 次

第1号（3月5日）

議事日程第1号	1
応招議員氏名	2
出席議員氏名	3
事務局職員出席者	3
説明のため出席した者の職氏名	4
開会・開議	5
日程第 1 会議録署名議員の指名	5
日程第 2 会期の決定について	5
日程第 3 諸般の報告	5
日程第 4 村長施政方針及び提案理由説明（承認第1号～議案 第36号）	5
日程第 5 休会の件について	16
散 会	16

第2号（3月11日）

議事日程第2号	17
応招議員氏名	19
出席議員氏名	20
事務局職員出席者	20
説明のため出席した者の職氏名	21
開 議	22
日程第 1 一般質問	22
（山下圭介）	22
・ 地域の変化を見据えた今後の村政運営と、村長の 進退について	
・ 学校給食について	
・ 学校教育における金融教育の推進について	
（松浦哲也）	32
・ 西原村のさつまいもを日本全国にPRを！	
・ 今後の村営水道の方向性について	
（尾崎幸穂）	39
・ 小中学校3校におけるプール施設・授業の課題と 今後の在り方	

		(坂本隆文)	4 4
		・庁舎喫煙所設置と職員の休憩について	
		・西原村の補助金・助成金について	
		(堀田直孝)	5 0
		・河原校区の活性化について	
		・災害備蓄米とふるさと納税返礼品との関係について	
		(桂 悦朗)	5 7
		・ふるさと納税返礼品について	
		・ふるさと納税について	
日程第 2	承認第 1号	専決処分の報告及び承認について 「(専第1号) 令和7年度西原村一般会計補正予算(第5号)について」	… 6 5
日程第 3	承認第 2号	専決処分の報告及び承認について 「(専第8号) 西原村火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について」	… 6 7
日程第 4	議案第 1号	西原村附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について	… 6 9
日程第 5	議案第 2号	職員の育児休業等に関する条例及び西原村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	… 7 0
日程第 6	議案第 3号	西原村職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について	… 7 1
日程第 7	議案第 4号	西原村一般職の職員の給与に関する条例及び西原村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について	… 7 2
日程第 8	議案第 5号	西原村長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について	… 7 4
日程第 9	議案第 6号	西原村社会体育施設等の管理に関する関係条例の整備に関する条例の制	

		定について ……………	7 5
日程第 1 0	議案第 7 号	西原村特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について ……………	7 7
日程第 1 1	議案第 8 号	西原村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例の制定について ……………	7 8
日程第 1 2	議案第 9 号	西原村地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第 9 条第 1 項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例の制定について ……………	7 9
日程第 1 3	議案第 1 0 号	西原村工業用水道事業及び簡易水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について ……………	8 1
散 会			8 2

第 3 号（3 月 1 2 日）

議事日程第 3 号			8 3
応招議員氏名			8 4
出席議員氏名			8 5
事務局職員出席者			8 5
説明のため出席した者の職氏名			8 6
開 議			8 7
日程第 1	議案第 1 1 号	西原村学校給食費無償化基金条例の制定について ……………	8 7
日程第 2	議案第 1 2 号	熊本広域行政不服審査会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び熊本広域行政不服審査会共同設置規約の変更について ……………	8 9
日程第 3	議案第 1 3 号	令和 7 年度西原村一般会計補正予算（第 6 号）について ……………	9 0
日程第 4	議案第 1 4 号	令和 7 年度西原村国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）について ……	1 0 6
日程第 5	議案第 1 5 号	令和 7 年度西原村介護保険特別会計	

		補正予算（第3号）について ……………	107
日程第 6	議案第16号	令和7年度西原村後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）について ……	108
日程第 7	議案第17号	令和7年度西原村工業団地造成事業特別会計補正予算（第2号）について ……………	109
日程第 8	議案第18号	令和7年度西原村中央簡易水道事業会計補正予算（第3号）について ……	111
日程第 9	議案第19号	令和7年度西原村工業用水道事業会計補正予算（第3号）について ……	114
日程第10	議案第20号	令和8年度西原村一般会計予算について ……………	116
散 会			142

第4号（3月13日）

議事日程第4号			143
応招議員氏名			145
出席議員氏名			146
事務局職員出席者			146
説明のため出席した者の職氏名			147
開 議			148
日程第 1	村長追加議案提案理由説明（議案第37号・同意第1号） ……………		148
日程第 2	議案第21号 令和8年度西原村国民健康保険特別会計予算について ……………		149
日程第 3	議案第22号 令和8年度西原村介護保険特別会計予算について ……………		151
日程第 4	議案第23号 令和8年度西原村後期高齢者医療特別会計予算について ……………		154
日程第 5	議案第24号 令和8年度西原村工業団地造成事業特別会計予算について ……………		156
日程第 6	議案第25号 令和8年度西原村住宅用地造成事業特別会計予算について ……………		157
日程第 7	議案第26号 令和8年度西原村中央簡易水道事業会計予算について ……………		159
日程第 8	議案第27号 令和8年度西原村工業用水道事業会		

		計予算について	164
日程第 9	議案第 28 号	指定管理者の指定について（西原村 構造改善センター）	166
日程第 10	議案第 29 号	指定管理者の指定について（にしは らオーガニックセンター）	167
日程第 11	議案第 30 号	指定管理者の指定について（西原村 大野地区地域農産物等活用型総合交 流促進施設）	168
日程第 12	議案第 31 号	指定管理者の指定について（西原村 滝地区地域資源活用総合交流施設 （滝交流農園））	169
日程第 13	議案第 32 号	村道の路線廃止について	171
日程第 14	議案第 33 号	村道の路線認定について	171
日程第 15	議案第 34 号	工事請負変更契約の締結について （滝川河川災害復旧工事）	173
日程第 16	議案第 35 号	工事請負変更契約の締結について （秋田灰床線道路災害復旧工事）	174
日程第 17	議案第 36 号	工事請負変更契約の締結について （鳥子地区新工業団地 1 工区造成工 事）	175
日程第 18	議案第 37 号	指定管理者の指定について（西原村 運動公園）	176
日程第 19	同意第 1 号	西原村副村長の選任につき同意を求 めることについて	178
日程第 20	発議第 1 号	西原村議会基本条例の制定について	179
日程第 21	発議第 2 号	西原村議会会議規則第 129 条に伴 う議員派遣について	180
日程第 22		陳情書等審議について	180
日程第 23		組合議会報告について	181
日程第 24		委員会の閉会中の継続調査申出について	182
閉 会			186
署 名			187

第 1 号 (3 月 5 日)

令和 8 年第 1 回西原村議会定例会会議録

令和 8 年 3 月 5 日、令和 8 年第 1 回西原村議会定例会が西原村役場に招集された。

令和 8 年 3 月 5 日（木曜日） 議事日程第 1 号

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 村長施政方針及び提案理由説明（承認第 1 号～議案第 3 6 号）
- 日程第 5 休会の件について

1、応招議員 (10名)

- | | |
|------|-----------|
| 1 番 | 山 下 圭 介 君 |
| 2 番 | 加 藤 博 敏 君 |
| 3 番 | 松 浦 哲 也 君 |
| 4 番 | 尾 崎 幸 穂 君 |
| 5 番 | 堀 田 直 孝 君 |
| 6 番 | 坂 本 隆 文 君 |
| 7 番 | 中 西 義 信 君 |
| 8 番 | 山 下 一 義 君 |
| 9 番 | 桂 悦 朗 君 |
| 10 番 | 西 口 義 充 君 |

2、不応招議員 (なし)

3、出席議員 (10名)

1 番	山 下 圭 介 君
2 番	加 藤 博 敏 君
3 番	松 浦 哲 也 君
4 番	尾 崎 幸 穂 君
5 番	堀 田 直 孝 君
6 番	坂 本 隆 文 君
7 番	中 西 義 信 君
8 番	山 下 一 義 君
9 番	桂 悦 朗 君
10 番	西 口 義 充 君

4、欠席議員 (なし)

5、職務のため出席した職員は次のとおりである。

議会事務局長	海 津 智 子 君
議会事務局書記	児 玉 みどり 君

6、地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名は次のとおりである。

村長	吉井誠君
副村長	田島由紀君
教育長	中村賀一君
総務課長	堀田隆二君
総合政策課長	堀田和也君
教育課長	秋吉蘭子君
会計管理者	林田浩之君
税務課長	廣瀬太君
産業課長	中西聡君
建設課長	久野太君
水道課長	村上文英君
住民福祉課長	小栗優君
保健衛生課長	岩下源一郎君
商工観光課長	山田孝君
保育園長	岩村智子君

午前10時00分 開会・開議

○議長（西口義充君）おはようございます。

本日は全員出席であります。

令和8年第1回の定例会が招集されましたところ、定足数に達しておりますので、令和8年第1回西原村議会定例会を開会します。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の会議は、タブレットに提示の議事日程第1号のとおり行います。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、7番議員、中西義信君、8番議員、山下一義君を指名します。

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、2月25日に行われました議会運営委員会ですら本日5日より13日までの9日間と想定しておりますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（西口義充君）異議なしと認めます。よって会期は、本日5日より13日までの9日間とすることに決定しました。

日程第3、諸般の報告を行います。

報告として、議長から、会議規則第129条ただし書の規定により、議員の派遣についてを報告します。

1月15日、菊池郡・阿蘇郡町村議会議長会研修会が菊陽町で開催され、出席しました。

1月16日、阿蘇市町村議長会主催の阿蘇市町村議長会総会及び阿蘇郡町村議長会主催の阿蘇郡町村議長会総会が阿蘇市にて行われました。

2月19日、令和7年度全国町村議会広報クリニック研修が全国町村議員会館で開催され、議会広報常任委員会の委員が出席しました。

2月20日、熊本県町村議会議長会主催の熊本県町村議会議長会総会が熊本市で行われました。

以上で、議長からの諸般の報告を終わります。

日程第4、村長施政方針及び提案理由の説明を求めます。

（村長 吉井 誠君 登壇 説明）

○村長（吉井 誠君）皆さん、おはようございます。

令和8年第1回西原村議会定例会の招集をお願いしましたところ、議員各位におかれましては大変ご多忙の中、全員のご出席を賜り、誠にありがとう

ございます。

まずもって、桂議員におかれましては、議員活動15年表彰、誠におめでとうございます。15年の長きにわたり議員として村のためにご尽力をいただき、心より感謝を表します。

私個人的な思い出としましては、やはり熊本地震の際に畑・風当集落の復旧・復興を通して、役場と地元のつなぎ役として、また、相談役としてご対応いただきました。当時は経験したことのない先の見えない復旧事業の中、自らも被災された中で地元や役場職員に寄り添っていただきご尽力をいただきましたことは、忘れることのない思い出でございます。それから、私が提案理由を毎回説明させていただく際に、いつも丁寧にご査収いただき、本当にありがとうございます。これまでの議員活動に対し、心より感謝を申し上げますとともに、健康にはご自愛いただき、今後ますますのご活躍を祈念申し上げます。

今定例会は、新年度予算をご審議いただく大事な議会でございます。令和8年度施政方針と併せてお話をさせていただきます。

本年は、熊本地震からはや10年目を迎える節目の年となります。本震が発生しました4月16日未明午前1時25分には、犠牲者となられた方々に追悼の意を表するとともに、震災の記憶の風化を防ぎ防災への思いを新たにするため、総合体育館前でキャンドルシェードをともします。

午前10時から、熊本県及び県内全市町村主催によります熊本地震10年犠牲者合同追悼式及び熊本県防災危機管理トップセミナーが熊本城ホールで開催され、それから、午後2時から村主催によります熊本地震10年西原村犠牲者追悼式及び防災座談会を開催いたします。

4月18日の土曜日は、村外全国各地からご支援いただいた方々への恩返しをテーマにしたイベントを実施します。

また、村内で開催します夏祭りやふれあい祭りなどイベントや広告、ステッカー作成など、年間を通して全国への恩返しができるかと考えています。

さらに、建設を進めています多目的震災ミュージアムにつきましても、間もなく完成予定でございます。この施設を活用し、震災の記憶と経験、教訓を後世に伝えてまいります。

昨年10月に石川県穴水町と災害時総合応援協定を締結したところでございますが、新年度より穴水町へ応援職員を派遣する予定でございます。熊本地震の際には、穴水町より職員を派遣いただいております、そのときの恩返しとなればというふうに考えています。

令和8年度の当初予算につきましては、歳入歳出それぞれ60億1,130万円を計上しています。今回、予算の主な内容としまして、若者支援、子育て支援、

農業支援をはじめとする各種施策を中心に必要な予算を計上させていただきました。

まず、令和8年度より実施しています高校通学定期券補助につきましては、先般行われました中学生子ども議会や利用者の皆様から寄せられたご意見を踏まえ、令和8年度は対象路線の拡大を予定しています。これまで対象としていました村内バス路線に加え、JR、市電、そのほかのバス路線等も対象とし、高校通学者の負担軽減をさらに図ってまいりたいと考えています。

先日の県議会で、空港から肥後大津駅を結ぶ空港ライナーの一般路線化が発表され、村が要望していました西原村民の利用が可能となりました。これから大津方面への通学の利便性が高まるものと期待をしているところでございます。

次に、西原村への移住・定住の促進及び村内での就職・就業される方々の支援を目的として、新たに奨学金返済支援補助金制度を創設いたします。学生時代に借りた奨学金を返済しながら村内で様々な産業に従事される方々を支援することで、移住・定住の促進につなげるとともに、村内企業における新卒採用難などの課題解決にも寄与し、西原村における多様な分野での活躍を後押ししてまいります。

次に、子育て支援のさらなる充実を図る施策としまして、学校給食費の完全無償化について申し上げます。

学校給食は、子どもたちの健やかな成長を支える基盤であり、保護者の皆様の安心にも直結する極めて重要な施策であると認識しています。昨今の物価高騰の中にあっても、本村においては給食の質を確保することを最優先事項と考え、これまでも独自の補助を行ってまいりました。こうした取組をさらに発展させるため、令和8年4月より小学校及び中学校において、学校給食費の完全無償化を実施することとし、令和8年度当初予算に必要な経費を計上させていただきました。

小学校につきましては国・県補助の不足分を村が補填し、中学校につきましては村独自の施策として全額を無償化いたします。本村の豊かな農産物を活用し、安全で栄養価の高い給食を安定的に提供することで、西原村が誇るこのすばらしい食の恵みを次世代へとつなぎ、子どもたちが安心して遊べる・学べる教育環境の充実を図ってまいります。

次に、農業支援について申し上げます。

サツマイモ基腐病対策につきましては、令和7年度の取組において一定の効果が見られたことから、令和8年度におきましても、土壌殺菌剤1回目散布分の2分の1を補助する予算381万円を計上しています。

また、新たに畜産農家への自給飼料生産を支援するため、種子代の補助制

度を新設する予算を計上しています。これにより村の基幹産業であります農業を引き続き守っていきたいと考えています。

投資的経費につきましては、村道滝小野線道路改良工事の第2期分としまして、辺地債を活用し3億100万円を計上しています。

このほか、庁舎改修の完了により、来庁者、特に外国人の方が相談しやすい総合窓口を開設する経費、高齢者の買い物支援に要する経費も新たに計上し、より暮らしやすい村づくりを進めてまいります。

続きまして、歳入について申し上げます。

村税や寄附金、繰入金等の自主財源につきましては21億9,576万円で、歳入全体に占める割合は約37%となっております。一方で、地方交付税や国庫支出金等の依存財源につきましては38億1,553万円で、約63%を占めています。

自主財源の根幹をなす村税につきましては年々増加傾向にありまして、今後も安定的な税収の確保を期待しているところであります。しかしながら、依然として依存財源に頼る割合は大きく、財政調整基金2億7,279万円を繰り入れることで財源不足を補っています。

今後も企業誘致や移住・定住促進、ふるさと納税の推進などを通じて、自主財源の確保・拡充に積極的に取り組んでまいります。

歳出につきましては、目的別では民生費14億4,799万円、24.1%、公債費12億8,669万円、21.4%、総務費10億9,032万円、18.1%の順となっております。

また、性質別で見ますと、人件費11億6,453万円、19.4%、扶助費6億5,887万円、11%、公債費12億8,669万円、21.4%と、義務的経費が全体の51.7%を占めています。これら義務的経費は任意に削減できるものではないことから、普通建設事業費や物件費、補助費等の抑制について引き続き取り組んでまいります。

特に、令和8年度におきましては、令和7年度と比較しまして、人件費等の増加により義務的経費が2億6,961万円増加し、また、普通建設事業費の増加により、投資的経費も9,738万円増加しています。一方で、物件費につきましては4,314万円の減額となっております。

今後も国・県補助金や財政処置の有利な地方債も活用し、村の単独負担もできる限り抑制するよう努めてまいります。

それから、今回、田島副村長が3月31日をもって、退職となります。副村長におかれましては、これまで2年間西原村のため、また、職員のためにたくさんご尽力を賜りました。

私の公約でもあります公共交通の充実を図るため、合併後初めてとなります西原村地域公共交通計画の策定に向けご指導いただき、益城西原空港ライナー便の実証運行であったり、村内公共交通機関への各種補助、高校生の通

学定期券補助などスピード感をもって実現いただきましたことは、これから先の西原村の利便性向上につながるものとなりました。昨年4月に設置しました商工観光課につきましては、これまでの経験や人脈を生かされPR大使の設立であったり、ナミ像誕生日イベントのほか、報道情報機関の積極的な活用など、多岐にわたりご指導・アドバイスをいただきました。

また、鳥子新工業団地の造成先行など県との連絡調整であったり、情報交換により、目標としておりました1月末までの完了にご尽力をいただき、企業誘致と並行し、村内企業との連絡協議会の開催に取り組み、2月には近隣の高校であったり大学とのマッチングを目的に情報交換会を開催し、これからの企業の問題解決に向けた情報収集であったり、対策など持続可能な活動への方向性を示していただきました。

人事面におきましても、職員とふだんからコミュニケーションを何よりも大切にされておりまして、特に女性職員では家庭と仕事の両立や管理職へのキャリア志向について、明るく頑張る姿勢を自らの身をもって示していただき、管理職における女性比率の向上につながりました。

このように短い2年間ではございましたが、多くの功績を残していただき、また、村民からも、持ち前の明るさで地域や商工会交通指導委員、消防団などいろんなところで村民から親しまれ、あと1年間延長できないかという嬉しいお言葉も多くいただきました。4月より県庁へ復職されますが、これからも西原村のことを思っていていただき、特段のごひいきをいただきますようよろしくお願いいたします。副村長が県庁に帰って頑張られている姿、活躍されている姿は職員の励みにもなるというふうに思います。このご縁を機に、職員が何かと問合せであったり、悩みの相談などもあるかと思いますが、引き続きご指導ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

西原村は、田島副村長のこれからのご活躍を全力で応援します。2年間、本当にありがとうございました。

それでは、提案理由の説明をさせていただきます。

承認第1号、専決処分の報告及び承認について「(専第1号)令和7年度西原村一般会計補正予算(第5号)について」説明いたします。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,276万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ65億5,389万4,000円とするものでございます。

専決の理由でございます。令和8年1月27日告示。令和8年2月8日投票の衆議院議員総選挙及び最高裁判所国民審査に係る予算措置と、令和7年11月21日に閣議決定された総合経済対策による物価高応援子育て応援手当支給など、速やかに現金給付をする必要がありました。このような必要な措置を

講じるための予算補正が急遽必要であり、緊急を要し議会を招集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定により、令和8年1月20日付で専決処分をさせていただきました。

詳細につきましては、総務課長より説明いたします。

承認第2号、専決処分の報告及び承認について「(専第8号)西原村火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について」説明いたします。

この条例の改正につきましては、熊本市火災予防条例の改正施行に伴い、西原村火入れに関する条例の一部を改正し、令和8年1月1日から施行する必要があるため、議会を招集する時間的余裕がないことから、地方自治法第179条第1項の規定により、令和7年12月26日付で専決処分をさせていただきました。

詳細につきましては、産業課長より説明いたします。

議案第1号、西原村附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、新たに西原村景観審議会を設置するため、本条例の一部を改正するものでございます。

詳細につきましては、総務課長より説明いたします。

議案第2号、職員の育児休業等に関する条例及び西原村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

地方公務員の育児休業等に関する法律が一部改正されたことに伴い、部分休業等による柔軟な働き方を実現するための措置を講ずる必要があり、関係条例の整備を行うものでございます。

詳細につきましては、総務課長より説明いたします。

議案第3号、西原村職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

特殊勤務手当において、税務手当を徴収手当とすることで、徴収に関わる業務全般において手当の拡充を図るため、関係条例の整備を行うものでございます。

詳細につきましては、総務課長より説明いたします。

議案第4号、西原村一般職の職員の給与に関する条例及び西原村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

令和7年人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定取扱いに準じて、令和8年度における期末勤勉手当率等の改正を行う必要があり、関係条例の整備を行うものでございます。

詳細につきましては、総務課長より説明いたします。

続きまして、議案第5号、西原村長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について説明いたします。

本条例は、地方自治法第234条の3及び同施行令第167条の17の規定に基づき、複数年度にわたる契約を適正かつ円滑に締結できるよう契約の範囲などを明確にする必要があり、関係条例を制定するものでございます。

詳細につきましては、総務課長より説明いたします。

議案第6号、西原村社会体育施設等の管理に関する関係条例の整備に関する条例の制定について説明いたします。

西原村運動公園において、指定管理者制度による利用料金制を導入するとともに、周辺の社会体育施設等についても事務の委託を行うことで、管理運営の効率化及び利用者の利便性向上を図るため、関係条例の所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、教育課長より説明いたします。

議案第7号、西原村特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について説明いたします。

子ども・子育て支援法において新設された特定乳児等通園支援事業に関し、国の特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準に基づき、本村における同事業の運営に関する基準を定めるものでございます。

詳細につきましては、住民福祉課長より説明いたします。

続きまして、議案第8号、西原村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

子ども・子育て支援法において新設された乳児等通園支援事業により、村立保育園における乳児等通園支援事業利用料を定める必要があり、この条例の一部を改正するものでございます。

詳細につきましては、住民福祉課長より説明いたします。

議案第9号、西原村地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づき作成されている第2期熊本県地域未来投資促進基本計画が変更されたことに伴い、緑地面積等率に関する工場立地特例対象区域として新たに第二鳥子工業団地を追加するため、本条例の一部を改正するものでございます。

詳細につきましては、総合政策課長より説明いたします。

続きまして、議案第10号、西原村工業用水道事業及び簡易水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

西原村水道事業基本計画策定及び変更認可申請書、また、西原村工業用水道事業変更認可届出書の提出に伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

詳細につきましては、水道課長より説明いたします。

議案第11号、西原村学校給食費無償化基金条例の制定について説明いたします。

子育て世帯の経済的負担の軽減及び教育環境の拡充を図ることを目的とした学校給食費無償化への施策を安定的に行うため、地方自治法第241条の規定に基づき、本条例を制定するものでございます。

詳細につきましては、総務課長より説明いたします。

議案第12号、熊本広域行政不服審査会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び熊本広域行政不服審査会共同設置規約の変更について説明いたします。

熊本広域行政不服審査会へ新たに宇土市が加入することに伴う規約の一部変更でございます。

熊本広域行政不服審査会共同設置規約を変更しようとするときは、地方自治法の規定により、構成市町村の議会の議決を経る必要がございます。

詳細につきましては、総務課長より説明いたします。

議案第13号、令和7年度西原村一般会計補正予算（第6号）について説明いたします。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,209万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ65億6,599万1,000円と定めるものでございます。

詳細につきましては、総務課長より説明いたします。

議案第14号、令和7年度西原村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について説明いたします。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,036万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億8,165万4,000円と定めるものでございます。

詳細につきましては、保健衛生課長より説明いたします。

議案第15号、令和7年度西原村介護保険特別会計補正予算（第3号）について説明いたします。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,625万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億139万2,000円と定めるものでございます。

詳細につきましては、保健衛生課長より説明いたします。

議案第16号、令和7年度西原村後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）について説明いたします。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ441万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億3,457万3,000円と定めるものでございます。

詳細につきましては、保健衛生課長より説明いたします。

議案第17号、令和7年度西原村工業団地造成事業特別会計補正予算（第2号）について説明いたします。

今回の補正予算については、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2億6,328万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億3,498万7,000円と定めるものでございます。

詳細につきましては、総合政策課長より説明いたします。

議案第18号、令和7年度西原村中央簡易水道事業会計補正予算（第3号）について説明いたします。

今回の補正予算は、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額のうち、収入について水道事業収益285万7,000円の増額補正、支出について水道事業費を1,579万5,000円の減額補正、また、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額のうち、収入について150万円の減額補正でございます。

詳細につきましては、水道課長より説明いたします。

続きまして、議案第19号、令和7年度西原村工業用水道事業会計補正予算（第3号）について説明いたします。

今回の補正予算は、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額のうち、収入について水道事業収益439万3,000円の増額補正、また、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額のうち、収入について3,000万円の減額補正、支出について1,953万5,000円の減額補正でございます。

詳細につきましては、水道課長より説明いたします。

議案第20号、令和8年度西原村一般会計予算について説明いたします。

令和8年度の西原村の一般会計の予算を歳入歳出それぞれ60億1,129万5,000円と定め、債務負担行為、地方債、一時借入金の最高額、歳出予算の流用を定めるものでございます。

詳細につきましては、総務課長より説明いたします。

議案第21号、令和8年度西原村国民健康保険特別会計予算について説明いたします。

令和8年度西原村国民健康保険特別会計予算の総額を歳入歳出それぞれ8億6,513万7,000円と定めるものでございます。

詳細につきましては、保健衛生課長より説明いたします。

議案第22号、令和8年度西原村介護保険特別会計予算について説明いたします。

令和8年度西原村介護保険特別会計予算の総額を歳入歳出それぞれ7億2,900万2,000円と定めるものでございます。

詳細につきましては、保健衛生課長より説明いたします。

続きまして、議案第23号、令和8年度西原村後期高齢者医療特別会計予算について説明いたします。

令和8年度西原村後期高齢者医療特別会計予算の総額を歳入歳出それぞれ2億5,176万7,000円と定めるものでございます。

詳細につきましては、保健衛生課長より説明いたします。

議案第24号、令和8年度西原村工業団地造成事業特別会計予算について説明いたします。

令和8年度西原村工業団地造成事業特別会計予算の総額を歳入歳出それぞれ6億7,207万5,000円と定めるものでございます。

詳細につきましては、総合政策課長より説明いたします。

議案第25号、令和8年度西原村住宅用地造成事業特別会計予算について説明いたします。

令和8年度西原村住宅用地造成事業特別会計予算の総額を歳入歳出それぞれ134万8,000円と定めるものでございます。

詳細につきましては、総合政策課長より説明いたします。

議案第26号、令和8年度西原村中央簡易水道事業会計予算について説明いたします。

令和8年度西原村中央簡易水道事業会計予算の収益的収入及び支出予定額において、収入1億2,771万9,000円、支出9,334万9,000円、資本的収入及び支出予定額については、収入6,809万2,000円、支出9,239万1,000円と定めるものでございます。

詳細につきましては、水道課長より説明いたします。

議案第27号、令和8年度西原村工業用水道事業会計予算について説明いたします。

令和8年度西原村工業用水道事業会計予算の収益的収入及び支出予定額において、収入2,494万3,000円、支出2,494万3,000円と定めるものでございます。

詳細につきましては、水道課長より説明いたします。

議案第28号、指定管理者の指定について説明いたします。

西原村構造改善センターの設置及び管理に関する条例第4条の規定に基づき、西原村構造改善センターの指定管理者を指定するに当たり、地方自治法

第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要がございます。

詳細につきましては、産業課長より説明いたします。

議案第29号、指定管理者の指定について説明いたします。

にしはらオーガニックセンターの設置及び管理に関する条例第4条の規定に基づき、にしはらオーガニックセンターの指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要がございます。

詳細につきましては、産業課長より説明いたします。

議案第30号、指定管理者の指定について説明いたします。

西原村大野地区地域農産物等活用型総合交流促進施設の設置及び管理に関する条例第4条の規定に基づき、西原村大野地区地域農産物等活用型総合交流促進施設の指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要があります。

詳細につきましては、産業課長より説明いたします。

議案第31号、指定管理者の指定について説明いたします。

西原村滝地区地域資源活用総合交流施設の設置及び管理に関する条例第4条の規定に基づき、西原村滝地区地域資源活用総合交流施設（滝交流農園）の指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要があります。

詳細につきましては、商工観光課長より説明いたします。

続きまして、議案第32号及び議案第33号、村道の路線認定について、以上2議案について説明いたします。

議案第32号及び議案第33号につきましては、同じ路線の廃止及び認定についてでありますので、一括して提案をさせていただきます。

今回提案させていただきます議案2件の村道の路線廃止、村道の路線認定につきましては、県道山西大津線道路改良工事により、村道の一部を付け替えることから路線の終点の変更が生じるため、路線の廃止及び認定を行うものでございます。

詳細につきましては、建設課長より説明いたします。

議案第34号、工事請負変更契約の締結について説明いたします。

滝川河川災害復旧工事につきましては、契約の変更が必要となりましたので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、建設課長より説明いたします。

議案第35号、工事請負変更契約の締結について説明いたします。

秋田灰床線道路災害復旧工事につきましては、契約の変更が必要となりましたので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条規定により議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、建設課長より説明いたします。

議案第36号、工事請負変更契約の締結について説明いたします。

今回提案させていただきます鳥子地区新工業団地造成事業における鳥子地区新工業団地1工区造成工事につきましては、契約の変更が必要となりましたので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、総合政策課長より説明いたします。

以上、今定例会に提案しました承認2件、議案36件、以上の合計38件につきまして、議員各位におかれましては、慎重審議をしていただき、何とぞ議決を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。大変お世話になります。よろしく申し上げます。

○議長（西口義充君）休憩をお願いします。

（午前10時46分）

（午前10時47分）

○議長（西口義充君）休憩前に引き続き会議を再開します。

村長。

○村長（吉井 誠君）大変申し訳ございません。訂正を2点、議案第18号と議案第19号につきまして、訂正をさせていただきます。

まず、第18号につきましては、水道事業費を私が1,579万5,000円の減額補正と申しておりました。正確には1,280万9,000円の減額補正ということで訂正をお願いします。また、次の収入について150万円の減額補正と申しておりましたのを、300万円の減額補正ということで訂正をお願いします。

続きまして、議案第19号、工業用水関係の中で水道事業収益、私が439万3,000円の増額補正ということで申しておりましたが、正確には363万3,000円の増額補正ということで訂正をお願いします。

以上でございます。

○議長（西口義充君）以上で、村長の提案理由の説明は終わりました。

日程第5、休会の件についてを議題とします。

お諮りします。明日6日から10日は本会議を休会にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(西口義充君) 異議なしと認め、明日6日から10日までの本会議を休会とすることに決定しました。

以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(西口義充君) 異議なしと認め、次の会議は11日午前10時より行います。

本日はこれをもって散会します。

午前10時49分 散会

第2号 (3月11日)

令和 8 年第 1 回西原村議会定例会会議録

令和 8 年 3 月 1 1 日、令和 8 年第 1 回西原村議会定例会が西原村役場に招集された。

令和 8 年 3 月 1 1 日（水曜日） 議事日程第 2 号

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 承認第 1 号 専決処分の報告及び承認について「(専第 1 号) 令和 7 年度西原村一般会計補正予算 (第 5 号) について」
- 日程第 3 承認第 2 号 専決処分の報告及び承認について「専第 8 号 西原村火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について」
- 日程第 4 議案第 1 号 西原村附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 議案第 2 号 職員の育児休業等に関する条例及び西原村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第 3 号 西原村職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第 4 号 西原村一般職の職員の給与に関する条例及び西原村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第 5 号 西原村長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について

- 日程第 9 議案第 6 号 西原村社会体育施設等の管理に関する関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第 10 議案第 7 号 西原村特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 11 議案第 8 号 西原村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 12 議案第 9 号 西原村地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第 9 条第 1 項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 13 議案第 10 号 西原村工業用水道事業及び簡易水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

1、応招議員 (10名)

- | | |
|------|-----------|
| 1 番 | 山 下 圭 介 君 |
| 2 番 | 加 藤 博 敏 君 |
| 3 番 | 松 浦 哲 也 君 |
| 4 番 | 尾 崎 幸 穂 君 |
| 5 番 | 堀 田 直 孝 君 |
| 6 番 | 坂 本 隆 文 君 |
| 7 番 | 中 西 義 信 君 |
| 8 番 | 山 下 一 義 君 |
| 9 番 | 桂 悦 朗 君 |
| 10 番 | 西 口 義 充 君 |

2、不応招議員 (なし)

3、出席議員 (10名)

1 番	山 下 圭 介 君
2 番	加 藤 博 敏 君
3 番	松 浦 哲 也 君
4 番	尾 崎 幸 穂 君
5 番	堀 田 直 孝 君
6 番	坂 本 隆 文 君
7 番	中 西 義 信 君
8 番	山 下 一 義 君
9 番	桂 悦 朗 君
10 番	西 口 義 充 君

4、欠席議員 (なし)

5、職務のため出席した職員は次のとおりである。

議会事務局長	海 津 智 子 君
議会事務局書記	児 玉 みどり 君

6、地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名は次のとおりである。

村長	吉井誠君
副村長	田島由紀君
教育長	中村賀一君
総務課長	堀田隆二君
総合政策課長	堀田和也君
教育課長	秋吉蘭子君
会計管理者	林田浩之君
税務課長	廣瀬太君
産業課長	中西聡君
建設課長	久野太君
水道課長	村上文英君
保健衛生課長	岩下源一郎君
商工観光課長	山田孝君
保育園長	岩村智子君
住民福祉課係長	山下美由紀君

午前10時00分 開議

○議長（西口義充君）おはようございます。

本日は全員出席であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の会議は、タブレットに提示の議事日程第2号のとおり行います。

日程第1、一般質問を行います。

一般質問については、2月25日に行われました議会運営委員会の中で、発言時間は1人50分以内と決定しておりますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（西口義充君）異議なしと認め、50分以内と決定します。

受領番号1番、1番議員、山下圭介君。件数3件、発言を許します。

（1番議員 山下圭介君 登壇 質問）

○1番議員（山下圭介君）おはようございます。1番議員の山下圭介です。

本日は一般質問のトップバッターとして質問の機会を与えていただき、ありがとうございます。そして、傍聴にお越しの皆様にも感謝申し上げます。村民の皆様の声を踏まえ、通告に従い、3件の一般質問をさせていただきます。前向きなご答弁をよろしく申し上げます。

早速ですが、質問に入らせていただきます。

1つ目、地域変化を見据えた今後の村政運営と村長の進退についてです。

近年、西原村は人口が増加傾向にあり、移住先としての評価も全国的に高い水準にあります。豊かな自然環境や生活環境が評価され、住みたい村として注目をされていることは、大変喜ばしいことでもあります。また、本村が主体的に進めてこられた工業団地造成も完了し、売渡しの段階へと進んでおります。将来の雇用創出や地域経済の活性化に向けた大きな一歩だと感じております。

一方で、隣接する菊陽町のTSMCの進出により、地域全体が大きな変化の中にあります。人口動向や住宅需要、交通事情など様々な面で影響が想定される場所でもあります。西原村は今、興起と変化が同時に訪れている状況にあると考えられます。

そこでお尋ねいたします。

村長は、現在の西原村の状況をどのように受け止めておられるのか。また、この流れを着実な発展とつなげていくために、どのような考えで村政運営に当たられているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（西口義充君）村長。

(村長 吉井 誠君 登壇 答弁)

○村長(吉井 誠君)おはようございます。

それでは、山下圭介議員から、現在の村の状況をどのように受け止めているか、発展につなげていくための基本的な考え方というご質問にお答えをいたします。

西原村は、2016年の熊本地震により一時人口は減少しましたが、2024年7月には地震前の水準に回復し、県内では高い人口増加率を牽引しております。2023年に総務省が公表されました住民基本台帳に基づく人口動態調査においては、増加率が2.93%と県内一、全国でも4位となっております。さらに昨年実施されました国勢調査においても、あくまでも速報値ではございますが、増加率が6.68%ということで、恐らくこれは県内のトップに位置するんじゃないかというふうに予測をしているところでございます。

県内のほとんどの自治体で人口減少問題が深刻化する中、西原村の人口につきましては、昭和35年の合併時に6,808人で、現在とさほど変わらない状況でありましたが、合併から16年後の昭和51年には5,000人を割る4,991人となり、減少したわけでありますけれども、それから鳥子工業団地、小森工業団地の整備に加え、第二空港線の開通などにより増加に転じまして、熊本地震により、先ほど申しましたとおり一時は減少傾向にありましたが、最近では伸び率、実増とも県内トップクラスで推移しております。西原村は、自然豊かで住みやすい、子育てしやすいといったイメージも上がってきているんじゃないかというふうに感じています。

そういった中、TSMC第2工場の建設であったり、近隣市町村の地価高騰、鳥子新工業団地への企業立地、それから肥後大津駅から熊本空港までの鉄道整備、熊本市内から高規格道路の10分・20分構想計画など、さらに全国住みたい田舎ランキングにおいては、熊本県では唯一トップ10入りしております。全国8位となるなど、この西原村はまだまだ人口が増えるポテンシャルは高いというふうに感じております。

基本的な村政運営については、村民の声を聞いて実行しますということで公約にさせていただきました。村長に就かせていただき、様々な会合へ通い、村民の皆様のお声をお聞きして、また数々の住民アンケートを実施して、その結果を基に一つ一つ村政施策に取り組んでまいりました。これからも西原村の皆様が、これから先の西原に何を期待されているか、何を望まれておられるか耳を傾け、村政を運営していきたいというふうに思っております。以上でございます。

○1番議員(山下圭介君)ありがとうございます。

続いて、1期目の村政の成果と課題の整理です。

吉井村長は1期目として4年間、村政に尽力されております。震災からの復興の総仕上げをはじめ、子育て支援、防災対策、産業基盤の整備など、様々な分野で取組を進めてこられたものと認識しております。今説明にありましたとおり、人口動向の改善や移住評価の向上、工業団地の整備の完了など、一定の成果も見えてきているのではないかと感じております。

そこでお尋ねいたします。

この4年間を振り返り、村長自身、どのような点に最も力を注いでこられたのか。また、今後さらに発展させていくために、引き続き取り組むべき課題をどのように整理されているのか。現状を共有することが次の一步につながるものと考えております。率直な意見をお聞きしたいと思います。

○議長（西口義充君）村長。

○村長（吉井 誠君）それでは、1期目の成果と課題というご質問にお答えをいたします。

私が村長に就任をしました令和4年当時は、まだ新型コロナの影響もあり、人流抑制を余儀なくされて、行動が制限されているときでありました。そういった中、これまで実施されてきました村民アンケートであったり、選挙時に要望が多かった施策に最初の頃は取り組んでまいりました。日置前村長からの引継ぎ案件も含め、成果を報告させていただきます。

まず、財政基盤としまして、村の税金は、人口増加であったり、戸建て、アパート、マンション等の建設により増加傾向にあり、さらに新しく造成しました鳥子新工業団地への新規企業参入により、固定資産税のみで年間約3億円の増収が見込まれ、さらなる財源確保を見込んでいます。

これから老朽化しました小中学校であったり、保育園、社協など、施設の新築または増改築の問題であったり、都市化する村の道路や水道などのライフライン整備を見据え、使うべきときにはしっかり投資し、備えるべきときには備えるという健全な財政運営を進めていきたいというふうに考えております。

次に、西原村の未来を担う子育て施策としまして、子育て広場であったり、子育てサポートセンターを開設してございまして、親子が気軽に集い、悩みを語り合える場を提供しているところでございます。近年は、この子育て広場等の利用も増えているというふうに聞いております。また、小中学生の1人1台のパソコン整備、英検受験者の補助、小中学校を対象にしました村独自の修学旅行費用の助成、デジタル図書館の開設など、学びの環境も充実させました。特に、このとり、にしはら保育園から取り組んでいます英語教育につきましては、中学校の英検取得率が県内でもトップクラスに位置しているという大変うれしい報告もあっております。

次に、学校給食につきましては、現在、物価高騰分としまして、子ども1人当たり月額約1,200円から1,300円の補助を行っておりますが、国が進めています来年度からの小学生を対象にしました給食費無償化に合わせ、中学校に対しても、村独自で給食費無償化を今定例会でお願いしているところでございます。

これらの取組により、子育て世帯の経済的負担を軽減し、安心して子どもを育てられる環境づくりに取り組んでまいります。

3つ目に、交通と生活基盤の再構築としまして、防災拠点として整備しました総合体育館と運動公園につきましては、災害時の安心を支えると同時に、夏祭りであったり、各種大会の会場として、また、子どもたちの遊び場としまして想像を大きく上回るにぎわいを生んでいるところでございます。

また、地域公共交通計画を策定しまして、阿蘇くまもと空港への新たな交通手段の実証運行や、高校生の通学定期券購入費助成を開始しているところでございます。それから、高齢者や障害のある方が利用しやすいタクシー車両への支援、妊婦の緊急タクシー利用助成など、きめ細やかな対策も進めています。交通の不便さを理由に夢や挑戦を諦めることがないように、環境整備に力を注いでいきます。

道路整備では、近隣地域へのアクセス向上を図り、JRの空港接続や熊本市内からの10分・20分構想と呼ばれる広域道路計画との連結も視野に入れ、将来を見据えた基盤整備に取り組んでまいります。

続きまして、産業商工施策としまして、コロナ禍の際は、商工業への持続化補助金の給付をはじめ、住民から要望の多くありました銀行ATMも県内2つの地銀のご理解により設置することができました。ATM設置を契機に、銀行支店の誘致も、これから積極的に取り組んでいきます。

また、鳥子新工業団地は、6区画中5区画の入居が内定しておりまして、企業・県・村での立地協定締結に向けて準備を進めています。新たな雇用創出と税収アップが期待され、若者が地元で働ける環境づくりがいよいよ現実味を帯びてきました。商工会や観光協会への支援拡充をはじめ、大学との連携協定など、多方面から地域経済を支えていきたいというふうに考えています。

また、村民のアンケートで、約45%以上の住民が望まれています商業施設の誘致につきましても、日常の買物、環境向上を目指して、誘致活動に全力で取り組んでいるところでございます。

続きまして、農業施策としまして、コロナ禍の際は、経営継続補助金であったり、畜産業への飼料価格高騰緊急対策などに取り組ましました。

それから、おとし初めで発見されました、村の基幹作物でありますカラ

イモの基腐病対策につきましては、農薬代の全額助成であったり、勉強会の開催を行いまして、農家の不安軽減に努めているところでございます。

また、今定例会の当初予算におきましては、畜産業への物価高騰分の補助も予定しています。鳥獣被害対策であったり、畜産衛生管理の徹底にも取り組んで、安心して営農できる環境を整えてまいります。

大切畑ダムの復旧事業につきましては、令和8年4月の供用開始を目指して進行中であります。熊本県ご指導の下、地域と丁寧に対話を重ねながら、将来世代へ引き継ぐ基盤づくりを進めていきたいというふうに思っております。

以上、熊本地震から復興を土台に、コロナ禍を乗り越え、財政の安定、子育て支援、環境基盤整備、産業商工振興、農業支援を総合的に進めてまいりました。

一方で、村政を進めて行く上で、課題も見えてまいりました。

県内でも、上位に位置する人口増加におきまして、既存集落と新興住宅地においては、行政に対して求められているニーズが多種多様であるというふうに感じております。既存集落におきましては、少子高齢化が進んで、集落内の祭りごとであったり区役など、継続していくことが厳しいところもある一方で、新興住宅地においては、まだまだ地域コミュニティーのつながりが薄いということで、既存集落のように地域の活動がなかなかまとまらない、スムーズにいかないという話をよく耳にします。それぞれの地域の悩み、要望は、いろいろその地域に入り込んで、それぞれのニーズに応えていくためには、一長一短ではなかなかいかないことだというふうに感じております。

村民の皆様お一人お一人の要望も多様でありまして、地域性や年齢層によっても異なり、住民の最大公約数は常に何かということ、どういった手法で探していくか、それをどのようにして取り組んでいくかということが、これから村政を運営していく上での課題であるというふうに考えております。以上でございます。

○議長（西口義充君）続けてください。

○1番議員（山下圭介君）続いて、今後の村政運営に対する吉井村長の考えということで、本村は今、人口が増え、地域評価も高まりつつある中で、今、村長が答弁いただいたように、多種多様な新たな地域変化と向き合う重要な時期にあると感じております。

こうした状況の中で、西原村をどのような方向に導いていくか。先ほど事業についてはたくさん説明していただきましたので、今度は思いのほうを、そのビジョンを住民に示すことが大切だと思います。今後、本村の将来像をどのように描き、どの分野に重点を置いて村政運営に取り組まれるお考えか。

また、どのような思いを持ってかじ取りを担っていかれるのか。あわせて、この転換時期における村政運営に対する吉井村長の決意、そして、進退を含めた覚悟について、現時点のお考えをお示しいただければと思います。

○議長（西口義充君）村長。

○村長（吉井 誠君）4年前の6月に村長選の出馬を私、表明させていただきまして、村民の皆様のお負託を得て、西原村の第6代の村長に就かせていただきました。就任から、はや約3年8か月を迎えますが、あっという間に過ぎた感じでありまして、これまで多くの村民の皆様を支えられて育てていただきました。それから、熊本県選出の国会議員の先生方をはじめ、県知事、県議、村議の皆様、それから、阿蘇郡市や空港周辺の首長からも大変よくしていただき、ご指導を賜り、何とかこれまで努めることができました。そして、何よりこれまで職員時代から苦楽をともにしてきました職員からもお支えいただき、助けていただきました。村民をはじめ、全ての皆様に心より感謝を申し上げます。

私が村長を目指したきっかけとしましては、地震で経験しました集落へ通い、集落の思いを村の施策として反映していった経験を生かし、村政に努めていきたいとの思いで、村長に就かせていただきました。今もその気持ちは変わりなく、西原村のこのよき流れを次の世代へつなぎ、若い世代が希望を持てる環境をつくりたい。村民の皆様が西原村を誇れる、西原村に誇りを持てる村づくりを皆さんと一緒に進めていきたい、その一心で1期3年8か月、自分なりに頑張ってくることができました。

次選へ向けての決意ということでもありますけれども、次選へ向けて挑戦することをここに表明いたします。

就任1期目は、様々な会合へ通い、村民の皆様のお声をお聞きし、また、数々の住民アンケートを実施して、その結果を基に、一つ一つ村政施策に取り組んでまいりました。2期目も、これまで経験させていただいたことを忘れず、常に村民の皆様と共に村政を進めて、さらなる西原村の発展、自然豊かな暮らしやすい村づくりに努め、様々な団体や地域の方々からの声を反映していけるような、村民創出の村政を目指していきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（西口義充君）続けてください。

○1番議員（山下圭介君）ありがとうございます。

西原村の将来に関わる大切な時期でありますので、前向きな考えを聞けて幸いです。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

2つ目は、学校給食についてです。

学校給食は、子どもたちの健康を支えるだけでなく、食育や地域とのつながりを育む大切な場であります。最近、子育て世代の皆様からも給食の在り方について多くの意見をいただいております。その中でも特に関心が高いのが給食の無償化について、そして給食の質についてです。

まず、給食無償化についてお尋ねいたします。

国において給食無償化、正確に言いますと、給食費の負担軽減が本年4月より開始予定です。国の補助制度の導入に伴い、村内の小学校、中学校の保護者の負担について、3月定例会の議案にも上程されておりますが、もう一度この場で説明をお願いいたします。

○議長（西口義充君）村長。

○村長（吉井 誠君）山下議員のご質問にお答えさせていただきます。

学校給食につきましては、子どもたちの健やかな成長を支える基盤であると同時に、保護者の皆様の安心に直結する村の重要施策の一つと捉えております。

本村では、昨今の物価高騰に対し、子どもたちの食の質を確保することを最優先課題と捉えておりまして、令和4年度から給食費補助を行い、今年度は増額を行ったところでございます。

本村におきましては、令和8年4月より小学校の無償化を踏まえ、中学校においても給食費の完全無償化を実施いたします。これに向けて、令和8年度当初予算に必要な予算を既にお願ひしてございまして、村独自の重点施策として、着実に準備を進めていきたいというふうに思っております。

ここで、現在の給食費の状況と村の負担について、具体的に申し上げます。

小学校における本村の保護者負担額につきましては、月額5,000円、1食当たり250円でございます。しかし、昨今の物価高騰を踏まえ、本村では、1食当たり60円の補助を独自に上乘せし、現在は月額6,200円相当の充実した内容の給食を提供しているところでございます。この給食費に対し、令和8年度からは、国及び県の補助金月額5,200円を活用いたしますが、補助額で不足する部分については、全て村が負担いたします。これにより、物価高騰の影響を保護者の皆様に転嫁することなく、小学校において完全無償化を実現してまいります。

また、中学校につきましても、月額5,600円の保護者負担に対して、小学校と同様に1食当たり60円を村が補助し、月額6,800円相当の給食を提供いたしますが、来年度からは、本村独自の施策として、全額を村が負担し、無償化を実施する予定でございます。以上でございます。

○議長（西口義充君）続けてください。

○1番議員（山下圭介君）ありがとうございます。

私も8人の子どもの父親をやっております。子育て世代の代表として、非常にうれしく思います。財政面で持続可能かという心配もありますが、西原村が子育て支援に手厚いということをしっかりアピールしていけば、さらによい効果が得られるのではないかと思います。

続きまして、手厚い無償化からもう一步踏み込んで、給食の質についてです。

②オーガニック給食の可能性について、そして、③の食育推進や地域農業振興との連携については関連性がありますので、まとめて質問させていただきます。

まず、オーガニック給食についてです。

私自身、現在、有機農業について学びを始めております。全面的な導入が簡単でないことは承知しております。しかし一方で、全く取り組まないという選択ではなく、できる形を模索することも大切ではないかと考えております。例えば月に一度、あるいは一品からの試験的な導入、小さな取組であっても、村として関心を持ち、方向性を示すことには意義があると考えます。

近隣の山都町では、有機農業の推進と併せ、学校給食へ段階的に取り入れている事例があります。先行事例を参考にしながら、西原村に合った形を検討することは可能ではないでしょうか。試験的な導入の可能性、想定される課題やコスト面についてどのようにお考えか。

そして最後に、給食を通じた食育と地域農業の連携についてです。

地元で育った食材を知り、味わい、生産者の存在を感じることは、子どもたちにとって貴重な学びになります。また、農業振興という観点からも、給食は、地域の農業を支える一つの仕組みになり得るのではないかと考えます。給食を通して、どのような将来像を描いていくのか、併せて教育長のほうに伺いたいと思います。

○議長（西口義充君）教育長。

○教育長（中村賀一君）山下議員のご質問にお答えいたします。

本村の学校給食の食材調達に関しましては、現在、村内産の食材を優先にして、次いで県内産、そして国内産の調達方針を徹底しております。この取組は、直接的なこのオーガニック給食ではございませんが、環境負荷を可能な限り減らすという視点を有するものでございます。

特に産業課と連携をしました地産地消の取組としましては、あか牛、豚肉、イチゴ、甘藷といった特産物品を給食に提供しております。このことは子どもたちに新鮮で安全な食材を届けるだけではなく、村の生産者の所得安定と誇りにつながる地域農業振興策だと認識いたしております。

この地産地消の取組をさらに深めておりますが、この教育現場における農

家の方々との深い連携でございます。総合的な学習の時間におきましては、地元の農家にゲストティーチャーとして参加を依頼しまして、田植から稲刈りに至るまでの米づくりや甘藷の植付けや収穫体験を通して、その収穫物を給食で味わう活動を行っており、農家の方々の顔を思い浮かべながら食することで感謝の心を抱き、将来の西原村の農業を考えるとといった効果も期待しております。

こうした土に触れる体験と農家さんとの交流を基盤にしながら、このオーガニックに該当する化学農薬や化学肥料を使用しないというこの方針はもちろんのこと、環境保全に対する考え方を学ぶ機会につなげたいと考えております。

一方で、実務上の大きな課題としましては、このオーガニック食材は、化学農薬を抑えるために虫の付着や異物購入のリスクが生じることがあります。この異物購入ゼロを徹底しておりますこの調理現場におきましては、この安全管理上の大きな課題でございます。また、一般食材と比べて高価であることや天候による収穫変動が大きく、安定調達が難しいという課題もございます。今後、このようなこの課題に関しましては、食育検討委員会を設けるなどして対応してまいります。

以上の点を考慮しますと、学校給食を直ちにオーガニック化することは困難でありますけれども、村内産最優先の方針を維持しながら、例えば年に数回、特定品目のオーガニック化を図りながら、子どもたちにオーガニックに関する理解を深めさせることが必要だと認識いたしております。

今後、庁内で連携をしながら、現場の負担やこの安全性を十分に考慮した上で、食に対する確かな学びが確立できる西原流のオーガニック給食の在り方を調査、研究してまいります。以上でございます。

○議長（西口義充君）続けてください。

○1番議員（山下圭介君）ありがとうございます。

大きな改革でなくても、まずはできるところから積み重ねていけたらいいなと思っております。前向きな回答ありがとうございます。

続いて、3問目、学校教育における金融教育の推進についてです。

私は、経営者として事業に携わり、また商工会に所属しながら、日々、経営の中で強く感じるのは、若いうちの金融判断能力の差が将来大きな影響を与えるということです。

近年は物価上昇、いわゆるインフレの影響もあり、単に貯金をするだけでは資産価値が維持できない可能性もある時代となりました。一方で、投資や金融商品には当然リスクが伴います。だからこそ、子どもたちにはお金の価値が変動すること、リスクとリターンの関係、契約の重みといった基礎的な

理解を若いうちから身につけてほしいと考えております。

その観点から、3問お尋ねいたします。

関連しますので、まとめてお聞きいたします。

1つ目、金融教育の現状と計画です。

まず、本村の小学校、中学校における金融教育の現状について、現在どのような教科や時間でお金についての教育を行っているのか。

2つ目は、推進方法です。

金融教育の重要性は理解しつつも、学校現場では既に多忙であり、あれもしてほしい、これもしてほしいと要望を重ねることが適切ではないことは承知しております。そのため、既存の教科の中で無理なく取り入れる方法、外部教材の活用、短時間でできる出前講座など、現場の負担を増やさない工夫が重要であると考えております。本村として、どのような形であれば実現可能か、お聞きしたいと思えます。

そして3番目、地域の連携であります。

私は、商工会にも所属しておりますが、地域には、実務経験を持つ経験者や金融機関の職員など、社会の知識を持つ人材が多くおります。学校だけに負担をかけず、地域全体で支える仕組みも考えていきたいと思っております。学校、地域、事業者が協働する形で金融教育の可能性について、本村はどのようにお考えか、お尋ねいたします。

○議長（西口義充君）教育長。

○教育長（中村賀一君）山下議員のご質問にお答えさせていただきます。

1つ目の質問にあります金融教育の現状につきましては、主に中学校の技術・家庭科において、家計管理や売買契約の仕組み、消費者の権利と責任といった基礎的な内容を指導しております。

また、小学校におきましては、村の消費生活相談員を講師に招いた出前講座の実績がございまして、身近なトラブル事例を通じた教育を行っております。

今回ご質問いただきました金融教育に関しましては、単なるお金の計算ではなく、キャッシュレス化が進展する中において、選択する力と自立心を育む教育としての役割を重視したいと考えております。現在、子どもたちを取り巻く金融環境は大きく変化の兆しを見せておりまして、単なる知識の習得にとどまらない教育を展開する必要があると認識しております。

金融教育の本質は、多様な選択肢を正しく理解して、自らのライフプランに基づいて、自分にとってこのプラスになることを選択する力、また、お金をコントロールする自立心を育むことにあると考えております。

今後、本村におきましても、子どもたちが自ら問いを立て、必要な情報で

選択していく、この探求的な学びを基軸に据えて、将来の選択肢を広げるための教育につなげていきたいと考えております。

2つ目の質問でございます教員研修や最新の金融情勢を反映したこの教材の活用につきましては、検討の余地があると考えております。変化の激しい金融情勢を反映するためには、指導に当たる教員自身が専門的な知識をアップデートすることが不可欠です。教員が自信を持って生きた経済を語れるよう研修機会を確保しながら、村内全体の指導力の底上げをしていきたいと考えております。

多忙な教職員の現状におきましては、短時間で実施可能な出前講座や外部教材の活用は、実施の可能性を高めることにつながります。現在、本町におきましては、西原村教育研究会という組織がございますので、この部会におきまして金融教育に関する部会を位置づけて、活用について理解を図ってまいりたいと考えております。

3つ目の質問にあります各種機関との連携につきましては、地域の実務経験者や地元銀行と締結しておりますこの包括連携協定を最大限に活用しながら、専門家が提示します生きた経済の情報を素材として、子どもたちがそれらをどう活用すべきかを主体的に考える場を設定したいと考えております。金融機関等による社会を支えるお金の流れという仕組みを知ることが、子どもたちが自らの判断で取捨選択し、自らの知恵として生かすことが可能となり、あわせて、将来出会うかもしれない不利益な状況からの回避につながる教育であると思っております。

西原村の子どもたちが膨大な情報の中から不必要な手段を選び取って、自らの意思で人生をデザインできるよう、発達段階に応じた教育の充実に取り組んでまいります。以上でございます。

○議長（西口義充君）続けてください。

○1番議員（山下圭介君）ありがとうございます。私もそのとおりで思っています。

金融教育は、投資を進めるためだけの教育ではなく、子どもたちが将来自ら判断し、自らを守る力を育てる教育だと考えております。私自身も協力しながら、着実に取り組んでまいりたいと思います。

本日の質問が西原村のよりよい村づくりになることを期待いたしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（西口義充君）受領番号2番、3番議員、松浦哲也君。件数2件、発言を許します。

（3番議員 松浦哲也君 登壇 質問）

○3番議員（松浦哲也君）皆さん、おはようございます。3番議員、松浦です。

今議会におきましても、議長のお許しをいただきましたので、通告書のとおり2問、村長に質問いたします。

まず、1問目です。西原村のサツマイモを全国にPRしていただきたいというのが、1問目の質問でございます。

村の主要作物は、甘藷、サツマイモでご存じのとおりですが、最近、このサツマイモに基腐病が発生したりして、随分私たちも心配をしているところでございます。

そういう中で、今回、西原村のサツマイモについて、とても喜ばしいニュースが飛び込んでまいりました。日本のサツマイモ生産者の育成と品質向上を目的としたイベント、第7回目を迎えたそうですけれども、日本さつまいもサミットにおいて、西原村のシルクスイートが3年連続日本一獲得したと。そして今回、紅はるかも日本一になったということで、ダブル受賞をされたということをお聞きしました。今回、このさつまいもサミットは幕張メッセで開催されたということでございますが、西原村のサツマイモここにありという、全国にとどろかすそういう大会になったんじゃないかなというふうに思っております。3年連続日本一ということでございますので、令和5年度が大字小森の方、令和6年度が大字鳥子の方、今回、令和7年度が大字宮山の方が受賞されたということでございます。

産業課のほうからも、今回この視察研修に2名参加されたというふうにお聞きしております。日本一になるためには、農家の方も、それは畑に愛情を持って土づくりから、そして肥料や農薬を研究されながら、精いっぱい頑張ってきた成果じゃないかなというふうに思っております。

3年連続日本一、このことを絶好のチャンスと捉え、村長自らがトップセールスで、日本全国にPRしてみたらどうかということをお尋ねしたいというふうに思っております。3年連続の日本一の権利を持っているのは、日本全国で西原村だけです。PRするには、もちろん予算も必要でもあるし、例えば、ポスターを作成して全国展開を行うとか、あるいは販売に行けば、もちろん法被も必要でしょう。そして、最終的には販売価格のアップにも努めていただきたい。そういう思いで私も思っておりますが、村長がサツマイモをさらに日本全国にPRする意気込みというのをぜひお聞かせください。

○議長（西口義充君）村長。

（村長 吉井 誠君 登壇 答弁）

○村長（吉井 誠君）松浦議員のご質問にお答えいたします。

まずもって、本村の特産品であります甘藷が日本一を受賞しましたことは村の誇りであり、栄誉を受けられました松本農園の松本正幸さん、それから小城一也さんには、心よりお祝いを申し上げます。

先日、お二人が受賞報告ということでお見えになり、全国各地の選りすぐりの甘藷が出品される中、厳正な審査により、松本さんの紅はるか、そして、小城さんのシルクスweetが全国1位になったというお話を伺ったところでございます。これはネットニュースでも話題になっておりまして、選考会となりました冬のさつまいも博は、幕張メッセに何と5万人もの参加者を集めたそうでありまして、その中でのお賞は、それこそ西原村の甘藷のブランド化、PRに大きくつながったというふうに思っております。

さらに、先ほど申されましたとおり、おととしの高鍋農園さん、昨年の岩本農園さんに続く3年連続の日本一であり、村としては大変栄誉なことでございます。

また、団体別のイベントではございますけれども、2024年に開催されました焼き芋部門においては、日本一の受賞を収められた農家さんもいるというふうに聞いております。

これは生産者の皆様の頑張りでも、西原シルク、西原甘藷は全国の市場でも有名になりつつあります。このまたとない機会を活用し、村としましても、国の新規事業であります地域未来交付金の地場産業支援事業の要望調査に手を挙げて、甘藷のブランド化に向けた新たな取組を行いたいというふうに考えています。

この取組内容といたしましては、西原村と西原産甘藷の流通先において、販売促進のイベントを開催し、買物中心世代への直接の売り込み、西原産甘藷のPR動画を作成して、SNS等を活用しながら、若者世代への認知度向上に取り組む計画としています。これにより、ブランド力を高め、高付加価値化による販売価格の上昇を目指していきたいというふうに思います。

また、品質向上に向けて、夏場の高温などが原因とされます甘藷の空洞化について、地温を下げる新たな資材等を実証的に実験で導入し、その実証に取り組む計画でございます。

トップセールスにつきましては、西原村の立地企業の本社などで行われるマルシェへの参加や大都市圏で開催されますイベントなどの機会に、積極的に取り組んでいるところでございます。また、今年度より県の大阪事務所に西原村の職員を派遣していますことから、先般、大阪府で開催されましたくまモン感謝祭、ABCラジオまつり、ディステーションキャンペーンでの大阪駅前イベント、それから災害時連携協定を締結しました石川県穴水町の牡蠣祭りでも新たに新店を行いまして、いずれも大好評をいただきました。

私個人、西原村にはくまモンみたいなキャラクターがありませんので、こういう補助金を活用して、キャラクターにも挑戦できればというふうに考えております。

これから先、令和8年度におきましても、全国で西原村の甘藷、カライモをPRしていきたいというふうに思っております。

このほか、事業等の詳細につきましては、産業課長よりお答えいたします。以上でございます。

○議長（西口義充君）産業課長。

○産業課長（中西 聡君）松浦議員のご質問にお答えいたします。

西原村産甘藷においては、シルクスweet、紅はるかを中心に、九州、広島、大阪、岐阜に出荷されており、出荷先では利売り販売されておりますが、消費者ニーズに対しまして出荷量が追いついていない状況にあるとお聞きしております。

特にシルクスweetにおきましては、近年の夏場の高温少雨によるものと思われる空洞化したものが多少見られ、出荷できない甘藷が徐々に増えてきているというふうにお聞きしております。農家の皆様も空洞化とならないよう様々な取組を行われておりますが、課題解決までには至っていない状況にあります。

そのような中で、今回の日本一の受賞というのは、非常に喜ばしいことでありまして、村の産地のPRに絶好のチャンスと捉えております。

先ほど村長の答弁にありました地域未来交付金、地場産業支援事業についてでございますが、要望額につきましては、3か年で総事業費1,698万円、交付金の充当率は2分の1となっております。主な内容につきましては、村長の答弁と重複いたしますが、販売促進イベント経費、PRポスター及びPR看板の作成、イベント時の衣装やのぼりの作成、イベント参加時の生産者さんの旅費、PR動画の作成委託料及び動画サイト広告手数料、また、安定出荷に寄与する取組として、気候変動に対処する資材の導入実証を行うための資材購入費などを予定しております。

この交付金事業におきましては、まだ国の要望を行ったという段階でございまして、採択されたものではございません。村の財政負担もありますので、今後も同様の補助事業、交付金事業などに注視しまして、村の特産品の認知度向上に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（西口義充君）松浦君、続けてください。

○3番議員（松浦哲也君）ありがとうございます。

村もこの受賞を絶好のチャンスと捉え、早速令和8年度地域未来交付金、地場産業支援の申請もされているというふうにお聞きしました。内容も、イベントに参加したり、あるいは看板を作成したり、ポスターを作成したり、非常に楽しみに私もしておりますが、先ほど3か年計画事業費が1,698万円と

いうふうに言われました。2分の1で849万円ですか。

今申請中ですから、これが申請して採択になれば喜ばしいことなんですが、もし不採択となった場合に、どうせこの849万円は単費として補助されるということであれば、採択されなかったとしても、この849万円を使っていたきたいというふうに私は思っておりますが、後でまた村長の答弁をお聞きしたいと思っております。

先ほど村長も言われたように、いろんな場でトップセールスとして、全国に西原のサツマイモをPRしていただきたいというふうに思っております。

2月に、私は熊本市内の有名なデパートの食料品の売場をのぞいてみました。そこに、なると金時、サツマイモのブランドですね、これが袋にMサイズが3本入っていました。価格が756円、非常に高いなというふうに思っただけですけども、今、村のシルクスイートは農協に5キロ箱で出されておりますが、例えば、これを2,000円とします。この5キロ箱に私もちょっと取り寄せてみて何本入っているかなと数えてみたら28本入っていました。2,000円で28で割れば71円になるわけですけども、71円の3本、213円になりますけれども、例えばこれにあと中間マージンが入ったとしても300円ぐらいになるでしょうか。それでもやはり756円すれば半分にも満たない。いかにブランドの芋が高価で売られているかということですね。

最終的には、やはり西原村のサツマイモの価格の底上げも目指して、農家の所得向上につなげていただきたいというふうに思っておりますが、先ほどの単費も含めて、村長のご答弁をお願いします。

○議長（西口義充君）村長。

○村長（吉井 誠君）お答えいたします。

まず、価格の高騰、私も経験がありまして、東京の企業さんのところに訪問する際に、八百屋さんが町なかにあります、熊本の柿が、食べる柿、木になる柿が木箱に入って1箱2万円とかで売ってありまして、これはすごいと思っております。できれば、何かずっとそれが心に残ってありまして、東京で桐の箱か何かに入れてカライモ1本何千円とかで売ればいいなというふうに思っております。

そういう取組も、先日、小城さんとか岩本さんとか、若手世代の農家さんともそういう話をしてありまして、基本的には、若手、今の現役世代の方々と若手さん、それぞれ農家の方がどういうことをしたいか、例えば暑さ対策においても、1人はちょっと難しいと言っていますので、四、五人程度グループをつくってもらって、うちのグループは例えば麦をカライモの間に植えてみたりとか、こっちは白のマルチをやってみたりとか、新しい農薬をつくってみたりとか、そういうのにはどんどん手伝っていきたくて、自分たちで

いろいろ考えて何でも言ってくれないかというのを話しているところでございます。もう本当に、基幹産業でありますんで、全力投球で価格の高騰であったり、若い世代が何かやってみたいと思えるような特産品になればというふうに感じています。

それから、先ほど申されました補助が受けられなかったらちゅうことなんですけれども、今年駄目でも来年、再来年、また挑戦を続けていきたいというふうに思っております。もし、今年採択されなかった場合でも、一度にはいきなり全部は無理かもしれませんが、それも農家さんとかに聞いて、自分の考えとしては、PR活動にも若手の農家さんにどんどん県外とかに出向いて行ってもらって、市場の生の声を聞いてもらって、それをまた産物に反映させていただければというふうに思っております。若手農家さんとかに声も聞いて、法被が先かのぼりが先かとか、取りあえず行ってみたいとか、そういうのをちょっと選別させていただきながら、いきなり八百何十万は無理かもしれませんが、できる限り取り組んでいきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（西口義充君）3回目、お願いします。

○3番議員（松浦哲也君）ありがとうございます。

西原村のサツマイモ、甘藷が、全国の方々からサツマイモと言われたら西原村と言われるように、村長自らがトップセールスで頑張っていただきたいというふうに期待して、2問目の質問に移ります。

2問目ですけれども、村営水道の今後の方向性についてということでございます。

谷水道と小森水道の統合に伴う、今、業務委託経営認可申請を作成中というふうに思いますが、この認可後の予算も含めてどのように行うのか。この事業は、何か年かの事業計画になるというふうに思いますが、年度ごとの事業計画と予算はどうなるのか。

そして2つ目が、給水区域はどうするのかということです。

今、秋田原配水池と大峯配水池からの供給と思いますが、新たに新設する配水池があるのか。給水区域の変更も含めて、安定供給は大丈夫なのか。

3つ目が、村にはたくさんの方のまだ地元の水道組合がござりますが、統合予定はどうなっていくのかということも含めてお聞きをしたいと思います。

○議長（西口義充君）村長。

○村長（吉井 誠君）松浦議員のご質問にお答えいたします。

国は、各自治体で水道事業を一本化することを推奨しているところでございますけれども、村内には各地区で管理されている水道組合が11組合以上残っているところであり、水道管の老朽化や地区高齢化による担い手不足問題

など、深刻な問題を抱えているというふうに認識しています。

村としましては、水道事業の経営基盤の強化と安定供給、水質の安全性確保のために、各組合の意向や経営状況を十分に尊重しつつ、広域化や統合への取組を進める必要があるというふうに考えております。

ご質問のとおり、令和7年9月議会において、小森水道と谷水道の村営水道への統合に向けた基本計画及び変更認可申請書作成委託に係る予算を認めていただき、作成を進めているところであります。本年度内に県へ申請を提出する予定としております。

県の認可が下りましたら、令和9年4月をめどに、小森水道及び谷水道と経営統合を行う予定としております。経営統合後に、新たな給水区域に対応するため、配水池や水道管などの施設整備に着手し、令和12年度に完成、給水開始予定でございます。施設整備につきましては、約7億円以上を要し、まず、令和8年度当初予算には、用地購入費及び実施設計委託費の4,508万円を計上させていただきました。

給水区域につきましては、現在の村営水道は、大峯配水池と秋田原配水池から供給を行っておりますが、大峯配水池の供給能力が供給量に対して逼迫しつつある状況であるため、今回新たに整備します小森地区の配水池を活用し、大峯配水池からの供給量を緩和することが可能となる予定でございます。また、小森地区の配水池の能力も大峯配水池と同等の能力を有するよう検討していますので、今後の人口増への対応及び既存住民への安定供給がより強固なものになることと認識しているところでございます。

小森地区、谷地区以外の組合水道の統合の予定につきましては、現時点で明確にどの組合がいつまでに村営水道へ統合するとの返答はできかねますが、幾つかの水道組合により、後々は村営水道へ統合をお願いしたいとの話も伺っているところでございます。

いずれにしましても、どの組合も担い手不足であったり、専門知識を有する人材確保の厳しさ、既に設置されております管の老朽化に伴う緊急時の対応の困難さなどの問題を抱えられているようでございます。料金設定などの調整すべき課題もございますが、水の安定供給を図るため、各区民組合の意向や経営状況を十分に尊重しつつ、村営水道への統合に向けた協議を進めていく方針でございます。以上でございます。

○議長（西口義充君）続けてください。

○3番議員（松浦哲也君）ありがとうございます。

先ほどの年度別施設整備計画の中で、施設整備に5年間ぐらいを要するというところでございます。予算総額も7億円以上かかるというようなことでございます。その中で水道課のほうでちょっと確認をいたしました、令和9

年度の予算が一番大きいと。4億円以上、この9年度にはかかるというようなことの報告を受けましたが、その令和9年度の主な整備計画の内容は何なのか。

そして、水道事業会計では実質3割負担とのことですが、返済計画も含めて経営上支障はないのか。

そして最後に、統合によって今後の水道料金の値上げの可能性はないのかというのもお尋ねしたいと思います。

○議長（西口義充君）水道課長。

○水道課長（村上文英君）松浦議員の質問にお答えさせていただきます。

まず、先ほど令和9年度において、4億円相当の事業計画をしております。内容としましては、小森地区に設置する配水池の基礎及び配水池の設置ということになっております。これにつきまして4億円ということで、水道事業会計では、現在、保有財産というものが2億円相当ありますが、足りませんので、その年度につきましては一般会計から一時繰入れをさせていただき、同年度に返済ということはする必要はあるかというふうに考えております。

それから、総事業費としまして7億円以上ということで、国から国庫補助金で3割の補助を一応見込んでおりますが、残りは起債ということで、償還年数を各年度ごとに計算しまして、事業経営上回せるように償還年数も検討しながら、10年から25年程度で償還できるように起債を借り、償還していきたいと考えております。

それと水道料金の値上げにつきましては、現計画におきましては一応据置きということで、一応事業は行えるというふうな計画はしております。しかしながら、今回7億円から事業投資を行う中で、資産が増えて償還金、減価償却等も増えてきます。また、その地区、ほかの地区との統合等を踏まえていきますと、水道事業としての資産が増えますし、今後、経営する中で、水道料等を検討しながら、経営状況安定化させる必要もありますので、現時点では据置きと考えておりますが、将来的には値上げをすることも検討の一つと考える必要があると認識しております。以上でございます。

○議長（西口義充君）次、続けてください。

○3番議員（松浦哲也君）ありがとうございます。

統合に伴う認可後は、簡易水道から上水道に変わっていくというふうに思いますが、給水人口も、現在4,500人ぐらいから6,000人近くに増えるというふうにお聞きしておりますが、年度別施設整備計画に多額な予算を使うわけですから、谷水道、小森水道、統合後の上水道も、給水区域内への安定供給に努めていただきたいというふうに思います。

そういうことをお願いして、以上2問の質問を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長（西口義充君）これより暫時休憩します。

（午前11時06分）

（午前11時20分）

○議長（西口義充君）休憩前に引き続き会議を再開します。

受領番号3番、4番議員、尾崎幸穂君、件数1件、発言を許します。

（4番議員 尾崎幸穂君 登壇 質問）

○4番議員（尾崎幸穂君）おはようございます。4番議員、尾崎です。

通告書に従い、1件の質問を行います。

学校プールの在り方について質問させていただきます。

まず初めに、本日、議会を傍聴にお越しいただいている村民の皆様にご心よりお礼を申し上げます。議会の様子を見ていただくことは、村政を身近に感じていただく大切な機会だと思っております。

本日は、公立小中学校3校にある学校プールの在り方について質問をいたします。

現在、各学校にあるプールは、建設からかなりの年数を経過しており、老朽化が進んでいる状況にあります。また、熊本地震の際には、被害を受けた施設もあると聞いております。そうした中でも、今後も3校それぞれのプールを維持していくのか、それとも集約化など新しい形を検討しているのか、方向性を整理する必要があるのではないかと感じています。

一方で、近年は、体育館へのエアコン設置も進められておりますし、今後は、学校校舎そのものの老朽化への対応も必要になってくると思います。教育施設全体の整備を考えますと、これから先、かなりの費用が必要になってくる可能性があるのではないかと感じています。また、人口の視点からも考えると、将来の児童・生徒数や村の人口規模も見据えながら、持続可能な施設の在り方を考えていくことが大切なのではないのでしょうか。

そうした視点から、幾つか質問をさせていただきます。

まず、現在の学校プールの状況についてお尋ねいたします。

村内の小中学校3校に設置されているプールについて、老朽化の状況や熊本地震による影響などを含め、現在どのような状況なのか。今後必要となる修繕や設備などの更新についてどのように考えているのか。維持管理について、現在、3校のプールを維持管理するために年間どの程度の金銭的、人的費用がかかっているのか。さらに、水泳事業の実地体制について、現在は教員が水泳指導や安全管理、評価などを行っていると思いますが、1クラスに対して教員1名で対応する体制について、現場としてどのような課題がある

と認識しているのか。屋外プールであるため、天候に左右されることも多いと思います。教育環境という面からどのように考えているのか。

これは2問目になります。民間プールへの委託検討について。

学校プールの代替手段について、学校プールの老朽化や維持管理の課題を踏まえ、村外の村民プール施設を活用して水泳事業を行う方向について、これまで検討されたことがあるのか。もし、検討されている場合は、移動時間や委託料、交通費などを含めた費用面、授業時間の確保や安全管理などについてどのように整理されているのか。

また、近隣自治体において、民間施設を活用して水泳授業をしている事例があるのか。そうした事例を参考に検討されているのかを併せてお尋ねいたします。

○議長（西口義充君）教育長。

（教育長 中村賀一君 登壇 答弁）

○教育長（中村賀一君）尾崎議員におかれましては、平素から本村の教育行政に対するご理解、ご協力を賜り感謝申し上げます。

それでは、尾崎議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、本題に入ります前に、西原村学校規模適正化検討委員会における議論の件についてお話をいたします。

本検討委員会におきましては、向こう10年間の教育方針といたしまして、小学校統合の是非を今すぐ決めるのではなく、子どもたちの教育において何が最良かということを経験に据えて、現在の2校体制の維持を念頭に置きながら学校選択ができるという点、きめ細かな指導ができるという点、これをメリットを生かしながら、前例のない最良の教育環境をつくり出しております。その議論の延長上におきまして、この老朽化したプールの問題が浮上いたしました。3校のプールをどうするかというのは大きな課題でございます。

まず、1つ目の質問でございますけれども、本村の学校プールは、3校とも耐用年数を超える状況にまずあります。山西小学校が58年の経過です。河原小学校が47年を経過しております。西原中学校が54年を経過しております。いずれも著しく老朽化が進んでおります。一般的に、学校のプールの耐用年数の目安は40年から50年とされておりますので、大規模改修の工事を行えば寿命を延ばすことも可能ではありますが、相当の経費を費やすことになります。

現段階におきまして、村の3つの学校の過去の6年間の維持・修繕費用を算出しますと、総額2,800万円程度の額を費やしております。特に、山西小学校のプールに関しましては、熊本地震の影響もありまして、プール本体の亀裂や底面塗装の剝離、ろ過配管の漏水といった問題も生じておりまして、対

応に苦慮しております。これらの問題に対応するために、その都度、補修を行っておりますが、補修後にまた別の箇所から損傷が確認されるなど、熊本地震の影響を受けた構造的な欠陥を加味いたしますと、今後、大規模な補修が生じる可能性があります。

また、別の視点といたしまして、近年、猛暑がありまして、極めて深刻でございます。暑さ指数や水温の上昇によりまして授業が中止になるケースも生じております。中学校におきましては、9月に水泳を実施したという経緯もありまして、いろんな課題がまた浮上してまいります。

ただし、安全確保につきましては、本村におきましては、学習支援員、生活支援員を雇用しておりますので、複数体制の監視が可能でありまして、最大限の配慮を行いながら安全管理に努めております。

以上の点から、西原村学校規模適正化検討委員会で提示をいたしましたとおり、プールの集約化につきましては、避けては通れない課題であると考えております。そしてまた、老朽化を考慮しますと、早急に議論を進める必要があると認識いたしております。

2つ目の質問でございますけれども、村外の民間プールへの水泳授業の委託につきましては、実際、水泳授業を学校外で試験的に行っている自治体のケースを参考にしながら検討をいたしました。

結論から申し上げますと、学校にとっては移動時間や移動交通手段の問題への対応が厳しくありまして、また、民間のプール施設からは、営業時間帯の問題等によりまして委託を受けることはできないと返答を受けまして、見送った経緯がございます。特に、一般営業の時間帯は固定客が多いため、学校の児童・生徒の受入れは厳しい状況がありまして、今後、営業内容が変化しても期待ができませんと思われる。何より移動時間が生じますので、児童・生徒の授業時間を確保するという観点から、民間委託を、この選択肢を断念するに至りました。まずは、以上でございます。

○議長（西口義充君）続けてください。

○4番議員（尾崎幸穂君）民間への委託のほうも検討されたということで、ほかの自治体でいえば、熊本県内でしたら御船町のほうがほかのプール施設での水泳授業をされている。それと、ちょっと研修に行かせていただいた福岡県の古賀市は、完全に民間への委託をされているところもあります。そこでも、やっぱり移動時間のほうを検討されていますが、大体プールの中に、水の中につかっている時間が1時間の授業当たり20分ということ considering、それを1こまと考えるならば、1時間の授業で2こま取れるという計算の下、移動手段も考えて委託をされているということでした。

そのほかにも、もし、学習支援員がいらっしゃるので見る安全面は大丈夫

ですということだったんですが、指導の面に関してはやっぱりプロの目が必要である場合もあるのではないかとということで、そういうプールの施設からの指導員の派遣というものもあるというふうに聞いております。

これを踏まえまして、学校プールの選択肢等は3校一遍に修復するというのは財政面に多分厳しいということで、もし、3校あるものを1か所に集約するという、あとは民間でも近くにあればとかいうことがあれば民間への委託も考えられるんでしょうけれども、ちょっとそれも難しいということで、あともう一つあるとするならば、村営プール、村がプールを造ってということを考えられると思いますので、ここで3つ目の質問です。

次に、学校プールの集約化、学校を、例えば山西と河原はやめて中学校1校に集約するというやり方があると思いますけれども、それに伴って、学校規模適正化検討委員会においてもプールの集約化なども検討されたということだったので、学校教育だけではなくて、社会体育や村民の健康づくり、地域住民の利用など様々な活用の可能性について考え、そういう意見も出たのではないかと思います。

ですが、仮に、村営の室内プールを整備すれば、建設費だけでなく、その後の維持管理費も含めて長期的に村の財政への負担が生じることが考えられます。村営プールの整備について、建設費や維持管理費などどのように見込んでおられるのか。また、財政面からどのような課題があるのか、お尋ねいたします。

○議長（西口義充君）教育長。

○教育長（中村賀一君）3つ目の質問にお答えいたします。

学校規模適正化検討委員会におきましては、村営の社会体育施設として集約する案につきまして、建設に係る経費の軽減に向けて、ろ過機やマンホールトイレなどの防災拠点機能を持たせることで、国の補助金を最大限に活用できることを前提としてこの提案をいたしました。検討委員会の委員からは、学校でのプールの授業を、実際、1学年当たり年間10時間程度であるということ踏まえ、集約化は費用対効果が高く、インストラクターの配置や地域住民の利用によりまして、村の健康増進や防災体制の強化につながるのではないかと意見もございました。

今後、大きな3つの方向性があると思われれます。

まず、1つ目は、現行どおりの3校のプールをそれぞれ維持する方向です。しかし、この場合は、例えば山西小学校だけでも、改修費用としまして今後5,000万円以上の額が必要になります。ですから、3校の体制を維持することは財政面でも大きな負担がかかりますので、現実的ではありません。

2つ目は、先ほどもお話がありました、中学校の敷地内に学校プールとし

て集約化する方法でございます。規模や機能によってコストは変動いたしますが、プール本体のみを屋外に建設した場合には約3億円程度、また、屋根をかけた屋内プールとして建設すれば、約6億円程度のという試算でございます。当然、補助はございますけれども、相当な額がこれは見込まれます。

3つ目は、学校規模適正化検討委員会で議題にしました社会体育の施設でございます。先ほども申し上げましたとおり、防災拠点機能を備えることで、国の補助金を最大限に活用することができます。

以上の点を踏まえると、集約化によるコストの削減を重視しながら、学校施設として建設をするのか、もしくは社会体育施設として建設するのか、2つの選択肢があると思われまふ。ただし、学校体育施設にするのか、または社会体育施設にするのかの選択肢において、建設費や維持管理費が、非常にこれは多額の費用を費やすこととなります。ですから、住民ニーズ等をしつかり明らかにしながら見極めていかなければなりません。

加えて、今後、プール建設費以外にも様々な改修費用等も発生いたしますので、実際、プール検討委員会等を設置しながら、または産業教育委員会との協議を重ねながら慎重に進めていきたいと考えております。建設費が高騰する昨今、小中学校体育館への空調設備の設置はもとより、今後必要な小学校校舎の建築のことがございますので、ここの整合性を図りながら、村の財政部局と十分に協議を重ね、丁寧な議論を進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（西口義充君）続けてください。

○4番議員（尾崎幸穂君）学校プールの問題は、単に水泳授業の問題だけではなく、教育施設全体の整備、そして村の財政にも関わってくる問題だと思ひます。もし、村営プールを整備するとなれば建設費も大きくなりますし、その後の維持管理費も毎年必要になってきます。また、今現在、体育館へのエアコンの設置事業も進めていますし、これから先、学校校舎そのものの老朽化も対応が必要になると思ひます。そう考えてくると、教育施設に係る費用というのは今後、かなり大きくなります。

そこで、教育長に加えて、村長にもお尋ねいたします。

村全体の財政運営を担う立場として、村長は、学校プールの在り方についてどのようにお考えなのか、お願いいたします。

○議長（西口義充君）村長。

○村長（吉井 誠君）尾崎議員のご質問の、社会体育施設としてのプール建設であったり、学校施設としての建設についての考えということでありまふ。

学校の児童・生徒のみならず、一般への開放も視野に入れて建設できないかということも含めて、3つの学校の3つのプールをそれぞれ維持管理し続

けることは非効率であって、社会体育施設として1つ整備すれば、授業だけではなく、年間を通して地域住民にも利用いただける意義が生まれるというふうに思っておりますが、一方で、高騰する建設費、維持管理費を含めたところで検討を深める必要があるというふうに思っております。

あわせて、先ほど教育長のほうからも話がありましたように、住民のニーズがどれだけあるかという点も踏まえて重要視したいというふうに考えております。

熊本地震のときに、役場で私は働いていまして、中学校のプールからトイレ用の水をバケツでみんなで汲んで、その水を利用してトイレを使っていたという記憶がございます。山西小学校もセンスイが職員室の前にあった水を使ったりとか、プールの水を使ったというふうに聞いております。河原小学校は、恐らく、前に川があったり、上にプールが何らかの形で使われていると思いますので、そこら辺も含めたところで、災害用の水としても使えるということを踏まえた上で、これから学校検討委員会等で議論を深めてもらって、その結果で判断できればというふうに思っております。

今後引き続き検討を重ねるとともに、建設する方法や運営方法、例えば、民間に幾らか補助すれば立地してくれるか等々も含めて、なるべくよりよい方法を皆様からご提案いただき、柔軟に対応していければというふうに思っております。以上です。

○議長（西口義充君）尾崎議員、最後、まとめてください。

○4番議員（尾崎幸穂君）今すぐ結論を出さなければならない問題ではないんですけれども、これから考えなければならない大事な問題だと思います。学校1校に集約すると、学生しか使えないというふうになります。そのために、先ほど言った金額6億円をかけるのか、また、社会体育施設としてももう少し莫大な金額をかけて造るのか、村の財政に関わってくる、運営にも関わってくる課題だと思います。

ただ、本当に社会体育施設として造るのであれば、村民の皆さんが利用する、したいと思う施設にしないといけないと思います。アンケートを実施しながら、要るか要らないかという簡単なものではなく、どのようにしたら利用するのか、どのようにしたら利用しやすいのかとニーズを考えながら、あんまり取り入れ過ぎると、ここもまた莫大な金額になってしまいますので、村の財政に応じた教育施設を検討する。もしくは、もう村のニーズというか、社会体育施設としての考え方を捨てて、もう学校教育だけにして集約化をする。それにしても屋外にはなると思いますが、暑さ対策などにはしっかりと考えられた施設にしていくように考えて検討していただきたいなと思います。

将来世代に過度な負担を残さないように十分な検討をしていただくことを

要望し、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（西口義充君）続けて大丈夫でしょうか。

受領番号4番、6番議員、坂本隆文君、件数2件、発言を許します。

（6番議員 坂本隆文君 登壇 質問）

○6番議員（坂本隆文君）6番議員、坂本です。

通告書に従いまして、一般質問をさせていただきます。

まず、1つ目の質問でございます。庁舎喫煙所設置と職員の休憩についてでございます。

役場庁舎改修に伴いまして、コンテナ型の喫煙所が撤去されました。現在は庁舎から離れた場所に喫煙所があり、利用者にとって不便な状況となっております。庁舎近くに新たに造るお考えはないかという質問でございます。いかがでしょうか。

○議長（西口義充君）村長。

（村長 吉井 誠君 登壇 答弁）

○村長（吉井 誠君）坂本議員のご質問にお答えいたします。

役場庁舎改修に伴い、従来設置しておりましたコンテナ型喫煙所を撤去し、現在は、庁舎から一定程度離れた場所に、西側方面に喫煙所を設置しております。庁舎改修に当たりましては、来庁者の利便性向上、安全性の確保、景観への配慮、さらには受動喫煙防止対策など、様々な観点を総合的に検討してまいりました。特に、健康増進法の趣旨を踏まえ、不特定多数の来庁者が利用する公共施設として、受動喫煙の防止に十分配慮することは重要であるというふうに考えております。そのような観点から、庁舎の出入口付近であったり、来庁者動線に隣接する場所への喫煙所設置は慎重であるべきというふうに判断して、現在の配置としているところでございます。

喫煙者の利便性という視点も一定程度理解するところではございますけれども、公共施設としての性格や来庁者への配慮、健康への影響などを総合的に勘案いたしますと、現時点において、庁舎近接地に新たに喫煙所を設置する予定はないということでございます。

今後におきましても、社会的動向や法令の趣旨、庁舎利用状況等を注視しながら、必要に応じて適切な検討を行っていきたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（西口義充君）続けてください。

○6番議員（坂本隆文君）ありがとうございます。

たばこを吸う人吸わない人で全く正反対の考えでございまして、違ってくると思いますが、今の喫煙場所が相当遠くにあって一番端っこにありますので、職員だけでなく、来庁されるたばこを吸う人にもとても不便ですという

ふうに言われておりますので、こちらのほうはもう一度、引き続き検討していただければと思っております。よろしいでしょうか。

○議長（西口義充君）村長。

○村長（吉井 誠君）坂本議員が申されましたとおり、さきの区長会においても、喫煙所をどうにかならないかという要望があつておりまして、これからまた検討をしていきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（西口義充君）続けてください。

○6番議員（坂本隆文君）ありがとうございます。検討していただけるということ、引き続き検討していただければと思います。

続きまして、それに伴いまして2番目の質問ですけれども、職員がたばこを吸えば休憩しているのと同じと、私は考えております。平等性を考えると、たばこを吸わない職員にも同等の休憩時間をちゃんと与えるべきと、私は考えております。村長のお考えをお願いいたします。

○議長（西口義充君）村長。

○村長（吉井 誠君）職員の休憩時間につきましては、労働基準法、その他の関係法令及び本村の服務規程に基づき、適正に運用しているところでございます。

ご指摘のとおり、喫煙に要する時間が事実上の休憩となっているのではないか、また、喫煙しない職員との間に不公平が生じているのではないかのご意見については、一定の問題意識として受け止める必要があるというふうに考えております。

しかしながら、本村においては、喫煙に関して特別の追加の休憩時間を付与しているものではなく、あくまで定められた休憩時間の範囲内で行われるべきものであるという考え方の下で運用しています。実際の職場運営においては、業務の繁閑や職員配置、住民対応の状況などが日々、異なります。そのため、休憩の取り方や時間配分につきましては画一的に定めるものではなく、各課長が業務管理の一環として適切に判断し、職員間の公平性と業務の円滑な遂行の両立が図られるよう努めているところでございます。

また、職員の休憩スペースの確保としまして、庁舎改修によりリニューアルしました1階の会議室を一定時間利用できればというふうに考えております。私が村長に就かせていただいて、やっぱり職員が休憩して、みんなで隣の課とか近隣の課と話ができる環境をつくりたいとの思いで、こういう措置を取らせていただきました。最も重要なのは、喫煙の有無にかかわらず、全ての職員が心身の健康を維持しながら職務に専念できる環境を整えることでありまして、そのための勤務管理を適切に行うことが管理職の責務であるというふうに考えております。

今後も、職員間の公平性に十分配慮しつつ、住民サービスに支障が生じることのないよう、適切な職場管理と指導を徹底してまいります。以上でございます。

○議長（西口義充君）続けてください。

○6番議員（坂本隆文君）ありがとうございます。

休憩に関してですけれども、世界中の多くの研究者が発表されております。そのほとんどの内容は、仕事の合間に休憩を挟むことは、集中力の維持や作業効率の向上に効果があるというふうに言われておりまして、長時間連続で作業を行うと、脳は疲労し、注意力や判断力が低下しやすくなる。その結果、ミスの増加や作業速度の低下が起り、生産性が下がる可能性がある。こうした問題に対して、短い休憩を取り入れることが有効であると報告されております。

ぜひ、各課長さんには、自分の課の職員には住民サービスに支障が生じない範囲で気を遣っていただいて、休憩が自分で取れる取組をしていただいておりますが、村長、どうでしょうか。

○議長（西口義充君）村長。

○村長（吉井 誠君）坂本議員の申されましたとおり、庁舎改修によって職員の休憩スペースというのを設けておりますので、各課長の指示の下、職員が平等に休憩できるように、また、それから、お昼御飯もできれば一緒に食べてもらって、コミュニケーションの向上に努めていただくことも含めて、積極的に取り組んでいきたいというふうに思います。以上です。

○議長（西口義充君）続けてください。

○6番議員（坂本隆文君）ありがとうございます。

こちらは、たばこを吸う吸わない関係なくなんですけれども、やはり平等性というものを十分考えておりまして、ちょっとコーヒー飲みたいけれどもやっぱり休憩ができないとか、休憩したいけれどもというのがありますけれども、こういうことでちゃんと時間を与えてあげれば、休憩していてもほかから変な目で見られることのないと思いますので、ぜひ全課長さんをお願いいたします。ちょっと職員の方々に目をかけていただいたり、自分も休憩していただければと思っております。

続きまして、次の質問に入ります。

西原村の補助金・助成金についてであります。

西原村の単独での補助金・助成金は、他の市町村に比べ少ないように思えます。村単独で出されている補助金・助成金はどのようなものがあるか、その予算はということをお願いいたします。

○議長（西口義充君）村長。

○村長（吉井 誠君）坂本議員の単独の補助金・助成金制度についてお答えいたします。

福祉事業では、住民生活という視点から、国・県を含めた幅広い補助金や助成金制度がございますが、村単独の補助制度では、住民が住み慣れた場所で安心して暮らし続けるための環境整備を目的として、年代別、ライフステージ別、課題別などで各種補助事業を行っております。

まず、住まい環境の整備という視点でいいますと、在宅ケアのための補助金としまして、新築住宅建築福祉用具設置補助金が、要介護者や障害者世帯に対し、建物に補助用具を設置することに対して必要な経費の補助を、住宅1軒につき補助上限20万円の範囲で行っております。

また、高齢者等の移動と食の確保という視点から、福祉タクシー助成事業を令和7年度より利用枠の拡充を図りまして、1回当たりのタクシーチケットの使用枚数1枚500円の3枚を4枚までであったり、対象者の拡充、これは通院者は65歳から可能、また妊婦も使用可としております。それから、村中心部からの距離に応じた地区加算、1月当たり1から4万円加算を行っております。1人当たり年間3万円から、地区によっては最大5万4,000円までの利用を可能としています。

また、令和8年度からは、委託により、高齢者への買物支援の補助金も、新たに車両購入費500万円、運営補助年間120万円を上限として予算案を計上しております。これは委託事業ではありますが、独り暮らし高齢者への見守りを兼ねました食の支援であったり、衣類関係の支援を図っております。家族介護者の負担軽減という観点から、寝たきり老人等介護者手当としまして、支える家庭の生活を守るため、月1万円の支給をしています。そのほか、独り暮らし老人への声かけや健康維持を目的とした一人暮らし老人牛乳支給事業や、敬老祝い金として88歳に1万円、100歳に5万円の支給。

子育て世帯には、令和7年度に、村独自に子育て応援物価高騰対策臨時給付金として、18歳までの子ども1人に対し1万円の給付金の支給を行っております。修学旅行や高校生のバス通学定期券への助成制度もございます。

このほか、不妊治療費に係る助成や生ごみ処理容器の購入助成、浄化槽の設置や維持管理への補助なども村単独で実施しているところでございます。

補助制度の活用率のご質問もありましたが、福祉タクシー券のように、追加予算を組ませていただくほど活用いただいている事業もあれば、対象者が限られていても必要な方は必要なときに活用できるような支援もあり、村としては、今後も利用状況を踏まえながら運用を行ってまいりたいと考えております。説明は以上でございます。

○議長（西口義充君）続けてください。

○6番議員（坂本隆文君）ありがとうございます。

西原村も、単独でいろいろな補助事業がございます。改めて感謝いたしたいと思っております。

まだまだ、私たち議員も、一人一人の皆様方と村民の方々と結構話しまして、こういうのがあったらいいなとか、そういうのも上がってきておりますので、少しずつ全体的に、一遍にはできないかもしれませんが、こういうものを相談していただいて、村民の方々に優しい村づくりをしていただければと思っております。

続きまして、2番目の質問ですけれども、先日、障害のあるお子さんを持つ知り合いの方が、車椅子で乗れる福祉車両を購入されました。新車でです。その方に、何か村から補助金や助成金はありましたかと聞いたところ、役場に聞きに行きましたが、何もないというふうに言われましたと。子どものために奮発してこの新車を買いましたとのことですが、また、片道1時間ほどこの車を使って、子どもさんの学校やデイサービスへの送迎などを毎日大変ですと言われておりました。

特別支援教育就学奨励費以外で、市町村によってはガソリン代の燃料代助成もあるそうです。西原村も独自に視野を広めて、柔軟に、そうして人に優しい村づくりの一環として、障害をお持ちの方や困っている方たちにもう少し手を差し伸べてあげることはいできないでしょうか。どうでしょうか。

○議長（西口義充君）村長。

○村長（吉井 誠君）坂本議員の質問にお答えいたします。

障害をお持ちの方の日々生活や社会生活への支援につきましては、障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業において、各市町村が様々な支援メニューを組んで実施しているところでございます。

本村におきましても、訪問入浴サービスや日常生活用具給付など、多様な支援を実施しています。国・県の協調補助があるメニューがほとんどであります。中には、村単独で行っている補助もございます。

お尋ねの福祉車両の購入に関しましては、自動車改造助成事業を村単独で行っておりまして、車椅子を乗せる昇降機や運転席の回転シート、手でブレーキ操作ができるハンドブレーキなどのオプションをつける費用を補助する制度となっております。しかしながら、この補助対象につきましては、障害者ご本人が車を所有し運転する場合としておりまして、ご指摘のような障害のあるお子さんをご家族が送迎する場合の車両改造には該当しないという状況になっております。これは他町村も同様でございます。ご家族運転の車両は対象外とされております。

議員のご提案を受けて、村としましては、ご家族が送迎に使用される車両

の改造についても、障害者・障害児の方の生活の改善に必要なことと判断して、新たに補助の対象に追加したいというふうに前向きに考えていきたいというふうに思っております。

また、それから、特別支援学級であったり特別支援学校への通学には、県の特別支援教育就学奨励費からガソリン代の補助がありますが、通学以外にも通院、買物、レジャー、冠婚葬祭などお子さんを連れて外出される機会があるかと思えます。こうした様々な外出の機会を支援するために、送迎されるご家族のガソリン代を支援する障害者燃料費助成を新たに、併せて検討してまいります。これらの支援の拡充により、障害者・障害児、その生活を支えるご家族にとっても、少しでも暮らしやすさの向上につながるよう、議員が申されましたように、優しい村づくりをさらに進めていきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（西口義充君）3回目、どうぞ。

○6番議員（坂本隆文君）ありがとうございます。

まとめます。

西原村も工場誘致なんかたくさんの方がございますけれども、我々が考えるのは、やっぱり村民の、今住まれている方たちの暮らしに寄り添った議会をしていかなければならないというのが私の考えでございまして、今、村長が答えられましたとおり、また新しい取組をしていただけるということで感謝いたしますので、これからも村民のためにいろいろ考えていければと思います。終わります。

○議長（西口義充君）答弁、大丈夫ですか。

○6番議員（坂本隆文君）はい、よろしいです。ありがとうございます。

○議長（西口義充君）これより暫時休憩します。

（午後 0時02分）

（午後 1時00分）

○議長（西口義充君）休憩前に続き会議を再開します。

受領番号5番、5番議員、堀田直孝君、件数2件、発言を許可します。

（5番議員 堀田直孝君 登壇 質問）

○5番議員（堀田直孝君）5番議員、堀田です。

それでは、令和8年第1回定例会一般質問通告書に従いまして、今回は2項目の質問をいたします。

1問目は、河原校区の活性化についてであります。西原村は年々人口も増加し、県内外からもいろいろな面で注目を浴びております。しかし、河原校区におきましては、自然環境などの魅力はあるものの、高齢化や人口減少等

により伸び悩んでおります。これらを打開するため、各集落から要望・陳情が上がっております。

本年の初寄りに村政報告に出向いた折には、例えば、瓜生迫集落におきましては、村道塩塚瓜生迫線の道路拡張について、2番目に、村道市川原塩塚線の熊本地震で施工した大型ブロック部分の用水路改修、土林瓜生迫線のヘアピンカーブの暴走処理、4番目に、農業土木災害の施工した排水路崩壊による対応、川底ブロック等の補修などなど、村に要望が出されたと思えますが、このような各集落からの要望に対しての採択要件はどのようになっているか、お尋ねいたします。

○議長（西口義充君）村長。

（村長 吉井 誠君 登壇 答弁）

○村長（吉井 誠君）堀田議員のご質問にお答えいたします。

まず、河原地区の人口減少と高齢化について。

本村におきましては、人口が増えている地域がある一方、一部の地域については、人口減少と高齢化が進んでおり、地域社会の存続に関わる喫緊の課題であるというふうに認識しています。この課題につきましては、生活機能の維持という観点で、具体的には以下のことに取り組んでいます。

高齢化になっても住みなれた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域交通の再編やデマンド型交通の充実を図るため、西原村地域公共交通会議を設置し、当村の現状分析と将来を見据えた地域公共交通計画を策定しています。

また、平成22年度に創設しました西原村福祉タクシー料金助成事業は、制度を開始してから15年が経過しており、より高齢者等の住民ニーズに対応した制度とするため、利用対象者を65歳以上の通院者及び妊産婦を追加、また、タクシーチケットの使用上限の引上げや、役場までの距離に応じて配付枚数の加算など、今年度改正しています。

ここからが本題であります。地区からの要望に対する採択要件についてお答えいたします。

地区や自治会等から寄せられる道路、水路、防犯灯などのインフラ整備に関する要望につきましては、限られた財源の中で、効率的かつ公平に対応するため、主に以下の3つの観点を重視し、総合的に判断させていただいております。

1つ目は、緊急性です。村民の生命や財産に危険が及ぶおそれがある箇所、あるいは災害発生リスクが高い箇所については、最優先で対応しています。

2つ目は、公益性です。その整備によって利益を受ける住民の数や、不特定多数の方々が利用する生活道路であるかといった公共性の高さを勘案して

います。

3つ目は、費用対効果と実現可能性です。現場の状況調査を行い、技術的な施工が可能か、また、投じる費用に対して十分な効果が見込めるかを精査いたします。

例えば、道路拡幅要望の場合、要望の趣旨は離合が困難であるとか見通しが悪い場合です。集落内であり、かつ拡幅要望の距離が長い場合などにおいては、さきに述べましたとおり、事業化は大変厳しいものと思われます。離合できる区間を設ける一部拡幅などで地元もご理解いただければ、事業実施に向けて取り組みたいというふうに思っております。

なお、採択に至らない場合や実施までに期間を要する場合についても、要望元の地区代表様に対して丁寧な説明を行い、理解を得られるよう努めているところでございます。以上でございます。

○議長（西口義充君）2回目、続けてください。

○5番議員（堀田直孝君）やはり河原も、伸びているところと山間部の高齢化率の高いところ、なかなか地元住民では整備できないというところがありますので、今後その辺り、過疎地域になるようなところの公共事業というか、積極的にお願いしたいと思っております。

続きまして、権利について村のお考えをお尋ねいたします。

先般、原野の火入れが行われました。これは入会権に基づく採草権で、目的は採草放牧に伴うダニ駆除だと認識しております。この入会権は、昔から地域住民が特定の山林や原野、漁場などを共同で利用してきた慣習が権利として認められてきたもので、入会権の目的は、主に牧草採草や放牧、雑木の間伐材採集、キノコ等の採取などがあります。このような入会権を主張するために、昔から西原村では義務として原野の火入れが行われてきていて、現在、原野の景観が保たれております。

現在、河原校区の村有地の一部が売却の話が出ておりますが、この場所に帰属する入会権の放棄の話も出ております。放棄の手続は、入会権放棄契約書が必要となり、その中で一人でも反対した場合はどうなるか。

それと、特に大事なものは、放棄の対価についてです。

以前、私が村民から報告を受けたのが、私は宝くじに当たったごたつと。どういことですかと言うたら、熊本新港ができるときに、漁業権を先祖が持ったことということで、戸籍を調べてそこまで放棄の対価、補償を払いに来られたということだったんですね。

ですから、今回の件についても、放棄の対価について、村の考えはどう対応されるかをお尋ねいたします。

○議長（西口義充君）村長。

○村長（吉井 誠君）入会権の放棄に関する村としての考えについてでございますけれども、入会権は地域住民の重要な権利であり、伝統的な地域の生活様式や文化に深く根づいているものだと認識しています。村として、この権利の行使が村の持続可能な発展に寄与すると考えております。

そのため、入会権の放棄については、慎重に検討すべき事項であり、住民の声をしっかり受け止める必要があるというふうに認識しております。入会権の放棄が進行する場合は、その影響は原野や林野の管理に直接的な懸念をもたらす可能性があります。村内の森林や原野につきましては、地域住民の生活基盤であると同時に、生態系の保全や水源涵養などの役割も果たしております。したがって、適切な管理ができなくなると、環境への悪影響が生じるおそれがございます。

具体的には、森林の荒廃や生物多様性の創出、さらには水資源の減少といった問題が懸念されます。このような問題を回避するためには、地域住民とのコミュニケーションを強化し、入会権の行使において、地域の森林や原野に対する責任感を地元を持ってもらうことが重要だというふうに考えております。

村として、入会権が尊重される形での森林、原野の在り方を模索していきたいというふうに思っております。

ということで、住民さん一人でも反対した場合ということでご質問がありました。私は、認識していますのは、その原野組合で組合の取決まり、取決めが違っておりまして、議員が申されましたとおり、一人でも反対された場合は、契約等で履行ができない。あるところでは、過半数以上であれば履行できるというふうに認識をしているところでございます。

対価につきましては、今のところ村の見解としては、固定資産税じゃなくて地価評価、不動産鑑定による地価評価によって、適正価格によって、もし売買するような事案があれば行っていきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（西口義充君）続けてください。

○5番議員（堀田直孝君）今、村長が言われましたとおり、原野火入れ、入会権があることによって多面的機能がかなり生かされているというふうに思います。

ですから、大切な権利でもありますので、対価についても固定資産税の評価、原野、何十円ですよ。こういうので、地元住民が納得されるのか。実際、原野の火入れを行ったときの人的費用、それと、もしもここが生かされているときの採草されるときは飼料代、そういうのも勘案していただくと、ただの固定資産税の評価ではいけないんじゃないかなと思う。いかが

でしょうか。

○議長（西口義充君） 村長。

○村長（吉井 誠君） 堀田議員の言われましたとおり、地域住民の管理されている組合の皆様のできるだけ承得ての売買とかなりますんで、そこら辺は地元住民の方々のできるだけ要望に沿えるように、村としても住民さんと一緒になって取り組んでいきたいと思っております。以上です。

○議長（西口義充君） 4回目、まとめますか。

○5番議員（堀田直孝君） 次に移ります。

○議長（西口義充君） 次にですね。どうぞ。

○5番議員（堀田直孝君） 続きまして、災害備蓄米とふるさと納税返礼品との関係について質問いたします。

まずは、令和6年12月、一般会計補正予算（第4号）で承認された総務費の災害用備蓄米がふるさと納税と納税返礼品になった経緯、委託業者との契約事業の流れについて、時系列で説明をお願いします。

○議長（西口義充君） 村長。

○村長（吉井 誠君） 今回の備蓄米の整備につきましては、食料保存委託契約として行いまして、令和6年12月23日に委託業務契約の締結を行いました。委託期間は、令和6年12月24日から令和7年3月31日までの期間として契約を行いました。

この委託契約の準備をしていく中、災害時における物資供給に関する協定の話ができてきたため、委託契約の締結と同時に協定締結を行ったことで、災害時での米の供給について支援体制が整い、備蓄米として長期に保存する必要がなくなりました。米不足の中、備蓄米を世の中に出して有効活用したほうがよいと考えまして、小中学校での学校給食、子供食堂、社協などへの提供など、ほかの使い道を模索しましたが、年度末まで既に契約済みなどで年度内の活用が難しいと判断したため、ふるさと納税の返礼品として出すこととさせていただきます。

このふるさと納税の返礼品に転用するに当たっては、委託契約書の第2条第8項にその他要件として、「当該備蓄米においては、村長が認める事業において利用してよいものとする。」との記載がされており、この条項を根拠に備蓄米として加工していた米の一部を返礼品へ流用することを決定させていただきました。

これが、備蓄米をふるさと納税の返礼品に転用した経緯でございます。以上でございます。

○議長（西口義充君） 続けてください。

○5番議員（堀田直孝君） もう少し詳しく説明が欲しかったんですけども、

12月24日に契約をされて、もう1月16日には取り崩し、契約された事業所Aには11月1日には返礼品の登録をして、1月16日からもう出荷されておると。そして、そのときに当初の答弁では5年間とおっしゃった。最初、補正予算のときも。でも、この契約は今言われたとおり、たった3か月、年内。もう最初からこれは仕組まれておったと思いますが。

その中で、時系列に私が調べたところで、その中の事業所Bとの委託契約であります。情報開示での委託契約書の内容を確認しましたが、契約に伴う支出関係、支払い関係の資料を住民が情報開示をしたところ、当該の書類がないということで情報開示がされておられません。ただ、委託契約書の中には、支払いについての項目があり、支払いが本来行われたものと思われま。支払いがあるのに支払い関係の書類を開示しなかった理由は何か。また、実際支払っていないのであれば、この委託契約書自体が架空の契約書ではないか説明を求めますとともに、本来、委託契約書は存在しているのに情報開示が求められた支出負担行為、請求書がないのはおかしいですね。また、事業所Bの内訳に米代は入っていたのか。

それと、情報開示についての開示された比率、なかなか開示されておられません。

災害備蓄米をふるさと納税返礼品に転用するに当たり、行政手続上問題はなかったかですが、今回の災害用備蓄米の議会での審議におきまして、令和6年の補正予算審議の質問で私の質問、米の購入は委託料なんでしょうかに対して林田会計管理者は、購入ではないんで預けるという委託というところで委託料と考えていると答えられました。

また、昨年9月定例会では、これは議会の広報紙「ゆうすい」ですけれども、記事の中に、「備蓄米の契約は動産、700万円以上の処分も議会の議決が必要では」という質問に対して総務課長は、「備蓄米は売払いではない。また、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3項には該当しないと判断」、判断ですね。村の判断と答えられています。

しかしながら、私も県のほうに行っているいろいろ調べてみたところ、また、地方自治法逐条解説に議決事件として、地方自治法第96条「普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。」6項「財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。」となっていると書いてありました。さらに、地方自治法第237条では、財産の処分として「普通地方公共団体の財産は、第238条の5第2項の規定の適用がある場合で議会の議決による時又は同条第3項の規定の適用がある場合でなければ、これを信託してはならない。」となっています。

これまでの村長をはじめ、執行部の説明で委託料は該当しないものと回答でしたが、株式会社ぎょうせい出版の「地方公共団体 歳入歳出科目解説」によると、法律行為と事実行為があり、食料保存委託契約書の中の委託業務内容に備蓄米の購入、財産の取得ですね。保管及び公が指定する場所への運搬と明記してあります。

よって、さきの文献にも、地方自治法第96条第1項第5条の規定に基づく場合は、当該市町村の議会の議決に付すべき契約に関する条例に定める金額を超えるときは、地方自治法第96条第1項第5条の決議が必要と解されるとなっております。逐条解説では、本条第2項及び第3項の違反について行われた財産の管理及び処分は、当該地方公共団体と相手方の関係においては無効と解すとなっております。

ということは、これまで行われた審議は、地方自治法を無視した違反行為ですよね。このことに対して、村長はどう対処、責任を取られるかということで。ちょっと長くなりましたが、質問は、実際支払ってあるのかないのか、契約書自体が、支払いが。

それと、事業所B内訳に米代というのが入っているのか入っていないのか。情報開示に対する比率、ちゃんと開示された比率。

それと、先ほど言いました地方自治法を無視した違反行為をどうされるのか。私としては、これは無効でしたということですが、どう対処されますか。

○議長（西口義充君）村長。

○村長（吉井 誠君）まず1点目なんですけれども、事業所Bから請求があり、返品の手払いは毎月しています。開示請求につきましては、正当に行っていますが、ここでは詳細には答えられないということでございます。

2つ目のご質問の売払いについての法的根拠なんですけれども、9月の議会で申しましたとおり、総務課長より説明したとおり、備蓄米については売払いではないため、財産の取得又は処分に関する条例第3条には該当しないと判断をしているところでございます。以上です。（「いや、情報開示された比率は」の声）

○議長（西口義充君）村長。

○村長（吉井 誠君）ちょっと情報開示された比率までは把握しておりません。

○議長（西口義充君）3回目。

○5番議員（堀田直孝君）今、村長、急に言うてもなかなか内容的には答えられんと思いますので、今議会中に、そこの内容をちょっと教えていただきたいと思います。比率についてもですね。

それと、これは完全に私は違法という話も聞いてきておりますが、そこも

ちょっと調べていただきたいと思います。法律の判断というのは一人一人が違うんで、だから弁護士がおって、解釈の違いがあるから裁判とかあるわけですので、私たちとしては、これは違法と。村としては、違法じゃないと解釈しているということでよろしいですね。いや、いいです。

続きまして、テレビのインタビューの相違についてですけれども、先般放映されたニュース、報道局Aの取材インタビューの答弁で村長は、返礼品は阿蘇地域の農家から事業所Cに集まった米、2番目に、事業所Cに西原産の米を一俵も出していなければそれはアウト。産地偽装違反するように販売しているわけではないと回答されました。

しかし、ここがちょっと時間がおかしいんですけれども、村長、執行部としては、県・国に聞いたと言うてそれを執行されておりますが、取材の後の総務省の見解として、総務省の地場産品基準では、その自治体で生産されたもの、流通上近隣の自治体のものとやむを得ず混ざったものとなっております。

それと、報道局Aの取材では、昨年事業所Cに集まった米は、全て村内の物産館か県内倉庫、村が委託する福岡県の企業には出荷されていないということになっております。事業所Cでも出荷で産地が混ざることなく、ブレンド米出荷はしていないと。よって、備蓄米は事業所Cの米ではないので西原産はっていないに対して、村長は、事業所Cに出荷しているのでそれでいいという認識だったと。やっぱり先ほどと一緒に認識ですよ。阿蘇に米の倉庫があって、そこで産地がまずあるのかなという認識だったと。自らそこは認識不足だったと。認識不足だったとして、議会の説明を誤っていたことをもう認められましたよね、報道で。

また、9月議会終了後、ふるさと納税の返礼品、米出品を除外された。県は総務省の基準に照らし、本当に流通上やむを得なかった場合なのか確認が必要と見解されております。

また、ふるさと納税総合研究所西田氏のコメントでは、一般的には総務省が定めるやむを得なくとは言えないとされております。これに対して、村長の釈明、謝罪がなされておりましたが、このところに対しての釈明をお願いいたします。

○議長（西口義充君）村長。

○村長（吉井 誠君）令和7年第3回の定例会の終了後から、マスコミ各社の取材等が多くありました。その中で一部の報道内容について、そのときの記者の質問内容に対する私の発言が、そのときの質問の意図とは異なる形で編集され、放送されている事実がございました。この報道内容によっては、皆さんに誤解を招く内容で報道されたことは、誠に遺憾でございます。

該当局に対しましては、報道内容が不適切である旨の抗議を行った次第でございます。

ですので、令和7年度第3回定例会における私の答弁については、間違いないということでございます。以上です。

○議長（西口義充君）4回目、まとめてください。

○5番議員（堀田直孝君）ずっと感じておりますが、私たちは、法律、条例に基づいて仕事を遂行しておりますが、村長の答弁は、根拠法令、根拠条例、そういうものが一切ございません。県に聞きました、国に聞きました、何を聞いたのか、どこに聞いたのか、そのあたりも今後詳しく答弁していただきたいと思っております。それではないと、不信感が残るだけということになりますので、今後、まだこういう件については質問させていただきたいと思っております。

ということで、私の質問を終わります。

○議長（西口義充君）続きまして、受領番号6番、9番議員、桂悦朗君、件数2件、発言を許します。

（9番議員 桂 悦朗君 登壇 質問）

○9番議員（桂 悦朗君）9番議員、桂です。

ふるさと納税に関する2件について、村長及び課長のほうに答弁を求めたいと思っております。

今、備蓄米のことで、堀田議員が詳しく説明されましたが、私がかぶるところが多々ありますので、そこは私なりに考えて質問をしたいというふうに思っております。

まず、去年の9月定例会で、備蓄米を返礼品として提供されたが、西原村産の米は入っていなかった、地場産品違反ではないかというふうに私は一般質問しております。そのとき村長は、西原村産の米は入っているので、指定基準違反にはならないと答弁されております。

しかし、その後、先ほど堀田議員が言われましたけれども、報道局Aの取材で、本村から事業所Cに出荷していたのでそれに含まれていると思っていたと。実際には西原村の米は含まれていなかったと答えられています。まず、その後、卸問屋が西原村の農家から直接購入されていると答えられております。

地場産品のふるさと納税返礼品として提供する場合は、総務省告示第179号の5条に示されている基準があります。村長は、その基準を確認されていたのかなど。確認もせず答弁をされていたのではないかなというふうに思うが、いかがなものでしょうか。

それと、総務省告示第179号の第5条の基準には、市町村の区域内において生産されたもの、また、当該地方団体の区域内において返礼品等の原材料の

主要な部分が生産されたものであること、また、近隣の他の市町村の区域内において生産されたものと混在したものについては、流通構造上混在することが避けられない場合に限るというふうにあります。そして、区域内において、返礼品等の製造・加工の工程を経て、完成した返礼品等の半分を一定程度以上上回る割合が当該工程によるものでなければならない。

すなわち、西原村で生産された米を福岡の業者が精米袋詰めしたものであれば問題ありませんが、備蓄米には、西原村の米が含まれていないということで、福岡の業者が精米袋詰めをして製品としたと言うのであれば、もう全く西原村には関係のない製品ができた。地場産品違反ではないかということでございます。

この備蓄米につきましては、放出したものについては、副村長、担当課長は、地場産品基準を承知していたのかなど。もし承知していたならば、止めなくちゃならなかったんじゃないか。あなたたちも責任がありますよということ。

総務課長は、備蓄米については災害時に住民のために使うとして準備すると答弁されております。その米を誰の指示で短期間にふるさと納税の返礼品として出荷したのか。この件については、課長、責任がありますよ。住民や備蓄米に賛成した議員に対しても、申し訳ないという気持ちになりませんか。私はそう思います。だましたことになるんじゃないかなど。

そこでお聞きしていますが、備蓄米を返礼品として出荷したのは、総務課長の指示だったのか、それとも村長が指示されたのか。それが第1点目です。

2点目が、住民の住民や備蓄米に賛成した議員が先ほど言いましたけれども、次に、令和6年度のポータルサイトの広告には、西原村は、水と緑に恵まれた地域で豊かな自然の中で育ったお米を返礼品として提供していますと掲載してあります。令和6年度のふるさと納税返礼品として提供された米には、それぞれ何件申込みがあったのか。また、備蓄米を精米し袋詰めした製品の数量はどれだけあったのか。この件については、返礼品の申込み数と実際袋詰めされた返礼品として提供された数量は合っていなければなりません。確認はされましたか。村長に答弁を求めます。

○議長（西口義充君）村長。

（村長 吉井 誠君 登壇 答弁）

○村長（吉井 誠君）桂議員のご質問にお答えいたします。

まず最初に、指示をしたのは誰かということなんですけれども、私が指示をしております。

それから、何かその違反前提で話をされておりますが、報道機関がそのとき提示された資料を私に見せてもらったんですけれども、米の集荷状況を示

すものであって、販売先が記されたものではございませんでした。その後、販売先の確認が終わり、間違いなく米の卸問屋に西原村の米が集荷されていたことが確認されていますけれども、それを確認して報告させてくださいと言ったにもかかわらず、その日の夕方には放送がなされていたという状況でございます。

基本的には、こちら側としては何も違反がない状態を出しているということと、西原村の備蓄米の米とふるさと納税で出されている米は、同一の第4号に該当する品であることということでございます。以上でございます。

○議長（西口義充君）続けてください。

○9番議員（桂 悦朗君）今、答弁で、第4号に合っているものというふうに言われました。この第4号に合っているものとなると、ここに書いてありますが、返礼品等を提供する市町村の区域内において生産されたものであって、近隣の他の市町村の区域内において生産されたものと混在したものと。これは流通構造上混在したと。これ言い切れるのかなと。

これは、そういうふうに今、村長言われましたけれども、これ、大変苦しい答弁だと思う。実際言うて、事業所Cから出されているもので混在していなかったと言うことを言われとるわけですよ。西原の米はそのまま残っていますと聞いています。それをいかにも何か混在して出したと言わんばかりに今言われましたけれども、私が言っているのは、違反しとるからどうのこうのという問題じゃなかったと。こういうことをやってしまった、備蓄米をこういうことにやってしまったのがちょっと違うんじゃないかなというふうに思っております。

また、令和6年度については、温暖化で大雨災害により、全国的に米不足となりました。米の値段は高騰し、前年度の倍以上に跳ね上がりました。全国で多くの住民が米を確保するために混乱になったように、テレビでもよく言われておりました。そこで、ふるさと納税返礼品の米に一時的に殺到したのではないかなというふうに思います。本村も、備蓄米としていち早く米を確保し、ふるさと納税の返礼品に充てた。それは、ふるさと納税の寄附金を増やすことが目的じゃなかったのかなというふうに思います。

なぜこれを言うかと。村長は米を売って5,000万円もうかりましたと言われました。備蓄米を予算化したのは、それじゃなかったのかなと。これが村長の本音じゃないかなというふうに思っております。いかがですか。

それと、精米、袋詰めされた事業者についてお聞きしたいというふうに思います。

事業所A、事業所D、それと事業所E、この3者ですよ、間違いなく。事業所Aについてはくまさんの輝き、また、事業所Eについては阿蘇だわら、

事業所Dについても阿蘇だわらの3者に委託されていると思いますが、間違いありませんか。間違いはない。それはもう答弁してください。

それと、この3者に対して、委託契約はもちろんされていますよね。ポータルサイトの広告には、くまさんの輝き、寄附金額が2万9,000円、これ10kgですよね。それと阿蘇だわら、寄附金額が2万2,000円、これも10kg。このように掲載されております。この米の値段の違いは何だったのかなど。西原村で備蓄していたのは、この2種類だったのかなど。

また、おのおの何tずつ備蓄していたのか。備蓄米は何tずつ備蓄していたのか。精米し袋詰めした数量はどのくらいあったのか。3者から報告を受けて、それを証明する納品書はもちろんありますよね。西原村産ブランド米10kgを実際2,000円でもらえるということで、全国から多くの方々がふるさと納税として寄附をされております。西原村の自然豊かな土地で育ったお米を、気持ちよく寄附をしていただいた皆様に対して、西原村の米が入っていない返礼品を提供したことに対しては大変申し訳ないと私は思っております。村長はいかがでしょう。

また、山形県で、飯豊町で仲介業者の手違いで熊本県産の米を提供していたという事例がありましたが、飯豊町では、町ですぐ手配をし、地元の米を全て対象者に謝罪し送り、素早く対応されております。

本村においては、対象者に対して何らかの謝罪対応はされたのか。村長に答弁をお願いします。

○議長（西口義充君）暫時休憩します。

（午後 1時44分）

（午後 1時46分）

○議長（西口義充君）休憩前に引き続き会議を再開します。

村長。

○村長（吉井 誠君）桂議員のご質問にお答えいたします。

まず、くまさんの輝きについては、言われる商品名が多分恐らく間違っ言われているというふうに思います。

あと、精米会社3社につきましても2社でございます。

それから、価格の違いにつきましては、会社も違うということで、出された期間、期日も違うということで説明させていただきます。以上でございます。（「くまさんの輝きは違うか」の声）はい。（「ない。でも書いてあったですよ。阿蘇だわらも書いてあったんですよ。阿蘇だわらも。うん。阿蘇だわらも。くまさんの輝きは」の声）品種名、商品名ですが。

○議長（西口義充君）暫時休憩します。

(午後 1時47分)

(午後 1時48分)

○議長(西口義充君) 休憩前に続き会議を再開します。

3回目、どうぞ。

○9番議員(桂 悦朗君) 令和6年度のふるさと納税返礼品で人気があったのは、全国的には米、肉、肉加工とかですね。日用品雑貨とかミカン、柑橘類、またブドウとか魚介類が申込みが多かったようですね。それと、西原村の特産品はサツマイモとか里芋とかプリンとかがありますがけれども、令和6年度、7年度返礼品ではどのような商品が人気があったのか、申込みが多かったのかということで、多かったのはどういうものが多かったのか。特産品です。

また、申込み件数はどれだけあったのかということで、そこに書いております。令和6年度のふるさと納税寄附金は、前年度よりも1億2,000万円ほど増えていますよね。これは、多分、米の返礼品が提供されたためだろうと思えますけれども、その要因は何だったのかということが1点です。

それと、ポータルサイト広告から米の返礼品は削除されているが、どのような理由で、誰の指示でこれを削除したのか。村長に答弁をお願いします。

○議長(西口義充君) 村長。

○村長(吉井 誠君) まず、トップファイブまでのランキングについては、総合政策課長が答弁した上で、私その後、答えます。

○議長(西口義充君) 総合政策課長。

○総合政策課長(堀田和也君) 桂議員のご質問にお答えいたします。

令和6年度、令和7年度におけます西原村の返礼品のトップファイブということで、まず令和6年度につきましては、1位がお米、2位があか牛、3位が馬刺し、4位が小型電子機器、5位がお水となっております。

令和7年度につきましては、現在進行中でございますけれども、今現在でいきますと、1位が小型電子機器、2位が馬刺し、3位があか牛、4位がもつ鍋、5位がお米といった状況でございます。以上でございます。

○議長(西口義充君) 村長。

○村長(吉井 誠君) 次に、お米がサイトからどのような理由で削除されたかというふうなご質問に対しましては、令和7年第2回定例会において、この件につきまして、マスコミ各社をはじめ多方面から取材や問合せなどの対応を行ってまいりました。それは私だけではなく、返礼品を提供いただいた事業者の方も同じでありまして、その対応等に苦慮されていたと聞いています。こういった状況の中で、事業者の方から出品を取りやめたいということで連絡がございました。

また、村としても、いろいろとご迷惑をおかけしたことに対しましても事実であります。役場職員も相当な重圧というか、ご批判等で受けておられて、村としては、こういった状況を考慮してやむを得ないと判断させていただき、先方様からの申出により出品を取下げさせていただいたということでございます。以上です。

○議長（西口義充君）次いきますか、まとめますか。

○9番議員（桂 悦朗君）事業者からあったということですね。ということは、村からこれを削除したというのではないということですね。それを削除するんであれば、事業者が削除するにしても、これはポータルサイトに対して削除しなくちゃならないんですよ。そうでしょう。ポータルサイトに対して、これは削除してくださいと、その業者さんが直接、ポータルサイトさんに連絡されたんですか。そうじゃないでしょう。そうじゃないでしょう。それはどこがされているんですか。うちから。村からそれをしたということですね。村からできたんですか。村からできたんですか、それ。

○議長（西口義充君）桂議員、まとめてください。

○9番議員（桂 悦朗君）ということで、今、村長が村からしたということですから、それはそういうことで。

じゃ、2問目に移りたいと思います。

ふるさと納税に関して質問をしたいというふうに思います。

ふるさと納税は、地方と都市部の税収格差を緩和する目的で、2008年から制度創設されております。それ以降、寄附金は各自治体の貴重な財源として定着しております。魅力ある返礼品を実質2,000円で入手できるため、利用者にお得な制度として浸透しており、自治体間での熾烈な寄附の競争がなされております。本村では、熊本地震後、寄附金及び寄附件数は年々増加しております。

しかし、返礼品をめぐる、各地で品質の苦情やトラブルも絶えないようです。本村においても、品質の苦情もトラブルも多分あったと思います。ポータルサイト事業所Fに、西原産のふるさと納税米の返礼品として受け取った方々から様々な評価をいただいているということです。もちろんご存じだとは思いますが、批評として声を上げていただいている方も、この157名中30%の48名の方から星1つ、星2つでしたと。これはほんの多分一部だと思います。これは、私が見ているのは事業所Fだけですから。

また、批評の中には、企業・業者の経営能力が低いのかと、あるいは自治体の管理能力が低いのかという指摘も受けております。精米袋詰めされた製品の確認を担当課はしていたのかなど。そういう米が入っているのを確認していたのかなど。商品になったときですよ。このような製品を返礼品として提供したのは、西原村の私は恥だと思っているんです。そういうふうにかかれて出してあるわけですよ。これは全国的にも見られています。

また、ほかの製品にも影響が出るのではないかと大変心配しております。返礼品を扱う事業者の監督は誰がしていたのか、その答弁をお願いしたいと思います。

また、多くの自治体が、ポータルサイトで寄附受付をされていますが、本村では何年度から何社のポータルサイトで寄附受付をされているのか。また、ポータルサイトとの契約はどうなっているのか。何年度から仲介サイト、これ、うちの場合は事業所Bさんと契約されていると思いますが、これは何年からされているのか。村長の答弁を求めます。

○議長（西口義充君）村長。

○村長（吉井 誠君）まず、桂議員のご質問にお答えする前に、恐らく何か、偽造のお米みたいな発言に受け取られるんですけども、何度も申しますが、偽造等では全くないことを説明させていただきます。

それから、不良品等に関しましても、うちも様々な農産物とか製品を扱っていますけれども、肉にしろ、カライモにしろ、それぞれご指摘を受けて、その都度対応しているところでございます。

さきの定例会でも述べさせていただきましたように、あまり不評が多いものに関しましては、一旦停止して品質向上を目指すとかいうのを役場の職員が出向いて話をさせていただいたり、納期があまりに遅れる商品についても出荷量を減らすような、その事例事例で対応しているところでありまして、あたかも不良品みたいな感じであるとか、偽造品であるという発言は、少し執行部としてはご指摘をさせていただきたいというふうに思っております。

それから、西原村は平成26年からふるさと納税の寄附受付を開始しています。その後、熊本地震などの影響もあり、地震後は全国の皆様から多数のご寄附を頂きました。その中で、寄附の受付、返礼品の調達、送付、受付、受領書の発行送付など、全て担当課の職員が行ってまいりました。

あわせて、ふるさと納税制度の全国的な広まりから、ふるさと納税の利用者が急増したため、寄附者の受付や受領書の発送、返礼品の調達や発送などの事務が職員だけでの対応が厳しくなったため、平成29年7月より、職員の事務の負担軽減や煩雑となっていました状況を改善するために、西原村も中

間事業者との契約を行い、導入を始めさせていただきました。中間事業者につきましては、その後、ポータルサイトとの取引が増えるにつれて、そのサイトを取り扱う中間業者とも契約を追加し、現在では計4者と契約を行っております。その後、ふるさと納税を取り扱うポータルサイトも年々増え続け、西原村では随時、ポータルサイトとの契約を増やしていき、現在に至っております。

契約につきましては、それぞれのポータルサイトと契約を締結させていただいており、契約書もそれぞれに存在いたします。現時点では、西原村が現在契約を行っております受付中のポータルサイトは、全部で24サイトと契約を行っている状況でございます。以上です。

○議長（西口義充君）続けてください。

○9番議員（桂 悦朗君）先ほど、私がポータルサイト事業所Fで、こういうのがありますよと、——とかそういうのが混じっていましたよというのは、全くこちらのほうには来ていないということですね、そういう情報は。というのは、これ私も見させてもらったんですが、お米の全体の3分の1が——とかそういう米が入っていましたということで、これ出ているんです。それが、言えば——が33件あったというのは、このレビューに出されているんですよ。

そして、やはり残念なことに、生産者さんだけでなく納税地である西原村自体に不信感があります。そういうのを出されているということになると、今度はほかの製品にも飛び火しないかなと心配しているんです。やはり、そういうのを見ている人というのは多いわけですよ。やっぱり皆さん方、ポータルサイトを見て品物を頼まれています。その中で、そういうふうにして批評される、それは本当かなというふうに、寄附する人はそういうふうに見えるんじゃないかなというふうに思いますので、やはり村としても、常々そういうところに、きちんとアンテナを張って確認を取って、そしてそういうことのないようにやっていかないと、いろんなところに影響が出てくるんじゃないかなというふうに思いますので、そこらあたりをやっぱり考えて今後やってもらいたいなど。

また、本村のふるさと納税返礼品としては、提供しているのは、今、肉類とか、米とか、果物、野菜、スイーツ、乳製品、加工商品とかがセット、その中に美容家電とかが、ポータルサイトのほうの広告に載っております。ふるさと納税に関する広告を見ますと、事業所F広告からですけれども、西原村の全てのショップで上げられているのが45件の内容で今上がっております。

しかし、この中でちょっと違和感がある商品がありましたのでちょっとこ

ここで言いますけれども、ヘアドライヤーとか美顔機などの電化製品等も広告に上がっていましたが、こういうものも西原村の特産品として出されているんですが、これは誰がそれを見てオーケーを出したのか。また、誰の指示でこのような商品をポータルサイトの項目に上げたのか。広告の内容の確認は誰がしているのか。また、広告許可は誰がしたのかということでお聞きしたいと思います。

また、ポータルサイトが寄附申込みを受け、その後西原村に寄附金を支払うという流れがありますが、本村における寄附受付情報の記録及び管理はどのようなになっているのか。村長に答弁を求めます。

○議長（西口義充君）村長。

○村長（吉井 誠君）桂議員のご質問にお答えいたします。

桂議員のこれまでの発言を聞いていますと、米だけに特別フォーカスを当てて発言されているように見受けられます。例えば、ほかの商品に関しましては、納期が遅いとかやっぱり苦情なるお言葉も、意外と少なくはありません。例えば、肉に関したら筋だけとか、食べられないとか。今までのこの発言を聞きますと、米だけが悪いような感じで話をされているんですけれども、村もどこもよそのサイト、他県、他自治体のも見ているんですけれども、西原村に関したら、米だけではなくほかの商品もそういうふうに書かれている事例もありますし、米以上に支持率が悪いとかそういうのもございまして、米がほかのを引き下げているということでもございませぬ。

それから、商品のセットとか、そういうのは西原村に現在工場があつて、職員もそこを見に行つて、基本的にはこういう商品に関しても、県・国の許可が要りますんで、その許可を得た後に出品しているところでございます。

それから、寄附者の記録管理はできているかとのお答えに関しましては、ふるさと納税の寄附が多くなるにつれて、返礼品の調達などの事務と併せて寄附者の情報についても膨大な量を管理することになり、また、多数のポータルサイトごとに寄附額を設定しております。そのサイトごとに寄附の受付を行っているということもございまして、これらのポータルサイトを一元化した管理システムを導入しております。そのシステム上にて、ポータルサイトごとの寄附の申請から入金確認、返礼品の調達発送の管理、そして寄附金受領証明書発行に至るまで一連の事務手続において、各自治体と同じように、寄附者の情報について記録管理を行っているところでございます。

全体で記録管理することで、年々改正が行われますふるさと納税のルール
の遵守を的確に実行するため、担当者を含めた担当課の職員が即時に管理・
閲覧できる状態を整えているところでございます。以上です。

○議長（西口義充君）続けてください。

○9番議員（桂 悦朗君）まとめます。今後は、高いレベルで認識を共有し、指定基準の確認及び遵守徹底をしてもらいたい。

また、委託業者に対しても、各指定基準の正しい理解を求めるとともに、委託業者においては、事務や指定基準に適合しているか、随時確認し、また調査し、必要に応じて是正を求める等の取組を行ってもらいたいというふうに思います。

これで、私は一般質問を終わります。

○議長（西口義充君）暫時休憩をします。

（午後 2時08分）

（午後 2時25分）

○議長（西口義充君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第2、承認第1号、専決処分の報告及び承認について「（専第1号）令和7年度西原村一般会計補正予算（第5号）について」を議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

（総務課長 堀田隆二君 登壇 説明）

○総務課長（堀田隆二君）承認第1号についてご説明いたします。

ファイルのほうをお願いいたします。

承認第1号、専決処分の報告及び承認について。

地方自治法第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

令和8年3月5日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

2ページをお願いいたします。

専第1号、令和7年度西原村一般会計補正予算（第5号）。

令和7年度西原村の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,276万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ65億5,389万4,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年1月20日専決、熊本県阿蘇郡西原村長。

専決理由でございます。

令和8年1月27日に告示、令和8年2月8日に投開票が行われることになった衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に係る予算措置について、当該選挙の執行に万全を期すため、早急に予算の補正を行う必要がござ

いました。

また、令和7年11月21日に閣議決定された強い経済を実現する総合経済対策において、0歳から高校3年生年代までの子どもの養育者に対して子ども1人当たり2万円の物価高対応子育て応援手当を支給することが決定された。

このことを受け、本村においても当該手当の支給に向けた準備を早急に進める必要があり、緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定により、令和8年1月20日付で専決処分をさせていただきました。

それでは、7ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款15国庫支出金、項2国庫補助金、目1民生費国庫補助金2,682万8,000円の増額補正でございます。物価高騰対応子育て応援手当支給事業費補助金等による増額でございます。

款16県支出金、項3県委託金、目1総務費委託金594万1,000円の増額補正でございます。衆議院議員通常選挙事務委託金による増額でございます。

8ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款2総務費、項4選挙費、目3衆議院議員選挙費629万7,000円の増額補正でございます。衆議院選挙事務費等による増額でございます。

款3民生費、項2児童福祉費、目1児童福祉総務費2,682万8,000円の増額補正でございます。物価高対応子育て応援手当の補助金等による増額でございます。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくをお願いいたします。

○議長（西口義充君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑に入ります前に、西原村議会会議規則第55条により、質疑は同一議員につき同一の議題について3回を超えることはできないとなっております。

3回を超える場合は議長に許可を求めてください。また、質疑の際は、タブレットに提示してあるページを先にお伝えください。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（西口義充君）ありませんか。質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（西口義充君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

承認第1号、専決処分の報告及び承認について「(専第1号) 令和7年度西原村一般会計補正予算(第5号)について」原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(西口義充君) 全員起立であります。

よって、承認第1号は原案どおり承認されました。

日程第3、承認第2号、専決処分の報告及び承認について「(専第8号) 西原村火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

内容の説明を産業課長に求めます。

(産業課長 中西 聡君 登壇 説明)

○産業課長(中西 聡君) 承認第2号についてご説明いたします。

承認第2号のファイルをお願いいたします。

承認第2号、専決処分の報告及び承認について。

地方自治法第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

令和8年3月5日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

次のページをお願いいたします。

専第8号、西原村火入れに関する条例の一部を改正する条例について。

西原村火入れに関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和7年12月26日専決、熊本県阿蘇郡西原村長。

専決理由でございます。

今回の西原村火入れに関する条例の一部改正につきましては、熊本市火災予防条例の改正が令和7年12月18日に公布、令和8年1月1日より施行されることに伴い、西原村火入れに関する条例も同1月1日から施行する必要があり専決処分とさせていただきますので、地方自治法の規定に基づき報告し、承認を求めるものでございます。

ここから別ファイルの承認第2号(資料)西原村火入れに関する条例の一部を改正する条例の概要により説明いたします。

本条例の概要ファイルをご覧ください。

初めに、条例改正の趣旨でございます。

熊本市火災予防条例の改正が令和7年12月18日公布、令和8年1月1日より施行され、林野火災に関する注意報及び警報が運用開始されたことに伴い、西原村火入れに関する条例につきましても改正する必要が生じました。

熊本市火災予防条例の施行に伴い、火入れ許可期間中であっても林野火災

に関する情報が発表された場合には火入れを行うことができないこととなることから、西原村火入れに関する条例における火入れの中止条件に、新たに林野火災に関する注意報及び警報を追加する一部改正を行うものでございます。

次に、主な内容でございます。

西原村火入れに関する条例第14条第1項中「強風注意報又は火災警報」を「強風注意報、林野火災に関する注意報又は火災警報」に改め、また、同条第2項中「強風注意報又は火災警報」を「強風注意報、林野火災に関する注意報若しくは火災警報」に改めるものでございます。

施行期日は、熊本市火災予防条例の改正日に合わせ、令和8年1月1日から施行としております。

本一部改正議案の4ページに新旧対照表を添付しております。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（西口義充君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（西口義充君）質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（西口義充君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

承認第2号、専決処分の報告及び承認について「（専第8号）西原村火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について」原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（西口義充君）全員起立であります。

よって、承認第2号は原案どおり承認されました。

日程第4、議案第1号、西原村附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

（総務課長 堀田隆二君 登壇 説明）

○総務課長（堀田隆二君）議案第1号についてご説明いたします。

ファイルのほう、よろしくお願いたします。

議案第1号、西原村附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

西原村附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例を次のように制

定することとする。

令和8年3月5日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

提案理由でございます。

地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、事業完了に伴う附属機関の廃止と、新たに附属機関を設置するため条例の一部を改正する必要がある。これが、この議案を提出する理由でございます。

それでは、ここから別ファイルの議案第1号（資料）西原村附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例案の概要でご説明いたします。

ファイルをお願いいたします。

初めに、条例改正の趣旨でございます。

地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、事業が完了した西原村総合体育館等建設委員会を廃止し、新たに西原村景観審議会を設置するために条例を改正するものでございます。

ここから主な内容でございます。

別表2以下を削除、追加するものでございます。

①別表（第2条関係）から以下を削除する。

附属機関の属する執行機関試行期間、村長。附属機関の名称、西原村総合体育館等建設委員会。所掌事務、西原村総合体育館等の建設事業計画について検討すること。

続いて、別表（第2条関係）に追加する内容でございます。

附属機関の属する執行機関、村長。附属機関の名称、西原村景観審議会。所掌事務、西原村景観条例第26条の規定に基づく景観形成に関する事項の調査審議を行うこと。

施行期日は、公布の日から施行としております。

参考資料といたしまして、本一部改正議案の5ページより、新旧対照表を添付しております。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくお願いいたします。

○議長（西口義充君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（西口義充君）質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（西口義充君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第1号、西原村附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の

制定について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(西口義充君) 全員起立であります。

よって、議案第1号は原案どおり可決されました。

暫時休憩します。

(午後 2時43分)

(午後 2時46分)

○議長(西口義充君) 休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第5、議案第2号、職員の育児休業等に関する条例及び西原村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

(総務課長 堀田隆二君 登壇 説明)

○総務課長(堀田隆二君) 議案第2号についてご説明いたします。

ファイルをお願いいたします。

議案第2号、西原村の育児休業等に関する条例及び西原村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

職員の育児休業に関する条例及び西原村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和8年3月5日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

提案理由でございます。

地方公務員の育児休業等に関する法律が一部改正されたことに伴い、部分休業等による柔軟な働き方を実現するために措置を講ずる必要がございます。これが、この議案を提出する理由でございます。

それでは、ここから別ファイル、本条例改正案の概要により説明いたします。

ファイルをお願いいたします。

初めに、条例改正の趣旨でございます。

地方公務員の育児休業等に関する法律が一部改正されたことに伴い、部分休業等による柔軟な働き方を実現するために、措置を講ずる必要があり、関係条例の整備を行うものでございます。

次に、主な内容でございます。

国が行う改定の内容に準じて、村の条例を改正するものでございます。

①部分休業制度において、1日の勤務時間の全部または一部について、勤務しないことを選択できるようにするものでございます。

②仕事と育児の両立支援制度の利用に関する職員の意向、確認等を行うこととする。

この2点でございます。仕事と育児の両立支援制度、短時間勤務制度や残業免除、看護休暇、部分休業等の制度などでございます。

施行期日は、令和8年4月1日から施行としております。

本一部改正議案の6ページから新旧対照表を添付しております。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（西口義充君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（西口義充君）質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（西口義充君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第2号、職員の育児休業等に関する条例及び西原村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（西口義充君）全員起立であります。

よって、議案第2号は原案どおり可決されました。

日程第6、議案第3号、西原村職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

（総務課長 堀田隆二君 登壇 説明）

○総務課長（堀田隆二君）議案第3号についてご説明いたします。

ファイルのほう、よろしくお願ひいたします。

議案第3号、西原村職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

西原村職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和8年3月5日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

提案理由でございます。

徴収に関わる業務全般において手当の拡充を図るため改正を行なう必要がある。これが、この議案を提出する理由でございます。

それでは、別紙により内容説明を行います。

本条例案の概要ファイルをお願いいたします。

初めに、条例改正の趣旨でございます。

徴収に関わる業務全般において手当の拡充を図るため、関係条例の整備を行うものでございます。

次に、主な内容でございます。

これまでの「税務手当」を徴収に関わる全ての業務、村税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、保育料、村営住宅料などへ範囲を広げ、月額3,000円を日額300円に改めるものでございます。

施行期日は、令和8年4月1日から施行としております。

本一部改正議案の3ページから新旧対照表を添付しております。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくをお願いいたします。

○議長（西口義充君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（西口義充君）質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（西口義充君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第3号、西原村職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（西口義充君）全員起立であります。

よって、議案第3号は原案どおり可決されました。

日程第7、議案第4号、西原村一般職の職員の給与に関する条例及び西原村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

（総務課長 堀田隆二君 登壇 説明）

○総務課長（堀田隆二君）議案第4号についてご説明いたします。

ファイルのほう、よろしくお願いいたします。

議案第4号、西原村一般職の職員の給与に関する条例及び西原村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

西原村一般職の職員の給与に関する条例及び西原村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和8年3月5日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

提案理由でございます。

令和7年の人事院勧告に基づく、国家公務員の給与改定の取扱いに準じて、期末手当等の支給率について改正を行なう必要がございます。これが、この議案を提出する理由でございます。

それでは、別紙により内容説明をいたします。

本条例案の概要ファイルをご覧ください。

初めに、条例改正の趣旨でございます。

令和7年の人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定の取扱いに準じて、令和8年度における職員の期末手当及び勤勉手当の支給月数、宿日直手当について改定を行う必要があり、関係条例の整備を行うものでございます。

次に、主な内容でございます。

国が行う改定の内容に準じて、村の条例を改正するものでございます。

①期末手当、勤勉手当の改定でございます。内容につきましては記載のとおりでございます。

続いて、②でございます。宿日直手当の改正でございます。1回の勤務につき、これまでの「4,400円」から「4,700円」へ改定するものでございます。

施行期日は、令和8年4月1日からとしております。

本一部改正議案の3ページから新旧対照表を添付しております。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（西口義充君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（西口義充君）質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（西口義充君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第4号、西原村一般職の職員の給与に関する条例及び西原村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（西口義充君）全員起立であります。

よって、議案第4号は原案どおり可決されました。

日程第8、議案第5号、西原村長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

(総務課長 堀田隆二君 登壇 説明)

○総務課長(堀田隆二君) 議案第5号についてご説明いたします。

ファイルのほう、お願いいたします。

議案第5号、西原村長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について。

西原村長期継続契約を締結することができる契約を定める条例を次のように制定することとする。

令和8年3月5日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

提案理由でございます。

地方自治法第234条の3及び地方自治法施行令第167条の17の規定に基づき、長期継続契約を締結することができる契約を定める必要があるためでございます。これが、この議案を提出する理由でございます。

それでは、別紙により本条例案の概要ファイルでご説明いたします。

ファイルのほうをお願いいたします。

初めに、条例改正の趣旨でございます。

本条例は、地方自治法第234条の3及び同施行令第167条の17の規定に基づき、複数年度にわたる契約、長期継続契約を適正かつ円滑に締結できるよう、村として対象となる契約の範囲等を明確にするため制定するものでございます。

近年、情報システムの機器、複合機器の物品の賃貸者契約、システム保守等の役務の提供を受ける契約につきましては、初期費用の抑制、安定的・継続的な業務遂行といった観点から、複数年度にわたる契約が合理的であり効率的である事例が増加しております。一方で、長期継続契約を締結するためには、条例により対象契約を明確に定めることが必要とされることから、本村においても長期継続契約が可能な契約の類型、契約期間の考え方、具体的な運用を規則へ委任する枠組みを整理し、制度としての根拠を明確化する目的として本条例を制定するものでございます。

次に、条例の概要でございます。

内容につきましては、長期継続契約の対象を記載のとおりとしております。施行期日は、公布の日から施行としております。

ご審議方よろしくお願いいたします。

○議長(西口義充君) 内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声)

○議長(西口義充君) 質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「討論なし」の声)

○議長(西口義充君) 討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第5号、西原村長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(西口義充君) 全員起立であります。

よって、議案第5号は原案どおり可決されました。

日程第9、議案第6号、西原村社会体育施設等の管理に関する関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を教育課長に求めます。

(教育課長 秋吉蘭子君 登壇 説明)

○教育課長(秋吉蘭子君) 議案第6号についてご説明いたします。

議案第6号のファイルをお願いいたします。

議案第6号、西原村社会体育施設等の管理に関する関係条例の整備に関する条例の制定について。

西原村社会体育施設等の管理に関する関係条例の整備に関する条例を次のように制定することとする。

令和8年3月5日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

提案理由でございます。

西原村運動公園において、指定管理者制度による利用料金制を導入するとともに、周辺の社会体育施設等についても事務の委託を行うことで、管理運営の効率化及び利用者の利便性の向上を図るため、関係条例の所要の改正を行うものでございます。

ここからは、条例第6号の資料により説明いたします。

条例案の概要ファイルをご覧ください。

初めに、制定の趣旨でございます。

本条例は、西原村運動公園の指定管理者制度の導入に伴い、関係する運動公園、武道場、村民グラウンド、小中学校施設開放の4つの条例を一括して整備するものです。

あわせて、小中学校体育施設において、これまで学校閉庁日に限定されていた開放範囲を、平日の夜間開放を含めた現在の利用実態に即した内容へと適正化し、指定管理者が一体的かつ円滑に運営を行える体制を整えるものでございます。

次に、条例の概要です。

まず、運動公園の設置及び管理に関する条例の一部改正では、利用料金を

指定管理者の収入とする利用料金制の規定を追加し、村長が定める基準により利用料金を減免できる規定を整備しております。

次に、武道場、村民グラウンドの設置及び管理に関する条例の一部改正では、各施設において指定管理者に管理を行わせることができる規定を追加し、使用申請の受付や使用料の徴収代行等の窓口業務を指定管理者に委託できる根拠の整理を行いました。

最後に、小中学校施設の開放に関する条例の一部改正においては、同様の規定を追加するほか、平日の夜間を含めた規程に見直す改正を行っております。

施行日は、令和8年4月1日からとしております。

本条例案の5ページから新旧対照表を添付しております。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（西口義充君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

7番議員、中西君。

○7番議員（中西義信君）収入は、新しく決まる指定管理者のほうになるということですね。だったら、修理とか、各学校によっても古い建物とかもあると思うんですけども、そこらあたりのことはどうなるのか。

○議長（西口義充君）教育課長。

○教育課長（秋吉蘭子君）中西議員の質問にお答えいたします。

運動公園の指定管理は指定管理の業者になりますので、修理等についても金額を設けまして、運動公園は指定管理者また役場というふうに分けるんですけども、小中学校の体育施設だったり武道場であったりは、事務を委託するだけのものになりますので、修理等については村のほうで行うこととしております。以上です。

○議長（西口義充君）ほかに質疑ありますか。ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（西口義充君）質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（西口義充君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第6号、西原村社会体育施設等の管理に関する関係条例の整備に関する条例の制定について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（西口義充君）全員起立であります。

よって、議案第6号は原案どおり可決されました。

日程第10、議案第7号、西原村特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を住民福祉課係長に求めます。

（住民福祉課係長 山下美由紀君 登壇 説明）

○住民福祉課係長（山下美由紀君）議案第7号についてご説明いたします。

ファイルをお開きください。

議案第7号、西原村特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について。

西原村特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を次のように制定することとする。

令和8年3月5日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

提案理由でございます。

子ども・子育て支援法において新設された特定乳児等通園支援事業に関し、国の特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準に基づき、本村における同事業の運営に関する基準を定める必要がある。これが、この議案を提出する理由でございます。

ここからは、本事業例案の概要ファイルにより説明いたしますので、そちらをお開きください。

初めに、1、条例制定の趣旨でございます。

子ども誰でも通園制度が創設されたことに伴い、子ども誰でも通園制度の事業者が事業の実施に伴う給付を受けるためには、国が定める特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準に基づき、村が確認を行う必要がある。これに伴い、子ども・子育て支援法第54条の3において準用する第46条第3項に基づき、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準について規定するため、本条例を制定するものでございます。

続いて、2、条例制定の主な内容について説明いたします。

最初に、第1章、総則。

第1条、第2条については、この条例の趣旨、特定乳児等通園支援事業者の一般原則。

第2章、特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準の第1節第3条では、1時間当たり及び1月当たりの利用定員に関する基準、第2節が第4条から第32条において、運営に関する基準を定めております。

主な内容としまして、子どもと保護者に対する面談、心身の状況の把握、相談及び援助、緊急時の対応等が第4条から第18条。

事業者の運営規程、職員の勤務体制、利用定員遵守、重要事項の掲示等が第19条から第22条。

子どもに対して平等に扱う原則、虐待の禁止、苦情解決、事故発生の防止及び発生時の対応等が第23条から第30条。

会計区分、記録の整備等が第31条から第32条。

最後に、第3章、雑則。

第33条が電磁的記録等が、主な内容としてそれぞれ定めております。

この条例の施行期日は、令和8年4月1日です。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（西口義充君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（西口義充君）質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（西口義充君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第7号、西原村特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（西口義充君）全員起立であります。

よって、議案第7号は原案どおり可決されました。

日程第11、議案第8号、西原村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を住民福祉課係長に求めます。

（住民福祉課係長 山下美由紀君 登壇 説明）

○住民福祉課係長（山下美由紀君）議案第8号についてご説明いたします。

ファイルをお開きください。

議案第8号、西原村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

西原村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和8年3月5日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

提案理由でございます。

子ども・子育て支援法において新設された乳児等通園支援事業により、村

立保育所における乳児等通園支援事業利用料を定める必要があるため、この条例の一部を改正する必要がある。これが、この議案を提出する理由でございます。

ここからは、0309修正、本条例案の概要ファイルにより説明いたしますので、そちらをお開きください。

初めに、1、条例改正の趣旨でございます。

子ども・子育て支援法の規定に基づき、特定教育・保育に係る利用者負担額について必要な事項を定める必要があるため創設された乳児等通園支援事業を本年4月1日に施行することに伴い、本条例に利用料を定め、一部改正するものでございます。

続いて、2、条例制定の主な内容について説明いたします。

第9条を第10条とし、第8条の次に次の1条を加えます。

乳児等通園支援事業利用料としまして、第9条「村長は、村立保育所において乳児等通園支援事業の提供を受けた保護者から乳児等通園支援事業利用料（対象児童1人1時間当たり300円）を徴収する。」を加えます。

この条例の施行期日は、令和8年4月1日です。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（西口義充君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（西口義充君）質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（西口義充君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第8号、西原村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（西口義充君）全員起立であります。

よって、議案第8号は原案どおり可決されました。

日程第12、議案第9号、西原村地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を総合政策課長に求めます。

（総合政策課長 堀田和也君 登壇 説明）

○総合政策課長（堀田和也君）議案第9号についてご説明いたします。

議案第9号のファイルをよろしくお願ひします。

議案第9号、西原村地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

西原村地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和8年3月5日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

提案理由でございます。

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づき作成されている第2期熊本県地域未来投資促進基本計画が、令和7年12月18日に変更されたことに伴い、緑地面積率等に関する工場立地特例対象区域として、新たに第二鳥子工業団地を追加するため、西原村地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する必要があります。これが、この議案を提出する理由でございます。

ここからは、別添の改正する条例案の概要にて説明させていただきます。

別添の概要のファイルをよろしくお願ひします。

条例改正の趣旨といたしましては、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づき作成されている第2期熊本県地域未来投資促進基本計画が令和7年12月18日に変更されたことに伴い、緑地面積率等に関する工場立地特例対象区域として、新たに第二鳥子工業団地を追加するために条例を改正するものでございます。

主な内容といたしましては、第3条の表中の区域の範囲に第二鳥子工業団地を追加するものでございます。

この条例の改正後においては、第二鳥子工業団地内で工場の建設等を行うに当たっては、工場立地特例対象区域として工場立地法による従来の規制が緩和され、村内のほかの指定された区域と同様に、地域の特性に応じた規制を行うこととしております。

西原村では、この工場立地特例対象区域内において、緑地の面積の敷地面積に対する割合が3%以上、環境施設の面積の敷地に対する割合が5%以上と緩和されることとなります。

施行期日、公布の日から施行することとします。

参考資料といたしまして、新旧対照表を添付いたしております。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（西口義充君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（西口義充君）質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（西口義充君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第9号、西原村地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例の制定について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（西口義充君）全員起立であります。

よって、議案第9号は原案どおり可決されました。

日程第13、議案第10号、西原村工業用水道事業及び簡易水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を水道課長に求めます。

（水道課長 村上文英君 登壇 説明）

○水道課長（村上文英君）議案第10号についてご説明いたします。

0226修正、議案第10号のファイルをお開きください。

議案第10号、西原村工業用水道事業及び簡易水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

西原村工業用水道事業及び簡易水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和8年3月5日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

提案理由でございます。

西原村水道事業基本計画策定及び変更認可申請書及び西原村工業用水道事業変更認可届出書の提出に伴い、本条例の一部を改正する必要がある。これが、この議案を提出する理由でございます。

ここからは、本条例各案の概要ファイルにより説明いたしますので、そちらをお開きください。

初めに、条例改正の趣旨でございます。

西原村水道事業基本計画策定及び変更認可申請書及び西原村工業用水道事業変更認可届出書を提出するに当たり、本条例の一部を改正する必要があります。

続いて、主な内容でございます。

まず、条例第2条第2項第1号の工業用水道事業給水区域に第二鳥子工業団地を加える。

同条第3項の簡易水道事業給水区域で第1号イ、大字小森内に風当の一部、風当鶴の一部、葉山の一部を加える。

同号ウ、大字宮山内に下池底の一部、久保の一部、上宮山の一部、小牧鶴の一部、小牧山下の一部、出の口鶴の一部を加える。

同号オ、大字河原内に平の一部、小久保境の一部、市川原の一部、塔の原の一部を加える。

同項第2号、給水人口の4,500人を5,970人に改める。

同項第3号、1日最大給水量の2,481^mを2,580^mに改める。

別図につきまして、先に説明しました追加箇所を給水区域図に反映したものに改めます。

主な内容につきましては、以上となります。

施行期日は、公布の日からとしております。

参考資料としまして、本議案ファイル3ページ以降に新旧対照表を添付しております。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくお願いいたします。

○議長（西口義充君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（西口義充君）質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（西口義充君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第10号、西原村工業用水道事業及び簡易水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（西口義充君）全員起立であります。

よって、議案第10号は原案どおり可決されました。

以上で本日の議事日程は全部終了しました。

暫時休憩します。

（午後 3時29分）

(午後 3時52分)

○議長(西口義充君) 休憩前に引き続き会議を再開します。

以上で本日の議事日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(西口義充君) 異議なしと認め、次の会議は12日午前10時より行います。

本日はこれをもって散会します。

午後 3時52分 散会

第 3 号 (3 月 1 2 日)

令和8年第1回西原村議会定例会会議録

令和8年3月12日、令和8年第1回西原村議会定例会が西原村役場に招集された。

令和8年3月12日（木曜日） 議事日程第3号

- | | | |
|-------|-----------|---|
| 日程第 1 | 議案第 1 1 号 | 西原村学校給食費無償化基金条例の制定について |
| 日程第 2 | 議案第 1 2 号 | 熊本広域行政不服審査会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び熊本広域行政不服審査会共同設置規約の変更について |
| 日程第 3 | 議案第 1 3 号 | 令和7年度西原村一般会計補正予算（第6号）について |
| 日程第 4 | 議案第 1 4 号 | 令和7年度西原村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について |
| 日程第 5 | 議案第 1 5 号 | 令和7年度西原村介護保険特別会計補正予算（第3号）について |
| 日程第 6 | 議案第 1 6 号 | 令和7年度西原村後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）について |
| 日程第 7 | 議案第 1 7 号 | 令和7年度西原村工業団地造成事業特別会計補正予算（第2号）について |
| 日程第 8 | 議案第 1 8 号 | 令和7年度西原村中央簡易水道事業会計補正予算（第3号）について |
| 日程第 9 | 議案第 1 9 号 | 令和7年度西原村工業用水道事業会計補正予算（第3号）について |

日程第 10 議案第 20 号 令和 8 年度西原村一般会計予算について

1、応招議員 (10名)

1 番	山 下 圭 介 君
2 番	加 藤 博 敏 君
3 番	松 浦 哲 也 君
4 番	尾 崎 幸 穂 君
5 番	堀 田 直 孝 君
6 番	坂 本 隆 文 君
7 番	中 西 義 信 君
8 番	山 下 一 義 君
9 番	桂 悦 朗 君
10 番	西 口 義 充 君

2、不応招議員 (なし)

3、出席議員 (10名)

1 番	山 下 圭 介 君
2 番	加 藤 博 敏 君
3 番	松 浦 哲 也 君
4 番	尾 崎 幸 穂 君
5 番	堀 田 直 孝 君
6 番	坂 本 隆 文 君
7 番	中 西 義 信 君
8 番	山 下 一 義 君
9 番	桂 悦 朗 君
10 番	西 口 義 充 君

4、欠席議員 (なし)

5、職務のため出席した職員は次のとおりである。

議会事務局長	海 津 智 子 君
議会事務局書記	児 玉 みどり 君

6、地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名は次のとおりである。

村長	吉井誠君
副村長	田島由紀君
教育長	中村賀一君
総務課長	堀田隆二君
総合政策課長	堀田和也君
教育課長	秋吉蘭子君
会計管理者	林田浩之君
税務課長	廣瀬太君
産業課長	中西聡君
建設課長	久野太君
水道課長	村上文英君
保健衛生課長	岩下源一郎君
商工観光課長	山田孝君
保育園長	岩村智子君
住民福祉課係長	佐々木由美君

午前10時00分 開議

○議長（西口義充君）おはようございます。

本日は全員出席であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の会議は、タブレットに提示の議事日程第3号のとおり行います。

日程第1、議案第11号、西原村学校給食費無償化基金条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

（総務課長 堀田隆二君 登壇 説明）

○総務課長（堀田隆二君）議案第11号についてご説明いたします。

ファイルのほう、よろしく願いいたします。

議案第11号、西原村学校給食費無償化基金条例の制定について。

西原村学校給食費無償化基金条例を次のように制定することとする。

令和8年3月5日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

提案理由でございます。

本村における子育て世帯の経済的負担の軽減及び教育環境の充実を図るため、本村の村立小学校及び中学校に在籍する児童生徒の学校給食費を無償化する施策を安定的に実施することを目的として、その経費に充てるための基金を設置する必要があるとございます。

このため、地方自治法第241条の規定に基づき、学校給食費無償化基金条例を制定するものでございます。

これが、この議案を提出する理由でございます。

それでは、別紙により内容説明のほうを行います。

本条例案の概要ファイルをよろしく願いいたします。

初めに、条例改正の趣旨でございます。

本条例は本村における子育て世帯の経済的負担の軽減及び教育環境の充実を図るため、本村立小学校及び中学校に在籍する児童生徒の学校給食費を無償化する施策を安定的に実施することを目的として、その経費に充てるための基金を設置するために制定するものでございます。

令和8年4月から国が実施する小学校における学校給食費の無償化については、児童1人当たり月額5,200円の基準額分を県補助金で活用して対応するとともに、国が示す基準額を超える部分については、本村独自に公費による補填を行うことで、給食費の無償化を実施いたします。

また、中学生においても、村独自の施策として、公費による補填を行い、

小学校と同様に学校給食費の無償化を実施いたします。

これらの村独自施策を将来にわたり安定的かつ持続的に実施するためには、財源を明確にし、計画的に管理、活用することが不可欠であることから、地方自治法第241条の規定に基づき、学校給食費無償化基金の設置をするため、本条例を制定するものでございます。

条例の概要でございます。

内容につきましては、記載のとおりでございます。

施行期日は、公布の日から施行としております。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（西口義充君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑に入ります前に、西原村議会会議規則第55条により、質疑は同一議員につき同一の議題について3回を超えることができないとなっています。3回を超える場合は、議長に許可を求めてください。

また、質疑の際は、タブレットに提示してあるページを先にお伝えください。質疑ございませんか。

6番議員、坂本君。

○6番議員（坂本隆文君）6番議員、坂本です。これを決められたときと、また世界中の今、情勢が変わっておりまして、今日の朝もちょっとニュースを見てみますと、燃料高騰、それで食品の値上げというのがもう、相当な上がり具合になると予想されていて、今日テレビで見たら卵が398円であったのがもう450円ぐらいに上げなくてはという形で、燃料が上がればもう輸送コストが上がっていくということで、国のほうはこちらも固定で5,200円というのは大分前の話だったと思うんですけども、こちらの金額はもうそのまま固定で、変動性ではなくて、固定でいかれるということだと思うんですけども、その辺の話と、村がその対して全額補助ということで年間にどれぐらい今、予想されているのかをお願いします。

○議長（西口義充君）教育課長。

○教育課長（秋吉蘭子君）坂本議員の質問にお答えいたします。

5,200円の補助につきましては、現在のところ国のほうからそのような指示が来ておりまして、言われましたとおり物価高騰とかにより給食費の食材費も値上がりすると思っておりますので、その辺はまた国のほうで、年度、年度で検討されるのではないかなと思っておりますのでございます。

また、本村の独自の負担につきましては、当初予算のほうに上げておりますが、1,800万円ほどになる予想でございます。この独自の補助につきましても、年度でまた見直しを行ったりして、給食の質が落ちないように継続して

まいりたいと思います。以上でございます。

○議長（西口義充君）6番議員、坂本君。

○6番議員（坂本隆文君）ありがとうございます。今度の当初予算には載っていると思っておりますけれども、小学生、中学生の内訳。1人頭というか、大体そちらのほうもお願いしたいと思います。

また、燃料高騰に対して、今日発表というかニュースであったのは、170円以上になれば国の補助が入るとというのが燃料代ですけれども、そちらのほうももう早くも今日のニュースでは言われておりましたので、こちらのほうも対応していただけるのかなと思いますけれども、自分たちが言いたいのは、それはもう本当に食事がちゃんと、栄養とかその辺は変わらずに金額には関係なく、今までどおりにしていただきたいと思います。そちらのほうをお願いします。金額の内訳。

○議長（西口義充君）教育課長。

○教育課長（秋吉蘭子君）お答えいたします。

現在、学校給食、小学生でいきますと1食当たり250円が保護者の負担となっておりますが、村からは60円の補助をいたしまして、1食当たり310円で、小学生は運用しております。

中学生に関しましては、1食当たり280円の保護者負担に対しまして、村からは60円補助をいたしまして、340円で学校給食のほうを提供しているところになっております。以上です。

○議長（西口義充君）ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（西口義充君）質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（西口義充君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第11号、西原村学校給食費無償化基金条例の制定について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（西口義充君）全員起立であります。

よって、議案第11号は原案どおり可決されました。

日程第2、議案第12号、熊本広域行政不服審査会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び熊本広域行政不服審査会共同設置規約の変更についてを議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

(総務課長 堀田隆二君 登壇 説明)

○総務課長(堀田隆二君) 議案第12号についてご説明いたします。

ファイルのほうよろしく願いいたします。

議案第12号、熊本広域行政不服審査会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び熊本広域行政不服審査会共同設置規約の変更について。

地方自治法第252条の7第2項の規定により、熊本広域行政不服審査会を共同設置する地方公共団体に新たに宇土市を加え、熊本広域行政不服審査会共同設置規約を次のように変更する。

令和8年3月5日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

提案理由でございます。

熊本広域行政不服審査会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び熊本広域行政不服審査会共同設置規約の変更について、地方自治法第252条の7第2項の規定により、関係地方公共団体の協議により定めるため、同条第3項の規定において準用する同法第252条の2の2第3項の規定に基づき、議会の議決を求める必要がございます。

これがこの議案を提出する理由でございます。

それでは、2ページをお願いいたします。

熊本広域行政不服審査会共同設置規約の一部を変更する規約。

熊本広域行政不服審査会共同設置規約の一部を次のように変更する。

第1条中、「山鹿市」の次に「、宇土市」を加える。

附則、この規約は令和8年4月1日から施行する。

本一部改正議案の3ページから新旧対照表を添付しております。

説明は以上でございます。ご審議方よろしく願いいたします。

○議長(西口義充君) 内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声)

○議長(西口義充君) 質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「討論なし」の声)

○議長(西口義充君) 討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第12号、熊本広域行政不服審査会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び熊本広域行政不服審査会共同設置規約の変更について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(西口義充君) 全員起立であります。

よって、議案第12号は原案どおり可決されました。

日程第3、議案第13号、令和7年度西原村一般会計補正予算（第6号）についてを議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

（総務課長 堀田隆二君 登壇 説明）

○総務課長（堀田隆二君）議案第13号についてご説明いたします。

ファイルをお願いいたします。0226修正ファイルのほうのデータをお開きください。すみません。

議案第13号、令和7年度西原村一般会計補正予算（第6号）。

令和7年度西原村の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,209万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ65億6,599万1,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

繰越明許費。

第2条、繰越明許費の追加及び変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。

地方債の補正。

第3条、地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和8年3月5日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

それでは、6ページをお願いいたします。

第2表、繰越明許費でございます。

款、項、事業名、金額の順で読み上げます。

1 追加、款2 総務費、項1 総務管理費、熊本地震復興感謝祭事業1,100万円、震災ミュージアム拠点整備事業6,221万8,000円、LPガス料金負担軽減支援事業647万6,000円、地域づくり推進事業（復興・防災力事業分）100万円。

款同じく項3 戸籍住民基本台帳費、社会保障・税番号制度システム整備事業368万円。

款同じく項5 統計調査費、地籍調査事業3,504万7,000円。

款4 衛生費、項1 保健衛生費、熊本地震追悼式事業210万円。

款5 農林水産業費、項1 農業費、農業用水利施設等整備事業1,860万円。

款6 商工費、項1 商工費、地域経済循環創造推進事業（ローカル10,000）5,000万円、依山交流館萌の里改修事業820万2,000円。

款7 土木費、項1 土木管理費、道路台帳整備事業2,276万円。

款同じく項2 道路橋梁費、道路維持事業4,150万円、道路新設改良事業7,208万円、道路橋梁費震災対策事業2,440万円。

款同じく項5 辺地対策費、辺地道路改良事業6,270万円。

款9 教育費、項2 小学校費、河原小学校施設環境改善整備事業132万円。

款同じく項3 中学校費、西原中学校施設環境改善整備事業167万2,000円。

款同じく項5 保健体育費、村民グラウンド整備事業2,337万4,000円、武道場環境改善整備事業165万9,000円。西原村運動公園防草対策事業425万円。

それでは、7ページをお願いいたします。

同じく、款、項、事業名、補正前、補正後の金額の順で読み上げます。

2 変更、款10 災害復旧費、項1 農林水産施設災害復旧費、現年度農地等災害復旧事業3,320万円、2,960万円。

款同じく項2 公共土木施設災害復旧費、過年度道路橋りょう等災害復旧事業3,900万円、5,545万円。

それでは、8ページをお願いいたします。

第3表、地方債補正でございます。

ここでは、各項目ごとにそれぞれ読み上げさせていただきます。

1 変更。

起債の目的、3、緊急防災・減災事業債（小型動力ポンプ購入事業）、4、緊急防災・減災事業債（全国瞬時警報システム受信機更新事業）、5、緊急防災・減災事業債（高規格救急自動車購入事業）、8、辺地対策事業債（辺地道路維持補修事業）、9、辺地対策事業債（辺地道路改良事業）、10、道路橋りょう等災害復旧事業債（道路橋りょう等災害復旧事業（過年度補災））、13、道路橋りょう等災害復旧事業債（道路橋りょう等災害復旧事業（現年度補災））。

続いて補正前、限度額780万円、830万円、4,090万円、2,130万円、1億3,250万円、2,160万円、150万円。

起債の方法、利率及び償還の方法は記載のとおりでございます。

続いて補正後、限度額480万円、530万円、3,100万円、1,990万円、1億570万円、1,490万円、170万円。

起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりでございます。

続きまして、補正予算の主なものについてご説明いたします。

それでは、11ページをお願いいたします。

歳入でございます。

上段です。款1 村税、項1 村民税、目1 個人5,199万7,000円の増額補正。これは個人所得割等の増額補正でございます。

目2 法人、6,013万5,000円の増額補正。これは法人税割の税額補正でござ

います。

款同じく項2固定資産税、目1固定資産税3,003万円の増額補正でございます。

下段でございます。款11地方交付税、項1地方交付税、目1地方交付税1億472万9,000円の増額補正でございます。普通交付税の増額補正でございます。

それでは、続いて12ページをお願いいたします。

下段でございます。款15国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金2,307万円の増額補正でございます。自立支援給付等サービス費国庫負担金等の増額補正でございます。

それでは、13ページをお願いいたします。

下段でございます。款同じく項2国庫補助金、目6総務費国庫補助金1,193万円の減額補正でございます。地域経済循環創造事業交付金等の増減額によるものでございます。

15ページをお願いいたします。

款16県支出金、項2県補助金、目3農林水産業費県補助金2,516万5,000円。地籍調査事業補助金等の増額補正でございます。

款、項同じく目4災害復旧費県補助金1,332万4,000円の増額補正でございます。農地等災害復旧事業委託費県補助金の増額補正でございます。

それでは、16ページをお願いいたします。

下段でございます。款18寄付金、項1寄付金、目3ふるさと納税寄付金5,920万円の減額補正でございます。

それでは、17ページをお願いいたします。

上段でございます。款19繰入金、項1繰入金、目1基金繰入金1億7,919万6,000円の減額補正。財政調整基金繰入金等の増減額でございます。

次に、19ページをお願いいたします。

ここから歳出でございます。

20ページをお願いいたします。

下段でございます。目2総務費、項1総務管理費、目7基金費1億923万1,000円の増額補正。公共施設整備基金積立金等による増額補正でございます。

21ページをお願いいたします。

下段でございます。款、項同じく目9電子計算費2,720万円の減額補正。基幹システム標準化に係るシステム移行委託料等の減額によるものでございます。

22ページをお願いいたします。

上段でございます。款、項同じく目12地域振興費1,484万6,000円の増額補

正。物価高騰対策生活者支援交付金等の増減額によるものでございます。

25ページをお願いいたします。

中段でございます。款同じく項5統計調査費、目1地籍調査費3,371万4,000円の増額補正。地籍調査検証測量業務委託料等の増減額補正でございます。

28ページをお願いいたします。

款3民生費、項2児童福祉費、目2児童措置費1,581万5,000円の減額補正。会計年度任用職員の報酬等の減額補正によるものでございます。

32ページをお願いいたします。

下段でございます。款5農林水産業費、項1農業費、目8農地費1,034万8,000円の増額補正。下新所地区排水路整備工事等の増減額補正によるものでございます。

33ページをお願いいたします。

中段でございます。款6商工費、項1商工費、目1商工業振興費2,641万7,000円の減額補正。地域経済循環創造事業補助金等の減額補正でございます。

款7土木費、項1土木費、目1土木管理費2,265万円の増額補正。道路台帳整備業務委託料等の増減額補正によるものでございます。

34ページをお願いいたします。

中段でございます。款同じく項2道路橋梁費、目1道路維持費2,350万円の増額補正。万徳葛目線側溝改修工事等の増額補正でございます。

款、項同じく目2道路新設改良費5,040万円の増額補正。下新所下原3号線道路改良工事等の増減額補正等によるものでございます。

款同じく項5辺地対策費、目2道路改良費3,174万円の減額補正。滝小野線道路改良工事等の減額補正によるものでございます。

35ページをお願いいたします。

上段でございます。款8消防費、項1消防費、目2消防施設費1,499万4,000円の減額補正。小型動力ポンプ購入費（3台）等の減額補正でございます。

款9教育費、項1教育総務費、目2事務局費1,153万1,000円の減額補正。会計年度任用職員の報酬等の減額補正でございます。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくをお願いいたします。

○議長（西口義充君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

3番、松浦議員。

○3番議員（松浦哲也君）3番、松浦です。22ページをお願いいたします。

この22ページについてですけれども、3問質問いたしますので、それぞれ順番に担当課長のほうからお答えをお願いいたします。

22ページの目12の地域振興費、節18負担金、補助及び交付金、物価高騰対

策生活者支援交付金の647万6,000円の件ですが、これは6ページの繰越明許費のLPガス料金の負担軽減の支援事業とリンクしておりますので、多分このことだろうというふうに思いますが、この内容の説明をお願いいたします。

続きまして、22ページの11の役務費ですね。

この中の熊本地震10年復興感謝広告費200万円が掲載してありますが、これはどこにどんな内容なのかということをお尋ねいたします。

3問目ですが、12番の委託料、熊本地震10年復興記録・村PR動画制作委託料、これはどのような内容のものか、3問お尋ねいたします。よろしくお願いたします。

○議長（西口義充君）総合政策課長。

○総合政策課長（堀田和也君）まず、1問目の松浦議員のご質問にお答えいたします。

こちらの物価高騰対策生活者支援交付金ということで、こちらのほうにつきましては、LPガス料金の負担軽減の支援金の第5弾というようなところで実施をしたいと考えております。

この物価高騰対策生活者支援交付金につきましては、熊本県が今回まだ実施をするということで、西原村のほうも実施をさせていただきたいというふうに考えております。家庭負担の軽減を目的に実施するこの事業ですけれども、財源につきましては、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を充当させていただき実施したいと考えております。

実施の内容につきましては、今年の1月から3月分のLPガスの代金の高騰に対応するために交付されるというところでなっております。

また、今回の金額につきましては、1世帯当たり3,000円の交付ということで、今年の7月以降の交付予定ということで確認をさせていただいております。この事業の財源につきましては、先ほど申しました国の交付金と合わせて、県補助金の物価高騰対応生活者支援交付金ということで、予算書15ページに記載されております。こちらのほうの財源と国の財源を使って実施をしたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（西口義充君）商工観光課長。

○商工観光課長（山田 孝君）それでは、松浦議員のご質問にお答えいたします。

まず、11役務費、熊本地震10年復興感謝の広告につきましては、現時点では新聞紙面、また熊本空港の壁面のほうでの感謝を伝える広告のほうを検討しております。こちらのほうは、ご支援いただいた皆様に西原村が復興しましたよという感謝を伝える広告のほうがあればというふうに考えております。

続きまして、12委託料の熊本地震10年復興記録及び村PR動画制作委託料につきましては、こちらにつきましてはPR動画、また番組等を作成しまして、西原村の復興の記録、そして西原村のPRというものをしたいというふうに考えております。実際つくりました動画につきましては、今、建設中であり震災ミュージアムのほうでも、放映できるコンテンツとして取り扱えればというふうに思っております。以上でございます。

○議長（西口義充君）3番、松浦議員。

○3番議員（松浦哲也君）ありがとうございます。物価高騰の生活者支援の件について説明がありましたがLPガスということで、それでこれが始まる時に、村民のLPガスを使用されている世代の方々に、できるだけ周知をしていただきたいと。知らなかったとかいう方たちができるだけ少なくなるように、そういう配慮をしていただきたいというふうに思っております。

あと、役務費と委託料の件については分かりました。どうもありがとうございます。

○議長（西口義充君）ほかに質疑ございませんか。

7番、中西議員。

○7番議員（中西義信君）7番、中西です。21ページです。

総務費の総務管理費、18の負担金、空港方面コミュニティバスの350万円の減額の理由と状況、人数とかそういうところをお願いします。

○議長（西口義充君）総合政策課長。

○総合政策課長（堀田和也君）中西議員のご質問にお答えいたします。

まず、減額の理由としてですけれども、今回このコミュニティバス実証運行ということで、益城町と西原村共同運行ということで今回実施させていただいております。

昨年の10月から実施をしております、一応半年分ということで大体事業費のほうに固まっております。事業費につきましては大体1,600万円程度かかっております。そのうち今回、国の補助金のほうを利用させていただいておりますので、国の補助金が大体920万円程度を頂くようにしています。残りの残額につきまして、益城町と西原村で折半というところで負担をしていくというところで、今回、大体350万円ほど減額させていただいたというところになっております。

あと、空港ライナー等の利用の状況というところで、一応半年間、今、運行させていただいておりますけれども、半年間で1日平均、大体利用者のほうが2.4人というところで今、情報になっております。ただ、降りる場所については、ほとんど空港のほうをやっぱり多いというところになっております。あと乗る場所につきましては、この総合体育館のところのバス停も結構利用

されているというところの状況となっております。以上でございます。

○議長（西口義充君）7番、中西議員。

○7番議員（中西義信君）画期的なアイデアだったと思っておりますけれども、現状を踏まえて、何か対策とかいろいろ反省じゃないけれども、そういったところは何かありますか。

○議長（西口義充君）村長。

○村長（吉井 誠君）試験運転ということで、時間帯の変更であったりとか、バス停の見直しとか、あとは先般、報道等で流れていました大津町へのバスの有料化というの、西原村民にとっては誰でも乗れるようになったと、空港利用者以外で乗れるようになったということで、相当期待をしているところでございます。

あわせて、やっぱり益城町、大津町、今度は菊陽町にもお願いして、空港に行ったらどこにでも行けるような環境をつくれば、もう少し利用者も増えてくるかと思っておりますので、総合的に近隣町村と話をしながら取り組んでいきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（西口義充君）ほかに質疑ございませんか。

3番、松浦議員。

○3番議員（松浦哲也君）3番、松浦です。次の3問お尋ねいたします。33ページです。

1問目が、林業振興費の18負担金、補助及び交付金、有害鳥獣対策事業補助金が減額の320万4,000円になっておりますが、まだまだイノシシとか鹿が随分農地に悪さをしておりますが、この捕獲数が減少したのかなというふうにも思っておりますが、前年との比較がもし分かればお教えいただきたいと思っております。これが1点目です。

それと34ページ。1番の道路維持費、14の工事請負費が2,350万円、2の道路新設改良費、14の工事請負費1,800万円が計上してありますが、この時期に明許繰越で工事請負費が出るのも珍しいなというふうに思いましたが、一番、今仕事がしやすい時期にあえて出されたのか。10月、9月に工事が集中するから、それを避けての考えなのかというふうに思いますが、私はこの時期にこの予算を出したのが、特によかったんじゃないかなと私は個人的に思っておりますが、そのあたりの見解をよろしくお願いします。

○議長（西口義充君）産業課長。

○産業課長（中西 聡君）松浦議員のご質問にお答えいたします。

有害鳥獣対策事業補助金ということで320万4,000円の減額ということになってございます。

令和6年度から、西原村においては通年を通しての捕獲許可期間というこ

とで運用をさせていただいております。令和6年度、年間の捕獲頭数、総数で1,136頭の捕獲がございました。

予算につきましては、ちょっと余裕を見て国のほうに要望をいたしております。国への要望が令和7年度1,270頭分の当初で国のほうに要望いたしております。本年度の実績でございますけれども、総数で928頭の実績によりまして、今回の320万円ほどの減額補正ということになってございます。以上でございます。

○議長（西口義充君）建設課長。

○建設課長（久野 太君）松浦議員の2つ目のご質問にお答えします。

今回、道路の維持工事と改良工事で予算計上させていただいております。

松浦議員がおっしゃったように、どうしても例年ですと9月時期に工事の発注が集中して、工期末日が年度末ということになってきます。ただ、最近の工事発注とかの取組としましては、国もできるだけ工事発注を年間で分散して発注するということによって、平準化を図るということによって、自治体のほうにも推進するように言ってきております。

今回、これを行うことによって工事発注を分散すると請負業者さんたちも業務負荷が大分軽減されて、併せて公共工事の品質も向上するのかと思っております。

今後はできるだけ一定の時期に、工事発注、工期末日とかが集中しないように取り組んでいきたいと思っております。以上でございます。

○議長（西口義充君）ほかに質疑ございませんか。

1番議員、山下君。

○1番議員（山下圭介君）1番、山下です。タブレット33ページ、商工業振興費についてお尋ねします。

地域経済循環創造事業補助金が2,500万円の減額となっておりますが、当初予定した事業が実施されなかったことによるものなのか、その理由についてお聞きしたいと思います。

○議長（西口義充君）総合政策課長。

○総合政策課長（堀田和也君）山下議員のご質問にお答えいたします。

地域経済循環創造事業補助金ということで今回2,500万円の減額をさせていただいております。

当初予定でいきますと、2つの事業が予定をされておりました。そのうちの1つの事業につきましては、事業費の絡み等もございまして、今回補助の要件に該当しなくなったというところがございますので、今回事業としては取り下げたというところがございますので、ちょっとその分の減額ということにさせていただいております。以上でございます。

○議長（西口義充君）ほかに質疑ございませんか。

8番、山下議員。

○8番議員（山下一義君）8番、山下です。ページ数は34ページです。

12番の委託料で3,270万円。布田下鶴線と新所高遊線の1,700万円と1,500万円の委託料がありますけれども、設計料でこの距離数は2つどのくらいありますかね。測量設計委託料の測量する距離数は。

○議長（西口義充君）建設課長。

○建設課長（久野 太君）山下議員のご質問にお答えします。

測量の距離ということでございますけれども、まず布田下鶴線道路改良測量設計委託料の距離が約500m程度、その次に、新所高遊線道路改良測量設計委託料、こちらは90m程度を予定しております。以上でございます。

○議長（西口義充君）山下議員。

○8番議員（山下一義君）この測量設計委託料にいつも毎年出るんですけれども、私、毎回疑問を持つんですけれども、例えば今90mで1,500万円、これがどうしてこういうふうに高いのか。それとこの前あった下小森の役場から下小森線に行く、あそこの道路の改良事業でも2,000万円出ていますよね。なぜこのように高いのか、国の基準で決まっているのか。私が思うのは、この役場内で、この測量設計のできる人を1人入れてしたほうが安くはないのか、それはできないのか。それをお願いしたいんですけれども。

○議長（西口義充君）建設課長。

○建設課長（久野 太君）ご質問にお答えします。

まず、金額が多分、新所高遊線のほうが、先ほど申しました90mに対して金額が大きいんじゃないかと感じられるかと思います。こちらのほうは用地測量も含んでいるところなんです。

先に申しました、布田下鶴線のほうは、用地測量を含まず測量設計のみです。結構、用地測量というのが、この委託料の中では大きなウエートを占めまして、かかる土地を買収するにあっては、その大きな全部の筆を囲ってしまって、分筆とかそういった業務になりますんで、かかるその土地の面積が広ければ広いほど用地測量費のウエートが大きくなります。ですので、この路線に関しては、測量設計の距離は短いですが、金額が高くなっております。

あとは、もう一つのご質問ですけれども、職員で測量設計ができないかということなんですけれども、基本的には測量の資格が要ります、測量士という資格を持って、その中で、ある程度精度の高い成果物をつくってくださることになってきますんで、どうしても職員レベルではそこまでやるのができないということです。通常の成果物が上がってきたやつを、職員で多少、

修正業務とかは通常やっているところです。そういったのは自分たちでやっているところがございます。以上でございます。

○議長（西口義充君）ほかに質疑ございませんか。

5番、堀田議員。

○5番議員（堀田直孝君）5番、堀田です。

35ページなんですけれども、消防施設費の中に高規格自動車が900万円減額されております。ということで、新高規格の救急車はもう配備されておるといことで、今、以前の救急車がそこに置いてありますよね。これは、多分ちょっと聞いた話では公売するという話だったんですけれども、これは公売のやり方、官公庁公売でやるのか。下のモニターを見たら、税務課が車を差し押さえておるのが官公庁公売というのがちょっと見えたんですけれども、この救急車においては、官公庁公売で行われるのか、今まで消防車は自庁公売だったと思いますが、どちらで公売を行う予定でしょうか。

○議長（西口義充君）総務課長。

○総務課長（堀田隆二君）堀田議員のご質問にお答えしたいと思います。

公売の方式につきましては、まだ、今現在どちらの方式でやるかというまではまだ決めておりませんで、前回のやり方でやろうかという形のレベルでございます。

もし、どちらかがベストだということがあれば、またこれ個別で堀田議員も熟知されている業務でもございますので、相談等もさせていただくならばとは思っておりますが、今のところ現段階でどちらの方式でいくかというのはまだ決めてないのが実情でございます。以上でございます。

○議長（西口義充君）5番、堀田議員。

○5番議員（堀田直孝君）この質問をした経緯は、私が今、大分県の防災士養成講座をちょっと持っておりますけれども、その中で講座を受ける方が、重度身体障害者を持っているお子さんがおられるということで、普通の車椅子用の車では、子どもさんが移動できないということで、堀田さん、何かないでしょうかという相談を受けたときに、この官公庁公売で救急車を公売しているというのは以前から私は知っておりました。その中で、その方の悩みは災害があったときに重度障害を持っているお子さんを避難所に連れていきたいんだけど、連れていく手段もないし、中でいろんなことをしとると、中でも迷惑かけるから車中泊をせざるを得ないということで、私のほうが、大分市役所、多分、救急車公売やっていると思うんで、それは多分、低額な値段で買えると思います。二、三十万円だったですよ、その当時が、それを少し改良、赤灯とか外せばストレッチャーごと動けるといことでアドバイスした。そうですねと、そういうのを購入すれば、そういう重度障害者の

方もストレッチャーでそのまま寝たきりの方も移動させられるし、車中泊ができるということでした。

それで、ふとここにもう公売するということが、だったら、西原にもそういう重度障害者を抱えているご家庭があると思いますので、やっぱりそういう使い方をすれば、新車の何百万円もする車を買うよりも低価格で購入して自分で改造する。そして、そういう災害に備える、すごい安心感、人の命が守れるというところがありますので、できればそういう自庁公売、そういう身障者を抱えているご家庭に必要なとあれば、公売していただきたいということで質問いたしました。以上です。

○議長（西口義充君）ほかに質疑ございませんか。

6番、坂本議員。

○6番議員（坂本隆文君）6番、坂本です。32ページになります。

目の農業振興費で、西原村特産品ブランド化推進協議会等の補助金の減額が108万円ございますけれども、これ幾らの金額でどれぐらいの事業をされて、これだけの減額がされたのかをお聞きします。

○議長（西口義充君）産業課長。

○産業課長（中西 聡君）坂本議員のご質問にお答えいたします。

特産品ブランド化推進協議会自体につきましては、申請が令和7年度なかったものですから30万円の減額、それと残りにつきましては、11月に毎年行っております西原村のふれあいまつりの農振協議会への補助金が、実績において70万円ほど使用しなかったことから、合わせて108万円の減額補正ということにさせていただいております。以上でございます。

○議長（西口義充君）6番、坂本議員。

○6番議員（坂本隆文君）ありがとうございます。先ほど言われたのは30万円の減額ですけれども、このブランド化推進協議会のほうには30万円のお金があつて、結局は何もされていないということでしたけれども、これ発足されてもう大分、五、六年ぐらいたつんですかね。となると、こういうものを例えれば何かするといったときは役場側から何か言うのですか。それとも、このブランド化推進協議会から何かをしたいということで発信されるのかということです。ただ、何年か前にはつくって、それで勢いはあつたんですけれども、それから数年たつと両方側からもう音沙汰なしになって、そういう事業がたくさんあつたというふうに自分は思っていて、一番初めは流れで補助金があつたりとか助成金があつたから、村がしなくちゃいけないとか、そういうものもあるんですけれども、それから先がなかなか続かないというのが現状なんですけれども、この辺を村長はどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（西口義充君）村長。

○村長（吉井 誠君）坂本議員のご質問にお答えいたします。

坂本議員が申されますとおり、やっぱりいろんな補助金関係は2パターンあるかなというふうに思っています。

1つは、国県からこういう事業がありますよということで、上から降ってきて、それに沿ってやりましょうかというパターンと、住民さんが発案してこういうことをやりたいということで、それに沿って補助金をやるパターン、2つあるかと思えます。

どちらも有効に活用したいと思うんですけども、やっぱり継続というか持続性がなければならぬと思っていて、理想は住民さんが、こういうことをしたいということに補助金、国県の補助を見つけたりとか、できなければ村単独の補助を充てて、試験的にやっていって、うまくいくようであれば継続してやっていく、または、拡充してやっていくような手法を取っていききたいというふうに思っています。

ですので、これから言われたとおり、もう一回、事業を見直して、あんまり使い勝手がよくなかったり、使われていないとかそういうのは、全庁的に見直して、ちょっと取り組んでいきたいというふうに思っています。以上です。

○議長（西口義充君）6番、坂本議員。

○6番議員（坂本隆文君）ありがとうございます。こういうものは、結構1年ばっと補助金や助成金に来て、そこで頑張っていて、次は何しようという段階になったとき、そこで補助金がもう打ち切られて、せっかくつくったものがなくなったりとか、結構今まで、もうそういうのばかりパターン化しているので、そういうのにも力が入られるように、村の人たちもこういう、例えばこのブランド推進化も干し芋を作ったりとかされて、大阪に行ったりとかで販売されていて、次の段階といったときには、次にはもうお金のほうがあまり入らなくなったりとか、そのときは芋が主流でということだったんですけども、芋が高騰しててまず原材料にならないと、金額すれば加工するだけ赤字になるとかそういったものもありますんで、やはりいろいろ考えながら、幾つものこういうのがたくさんあるんで、調べながらされてはどうかと思えます。

○議長（西口義充君）村長。

○村長（吉井 誠君）いろんなご要望等あれば、柔軟に対応していきたいというふうに思っています。

やっぱりこういうのを通して、一回、市場等に出してみても、流通とかそういうのも農家さん自ら体験されることで、また次のステップに行けると思っていますんで、なるべく柔軟にご提案があれば、村としては対応していきたいというふうに思っています。以上です。

○議長（西口義充君）ほかに質疑ございませんか。

7番、中西議員。

○7番議員（中西義信君）34ページです。7番、中西です。

ちょっと金額が少ないんですけれども、土木費の建築管理費の13万5,000円のマイナスで0になっているんですけれども、これはPRとかはされたのかなというのがちょっと伺いたいです。

○議長（西口義充君）建設課長。

○建設課長（久野 太君）中西議員のご質問にお答えします。

そうですね。こちら予算としましては、木造戸建住宅の耐震改修に関する耐震診断の補助金でございます。過去に広報等でPRしておりますけれども、最近はおっしゃるとおり、ちょっと十分できてないかと思えます。ただ、相談等は何件かあっておりまして、もし今後また、相談等もあんまり多くはございませんが、おっしゃるとおりPRというか、広報誌等で周知は今後努めていきたいと思えます。以上でございます。

○議長（西口義充君）7番、中西議員。

○7番議員（中西義信君）やっぱり新築で来られる方もおられれば、中古で入居されて来られる方もおられると思えますので、少しでも、こういうのをやっていますというのはやっぱりPRすべきだと思いますから、よろしく願います。

続きまして、ページ40の教育費の工事請負費ですか、14番、175万円の運動公園防草対策工事というのをちょっと内容を教えてください。

○議長（西口義充君）教育課長。

○教育課長（秋吉蘭子君）中西議員のご質問にお答えいたします。

こちらの防草対策工事費につきましては、12月の議会でも250万円ほど予算を計上させていただいていたんですけれども、そちらの工事に既存のフェンスの撤去と再設置、また仮設時期での敷鉄板等の追加・変更が生じたために今回、175万円の増額補正をしているところでございます。以上でございます。

○議長（西口義充君）7番、中西議員。

○7番議員（中西義信君）防犯で質問しましたけれども、看板とか立てていただいている、移動式だけ看板とかしていただいているんですけれども、前回も言いましたけれども、芝畑、芝公園と排水の間のところは辺りはどうするのか。あそこは何公園というのかな、体育館と芝畑と側溝の間のフェンスのところがちょっと心配だと思うんですけれども、あそこも入っているのかな。

○議長（西口義充君）教育課長。

○教育課長（秋吉蘭子君）お答えいたします。

おっしゃられている側溝の安全管理についても、この工事の中で含めて対応するところとしております。以上でございます。

○議長（西口義充君）村長。

○村長（吉井 誠君）場所としましては、総合体育館、中に道路が、県道に出る道があると思うんですけれども、そこにトイレがありますけれども、それから西側の県道水路と運動公園ののり面の張りコンになります。フェンスとの間ですね。以上でございます。

○議長（西口義充君）7番、中西議員。

○7番議員（中西義信君）工事が始まると聞いてちょっと安心しました。やっぱり、かけっこクラブとかに時々行くと、どうも気になってしょうがなかったものですから、何回かこの件は質問したいと思っておりますが、無事やるようになったらよかったです。どうも。

○議長（西口義充君）ほかに質疑ございませんか。

3番、松浦議員。

○3番議員（松浦哲也君）最後の2問の質問です。21ページ。

総務管理費の18負担金、補助及び交付金、高校通学定期券補助金がマイナス36万円になっておりますが、当初、恐らく150万円ぐらいの予算が計上されていたんじゃないかというふうに思いますが、何名の利用があったのかなというふうに思っております。

それと25ページ、地籍調査費の12番、委託料ですけれども、この業務委託料で3,230万6,000円計上しております。繰越明許ですが、これも大変なこれからの作業になるんじゃないかなという、何年もかかるんじゃないかなというふうに思っておりますが、どういうふうに展開されていくのかということをお尋ねしたいと思っております。よろしくをお願いします。

○議長（西口義充君）総合政策課長。

○総合政策課長（堀田和也君）松浦議員のご質問にお答えいたします。

高校通学定期券補助金ということで今年度から実施をさせていただきました。

今年度につきましては、2月末現在というところで確認しておりまして、利用者は15名ということで申請をさせていただいております。15名の中には片道だけとかだったり、往復という方もいらっしゃいますので、1年間安定して15名というところで利用をいただいている状況でございます。以上でございます。

○議長（西口義充君）税務課長。

○税務課長（廣瀬 太君）松浦議員の質問にお答えさせていただきます。

地籍調査事業の補正予算の件なんですけれども、こちらとしましては令和

7年の国の補正予算に伴って、今回、令和8年度に予定している工程の分を前倒しで計上しているというものであります。

内容としましては、10年前の熊本地震において布田川断層の両側が座標のずれがかなりあるということで、検証の測量のほうをずっと行っているということでございます。

令和8年度の予定としましては、区域的にいけますならば、平成4年度に調査した区域の、今、令和7年度に行っている工程の後の続きを行う。また、平成12年度に行った区域のまた令和7年度に行った工程を継続して行う。また、新たに平成13年度に行った区域を、また新たにその筆界等とかの検証の、国が座標の補正のほうを示しておりますけれども、それが本当にどれだけずれているのかどうなのか、基準内に当てはまるかというところの検証を行うということを予定しております。

今後としまして、そのような形で、あと20年ぐらいは同様な形で検証という形でずっと進めていかなければならないというふうに思っておりますけれども、まだ地籍調査にもともと入っていないところがあと僅か残っております。そこについては、熊本地震の調査、検証が全て終わってしまって完了後に新たにそこに入ってしまうということで、今の予定としまして30年、今この地籍調査の業務を行っていつている中で、やはりどうしても想定外の内容とかが出てきまして、どうしても後ろ倒しにずれてきているというのが実情でございます。

ということなので、今のところ30年ぐらいで終わるかというところが、トータル的にひよっとしたら40年とかいうことになってくるのではないかとこのところ今考えているところです。以上でございます。

○議長（西口義充君）ほかに質疑ございませんか。

4番、尾崎議員。

○4番議員（尾崎幸穂君）31ページ。一番上の段、目、保健推進事業費の節、需用費、利用者支援事業子育てガイドパンフレット印刷代のマイナス減額についてです。

これは、内容的なものと配る対象者がどのあたりになるのかをお尋ねいたします。

○議長（西口義充君）保健衛生課長。

○保健衛生課長（岩下源一郎君）尾崎議員の質問にお答えいたします。

子育てパンフレットにつきましては、今現在、保健衛生課のほうで作成させていただいております。

当初は、冊子にしてお配りするというところで、冊子にして転入されてきた妊産婦の方であったり、心配事を抱えておられる子育て世代の方々にお配

りするということで計画しておりましたが、制度等の変更が早いというような状況もありまして、村のデータとして作成して、村のホームページのほうに掲載させていただくということで考えておりまして、必要な方には、その分を印刷等いたしまして、お渡しするというところで考えているところでございます。以上でございます。

○議長（西口義充君）4番、尾崎議員。

○4番議員（尾崎幸穂君）では、ホームページに掲載される形ですね。文字だけなのか、それともパンフレット型の色がついたようなページ型にして掲載されるのか。どちらで予定をされていますか。

○議長（西口義充君）保健衛生課長。

○保健衛生課長（岩下源一郎君）今のところ、パンフレットの形にするところで考えております。その中に、この支援事業については、ホームページのどこにあるというようなことで、検索できるようにQRコード等をつけて、できるだけ分かりやすい形で出したいというところで今、準備を進めているところでございます。以上でございます。

○議長（西口義充君）ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（西口義充君）質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（西口義充君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第13号、令和7年度西原村一般会計補正予算（第6号）について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（西口義充君）全員起立であります。

よって、議案第13号は原案どおり可決されました。

これより暫時休憩します。

（午前11時13分）

（午前11時25分）

○議長（西口義充君）休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第4、議案第14号、令和7年度西原村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

内容の説明を保健衛生課長に求めます。

（保健衛生課長 岩下源一郎君 登壇 説明）

○保健衛生課長（岩下源一郎君）議案第14号についてご説明いたします。

議案第14号のファイルをご覧ください。

議案第14号、令和7年度西原村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）。

令和7年度西原村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,036万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億8,165万4,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年3月5日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

補正予算の主なものについてご説明いたします。

まず、歳入でございます。

6ページをお願いいたします。

款1国民健康保険税、項1国民健康保険税、目1一般被保険者国民健康保険税364万4,000円の増額補正。年度末の収納見込額を算出しての増額でございます。

款4県支出金、項1県補助金、目1保険給付費等交付金6,201万4,000円の減額補正。普通交付金については保険給付費に対する補助金であるため、医療給付費の減額に伴い県補助金の減額、特別交付金につきましては交付申請に伴う減額でございます。

次に、歳出でございます。

8ページをお願いいたします。

款2保険給付費、項1療養諸費、目1一般被保険者療養給付費3,957万7,000円の減額補正。年度内の支払い見込額に合わせた減額でございます。

款同じく、項2高額療養費、目1一般被保険者高額療養費974万9,000円の減額補正。年度内の支払い見込額に合わせた減額でございます。

9ページをお願いいたします。

あとは、予備費を409万8,000円減額補正させていただいております。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくをお願いいたします。

○議長（西口義充君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（西口義充君）質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（西口義充君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第14号、令和7年度西原村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（西口義充君）全員起立であります。

よって、議案第14号は原案どおり可決されました。

日程第5、議案第15号、令和7年度西原村介護保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

内容の説明を保健衛生課長に求めます。

（保健衛生課長 岩下源一郎君 登壇 説明）

○保健衛生課長（岩下源一郎君）議案第15号についてご説明いたします。

議案第15号のファイルをご覧ください。

議案第15号、令和7年度西原村介護保険特別会計補正予算（第3号）。

令和7年度西原村介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,625万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億139万2,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

繰越明許費。

第2条、繰越明許費の変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。

令和8年3月5日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

4ページをお願いいたします。

第2表、繰越明許費補正でございます。

款、項、補正前の事業名、金額、補正後の事業名、金額の順で読み上げます。

1変更、款1総務費、項1総務管理費、補正前の事業名、介護基盤緊急整備特別対策事業補助金、金額1,018万4,000円、補正後の事業名、介護基盤緊急整備特別対策事業補助金、金額994万4,000円。

高齢者の通いの場として、2集落の公民館の改修を翌年度へ繰り越すとしておりましたが、1か所は改修工事が終わり、今年度中の支払いとなりましたので、繰越明許費を補正させていただくものでございます。

次に、補正予算の主なものについて説明いたします。

まず、歳入でございます。

7ページをお願いいたします。

款1 保険料、項1 介護保険料、目1 第1号被保険者保険料467万2,000円の増額補正。年度末の収納見込額を算出しての増額でございます。

款3 国庫支出金、項1 国庫負担金、目1 介護給付費負担金1,154万7,000円の増額補正。負担金変更交付申請等に伴う交付額の変更による増額でございます。

款4 支払基金交付金、項1 支払基金交付金、目1 介護給付費交付金753万1,000円の増額補正。交付金変更交付申請に伴う交付額の変更による増額でございます。

款5 県支出金、項1 県負担金、目1 介護給付費負担金837万8,000円の減額補正。交付金変更交付申請に伴う交付額の変更による減額でございます。

次に、歳出でございます。

9ページをお願いいたします。

款2 保険給付費、項1 介護サービス等諸費、目1 介護サービス等諸費944万5,000円の増額補正。年度内支払い見込額を算出しての増額でございます。

10ページをお願いいたします。

あとは、予備費を772万3,000円の増額補正させていただいております。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくをお願いいたします。

○議長（西口義充君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（西口義充君）質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（西口義充君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第15号、令和7年度西原村介護保険特別会計補正予算（第3号）について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（西口義充君）全員起立であります。

よって、議案第15号は原案どおり可決されました。

日程第6、議案第16号、令和7年度西原村後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

内容の説明を保健衛生課長に求めます。

（保健衛生課長 岩下源一郎君 登壇 説明）

○保健衛生課長（岩下源一郎君）議案第16号についてご説明いたします。

議案第16号のファイルをご覧ください。

議案第16号、令和7年度西原村後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）。

令和7年度西原村後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ441万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億3,457万3,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年3月5日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

次に、補正予算の主なものについてご説明いたします。

まず、歳入でございます。

6ページをお願いいたします。

款1 後期高齢者医療保険料、項1 後期高齢者医療保険料、目1 特別徴収保険料126万9,000円の増額補正。款項同じく、目2 普通徴収保険料413万5,000円の増額補正です。年度末の収納見込額を算出しての増額でございます。

次に、歳出について説明させていただきます。

7ページをお願いいたします。

款2 後期高齢者医療広域連合納付金、項1 後期高齢者医療広域連合納付金、目1 後期高齢者医療広域連合納付金636万7,000円の増額補正。現年度保険料徴収金に係る年度末の収納見込額を算出しての増額でございます。

あとは、予備費を96万2,000円、減額補正させていただいております。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくをお願いいたします。

○議長（西口義充君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（西口義充君）質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（西口義充君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第16号、令和7年度西原村後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（西口義充君）全員起立であります。

よって、議案第16号は原案どおり可決されました。

日程第7、議案第17号、令和7年度西原村工業団地造成事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

内容の説明を総合政策課長に求めます。

（総合政策課長 堀田和也君 登壇 説明）

○総合政策課長（堀田和也君）議案第17号についてご説明いたします。

議案17号のファイルをよろしく申し上げます。

議案第17号、令和7年度西原村工業団地造成事業特別会計補正予算（第2号）。

令和7年度西原村工業団地造成事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2億6,328万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億3,498万7,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

繰越明許費。

第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

令和8年3月5日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

主な内容についてご説明申し上げます。

4ページをお願いいたします。

第2表、繰越明許費でございます。款、項、事業名、金額の順で読み上げます。

1事業費、1事業費、工業団地造成事業1億6,120万円。これは、現在進めております鳥子地区新工業団地造成事業において、現在施工中の1区画の造成工事の現在の進捗状況及び今後の工事の施工計画等を考慮し、今回、繰越事業とするものでございます。

7ページをお願いいたします。

歳入予算でございます。

款3財産収入、項1財産売払収入、目1不動産売払収入2億6,328万2,000円の減額補正。こちらにつきましては、今回造成を行いました3区画におきまして、基本協定を締結後に企業様からの辞退の申入れがありましたので、今年度においては土地を売却することができなくなりましたので、その分を減額するものでございます。

8ページをお願いいたします。

歳出予算でございます。

款1事業費、項1事業費、目1工業団地造成事業費1,324万1,000円の減額補正。こちらは当初で予算計上しておりました工事監督支援業務につきまして、令和8年4月から工事の監督業務につきましては、主管課である総合政策課の職員ではなく、専門知識のある建設課職員で行うこととなりましたため、その分について不用額として減額を行うものでございます。そのほか、入札残及び業務見直し等による残額を減額補正するものでございます。

款4予備費、項1予備費、目1予備費2億5,004万1,000円の減額補正。先ほど歳入のほうで説明させていただきました財産収入の減額に伴い、予備費を減額するものでございます。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（西口義充君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（西口義充君）質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（西口義充君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第17号、令和7年度西原村工業団地造成事業特別会計補正予算（第2号）について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（西口義充君）起立多数であります。

よって、議案第17号は原案どおり可決されました。

日程第8、議案第18号、令和7年度西原村中央簡易水道事業会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

内容の説明を水道課長に求めます。

（水道課長 村上文英君 登壇 説明）

○水道課長（村上文英君）議案第18号につきましてご説明いたします。

議案第18号のファイルをお開きください。

議案第18号、令和7年度西原村中央簡易水道事業会計補正予算（第3号）。総則。

第1条、令和7年度西原村中央簡易水道事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出。

第2条、令和7年度西原村中央簡易水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

左から、科目、既決予定額、補正予定額、計の順に読み上げます。

収入、第1款水道事業収益1億1,864万8,000円、285万7,000円、1億2,150万5,000円。

第1項営業収益8,290万4,000円、274万3,000円、8,564万7,000円。

第2項営業外収益3,574万3,000円、11万4,000円、3,585万7,000円。

支出、第1款水道事業費用1億3,962万5,000円、マイナス1,280万9,000円、1億2,681万6,000円。

第1項営業費用1億2,903万2,000円、マイナス1,311万4,000円、1億1,591万8,000円。

第2項営業外費用954万2,000円、30万5,000円、984万7,000円。

資本的収入及び支出。

第3条、予算第4条本文括弧書中、「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,013万9,000円は、引継金で補填するものとする。」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,313万9,000円は、引継金で補填するものとする。」に改め、同条に定めた資本的収入及び支出のうち、資本的収入の予定額を次のとおり補正する。

左から、科目、既決予定額、補正予定額、計の順に読み上げます。

収入、第1款資本的収入2,685万円……。

○議長（西口義充君）暫時休憩します。

（午前11時57分）

（午後 1時00分）

○議長（西口義充君）休憩前に引き続き会議を再開します。

水道課長。

（水道課長 村上文英君 登壇 説明）

○水道課長（村上文英君）午前中、こちらの不手際により中断させたこと、誠に申し訳ございませんでした。

改めまして、第18号の説明につきまして、最初から行わせていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

議案第18号について説明いたします。

議案第18号のファイルをお開きください。

議案第18号、令和7年度西原村中央簡易水道事業会計補正予算（第3号）。
総則。

第1条、令和7年度西原村中央簡易水道事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出。

第2条、令和7年度西原村中央簡易水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

左から、科目、既決予定額、補正予定額、計の順に読み上げます。

収入、第1款水道事業収益1億1,864万8,000円、285万7,000円、1億2,150万5,000円。

第1項営業収益8,290万4,000円、274万3,000円、8,564万7,000円。

第2項営業外収益3,574万3,000円、11万4,000円、3,585万7,000円。

支出、第1款水道事業費用1億3,962万5,000円、マイナス1,280万9,000円、1億2,681万6,000円。

第1項営業費用1億2,903万2,000円、マイナス1,311万4,000円、1億1,591万8,000円。

第2項営業外費用954万2,000円、30万5,000円、984万7,000円。

資本的収入及び支出。

第3条、予算第4条本文括弧書中、「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,013万9,000円は、引継金で補填するものとする。」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,313万9,000円は、引継金で補填するものとする。」に改め、同条に定めた資本的収入及び支出のうち、資本的収入の予定額を次のとおり補正する。

左から、科目、既決予定額、補正予定額、計の順に読み上げます。

収入、第1款資本的収入2,685万円、マイナス300万円、2,385万円。

第1項企業債900万円、マイナス300万円、600万円。

企業債。

第4条、予算第5条に定めた企業債の限度額を次のとおり補正する。

起債の目的、簡易水道施設建設改良事業、限度額900万円を600万円に減額補正。

起債の方法、利率、償還の方法については変更ありません。

令和8年3月5日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

主な内容につきましてご説明いたします。

4ページをお願いいたします。

令和7年度西原村中央簡易水道事業会計補正予算（第3号）説明書。

収益的収入及び支出でございます。

収入、款1水道事業収益、項1営業収益、目2その他営業収益、節3工事申込金259万6,000円の増額補正でございます。

続きまして、支出。

第1款水道事業費用、項1営業費用、目3総係費、節10委託料マイナス1,324万3,000円の減額補正です。

これは、水理検討更新業務委託料、簡易水道事業変更認可申請書作成業務等委託料の入札に伴う不用額の減額補正を行っております。

また、同款、項2 営業外費用、目2 消費税及び目3 雑支出において、消費税申告に伴う申告額等の調整を行っております。

5 ページをお願いします。

資本的収入及び支出でございます。

収入、款1 資本的収入、項1 企業債、目1 企業債、節1 企業債300万円の減額補正でございます。

事業費支出額の減額に伴い、企業債借入額の減額に伴う減額補正でございます。

説明は以上でございます。ご審議方よろしく申し上げます。

○議長（西口義充君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

7 番、中西議員。

○7 番議員（中西義信君）7 番、中西です。

1 ページの収入ですね、1 億2,100万円に対して、これは水道代だと思いうんですけれども、費用のほうが1 億2,600万円とありますが、経費のほうが多くかかった理由というのをお願いします。

○議長（西口義充君）水道課長。

○水道課長（村上文英君）中西議員のご質問にお答えいたします。

今年度、先ほども説明いたしましたが、水理検討業務委託料、変更認可申請業務委託料等の業務を行う中で、支出経費のほうが増額になっております。

また、収入と支出の差に生じる不足額、こちらにつきましては、企業会計内で取り扱っております損益勘定留保資金というものを充てつつ補填することということで、精算させていただきます。以上でございます。

○議長（西口義充君）ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（西口義充君）質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（西口義充君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第18号、令和7年度西原村中央簡易水道事業会計補正予算（第3号）について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（西口義充君）全員起立であります。

よって、議案第18号は原案どおり可決されました。

日程第9、議案第19号、令和7年度西原村工業用水道事業会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

内容の説明を水道課長に求めます。

（水道課長 村上文英君 登壇 説明）

○水道課長（村上文英君）議案第19号についてご説明いたします。

議案第19号のファイルをお開きください。

議案第19号、令和7年度西原村工業用水道事業会計補正予算（第3号）。

総則。

第1条、令和7年度西原村工業用水道事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出。

第2条、令和7年度西原村工業用水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出のうち、収益的収入の予定額を次のとおり補正する。

左から、科目、既決予定額、補正予定額、計の順に読み上げます。

支出、第1款水道事業収益2,490万6,000円、363万3,000円、2,853万9,000円。

第2項営業外収益980万円、363万3,000円、1,343万3,000円。

資本的収入及び支出。

第3条、予算第4条本文括弧書中、「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,580万円は、損益勘定留保資金で補填するものとする。」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,626万5,000円は、損益勘定留保資金で補填するものとする。」に改め、同条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

2ページをお願いします。

左から、科目、既決予定額、補正予定額、計の順に読み上げます。

収入、第1款資本的収入7,000万円、マイナス3,000万円、4,000万円。

第1項企業債7,000万円、マイナス3,000万円、4,000万円。

支出、第1款資本的支出8,580万円、マイナス1,953万5,000円、6,626万5,000円。

第1項建設改良費8,580万円、マイナス1,953万5,000円、6,626万5,000円。

企業債。

第4条、予算第5条に定めた企業債の限度額を次のとおり補正する。

起債の目的、工業用水道本管布設事業、限度額7,000万円を4,000万円に減額補正。

起債の方法、利率、償還の方法については変更ありません。

令和8年3月5日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

主な内容についてご説明いたします。

4ページをお願いします。

令和7年度西原村工業用水道事業会計補正予算（第3号）説明書。

まず、収益的収入及び支出のうち収入でございます。

収入、第1款水道事業収益、項1営業外収益、目2消費税還付金363万3,000円の増額補正。これは、建設改良費等の影響により消費税申告を行うことで、還付金が発生する見込みとなったための増額補正でございます。

次に、資本的収入及び支出でございます。

収入、款1資本的収入、項1企業債、目1企業債3,000万円の減額補正。これは、当初予算の支出に計上しました新工業団地までの工業用水道本管布設事業費の財源として、企業債を7,000万円借り入れる予定でございましたが、支出の事業費を設計の見直し及び入札を行ったところ、当初見込額を下回ることとなったため、借入額を減額することとしたためでございます。

次に、支出、款1資本的支出、項1建設改良費、目1配水設備工事費のうち工事請負費1,953万5,000円の減額補正でございます。これは、先ほど収入でも申しましたとおり、既存工業団地の既設管から新工業団地までの工業用水道本管布設工事費を当初予算で計上しておりましたが、設計見直し及び入札による不用額が発生したための減額でございます。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくをお願いします。

○議長（西口義充君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（西口義充君）質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（西口義充君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第19号、令和7年度西原村工業用水道事業会計補正予算（第3号）について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（西口義充君）全員起立であります。

よって、議案第19号は原案どおり可決されました。

日程第10、議案第20号、令和8年度西原村一般会計予算についてを議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

(総務課長 堀田隆二君 登壇 説明)

○総務課長(堀田隆二君) 議案第20号についてご説明いたします。

ファイルのほうよろしくお願ひいたします。

議案第20号、令和8年度西原村一般会計予算。

令和8年度西原村の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ60億1,129万5,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

債務負担行為。

第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

地方債。

第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことのできる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

一時借入金。

第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、3億円と定める。

歳出予算の流用。

第5条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和8年3月5日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

それでは、7ページをお願いいたします。

第2表、債務負担行為でございます。

事項、期間、限度額の順で読み上げます。

西原村構造改善センター管理業務委託料、令和8年度から令和12年度まで、3,200万円。

西原村定住促進事業補助金(令和8年度申請分)、令和8年度から令和10年度まで、300万円。

8ページをお願いいたします。

第3表、地方債でございます。

起債の目的、限度額を読み上げます。利率、償還の方法については記載の

とおりでございます。

1、緊急防災・減災事業債（全国瞬時警報システム受信機更新事業）310万円、2、緊急防災・減災事業債（防災行政無線情報収集配信システム更新事業）6,360万円、3、緊急自然災害防止対策事業債（単県急傾斜地崩落防止施設緊急改築事業）1,000万円、4、デジタル活用推進事業債（議場デジタルカメラ・映像設備更新事業）940万円、5、辺地対策事業債（辺地道路維持補修事業）7,840万円、6、辺地対策事業債（辺地道路改良事業）3億2,600万円、7、辺地対策事業債（オーガニックセンターホイールローダー整備事業）2,380万円。

それでは、続きまして、歳入歳出の主なものについてご説明いたします。

まず、歳入からご説明いたします。

11ページをお願いいたします。上段でございます。

款1村税、項1村民税、目1個人2億9,553万8,000円でございます。

款項同じく目2法人1億6,762万6,000円でございます。

款同じく項2固定資産税、目1固定資産税6億602万7,000円でございます。

続きまして、13ページをお願いいたします。

款6地方消費税交付金、項1地方消費税交付金、目1地方消費税交付金1億6,500万円でございます。

続いて、14ページをお願いいたします。中段でございます。

款11地方交付税、項1地方交付税、目1地方交付税21億1,600万円。前年度比較1億1,400万円の増でございます。普通交付税20億1,000万円及び特別交付税1億600万円でございます。

それでは、16ページをお願いいたします。下段のほうになります。

款15国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金3億4,385万3,000円。障害者福祉費国庫負担金及び児童手当国庫負担金等でございます。

19ページをお願いいたします。上段でございます。

款16県支出金、項1県負担金、目1民生費県負担金1億5,885万6,000円。保険基盤安定県負担金及び障害者福祉費県負担金等でございます。

それでは、20ページをお願いいたします。下段でございます。

款同じく項2県補助金、目3農林水産業費県補助金1億3,537万8,000円。農業費県補助金及び林業費県補助金でございます。

それでは、24ページをお願いいたします。下段でございます。

款18寄付金、項1寄付金、目3ふるさと納税寄付金3億100万円でございます。

続いて、25ページをお願いいたします。上段でございます。

款19繰入金、項1繰入金、目1基金繰入金2億9,182万9,000円。前年度比

較1億842万2,000円の増となっております。財政調整基金繰入金等でございます。

款項同じく目2特別会計繰入金1億7,525万2,000円。工業団地造成事業特別会計繰入金等でございます。

28ページをお願いいたします。下段でございます。

款22村債、項1村債、目8辺地対策事業債4億2,820万円。辺地道路改良事業等でございます。

村債の合計5億1,430万円で、前年度比較2億7,190万円の増となっております。

それでは続いて、歳出のほうの主なものについて説明をしていきたいと思っております。

項目と金額のみを読み上げていきたいと思っております。

29ページをお願いいたします。上段でございます。

款1議会費、項1議会費、目1議会費9,692万4,000円でございます。

31ページをお願いいたします。

款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費3億2,286万7,000円でございます。

39ページをお願いいたします。

款項同じく目8企画費2億5,666万5,000円でございます。

41ページをお願いいたします。

款項同じく目9電子計算費1億3,015万5,000円でございます。

続いて、54ページをお願いいたします。

款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費1億1,970万8,000円でございます。

続いて、57ページをお願いいたします。

款項同じく目4障害者福祉費2億9,743万円でございます。

続いて、59ページをお願いいたします。

款項同じく目7介護保険推進費1億3,931万1,000円でございます。

続いて、60ページをお願いいたします。

款項同じく目8後期高齢者医療費1億5,213万6,000円でございます。

続いて、61ページをお願いいたします。

款同じく項2児童福祉費、目1児童福祉総務費2億2,036万5,000円でございます。

続いて、62ページをお願いいたします。

款項同じく目2児童措置費4億734万6,000円でございます。

続いて、67ページをお願いいたします。下段でございます。

款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費1億4,695万9,000円でございます。

続いて、69ページをお願いいたします。下段になります。

款項同じく目3環境衛生費1億5,465万3,000円でございます。

75ページをお願いいたします。下段でございます。

款5農林水産業費、項1農業費、目5農業振興費1億1,941万6,000円でございます。

89ページをお願いします。中段でございます。

款7土木費、項5辺地対策費、目2道路改良費3億2,600万円でございます。

款8消防費、項1消防費、目1非常備消防費1億8,883万6,000円でございます。

続きまして、92ページをお願いいたします。下段でございます。

款9教育費、項1教育総務費、目2事務局費1億2,983万5,000円でございます。

117ページをお願いいたします。下段でございます。

款11公債費、項1公債費、目1元金12億5,219万7,000円。前年度比較2,971万5,000円の増となっております。

118ページをお願いします。下段でございます。

今回、予備費に500万円を計上しております。

歳入歳出予算の主なものについては以上でございます。

その後に119ページ以降は、給与費明細書でございます。

128ページからは、債務負担行為に係る調書でございます。

133ページにつきましては、地方債に係る調書でございます。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくをお願いいたします。

○議長（西口義充君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

3番、松浦議員。

○3番議員（松浦哲也君）3番、松浦です。

3問質問いたします。

まず、56ページです。

社会福祉総務費、18の負担金、補助及び交付金、福祉タクシー料金助成事業利用補助金550万円計上してあります。昨年が500万円でしたので、今年50万円増やしてあります。利用者が多くなったということで、これはある意味喜ばしいことかなというふうに思っております。

それで、この西原村福祉タクシーの料金助成事業の中に、対象者が高齢者、障害者、妊産婦ということでございますが、高齢者については75歳以上で自

家用車、車に乗らない方という方が対象になっております。

それで、私が以前一般質問したものですから、いろんな方々からこれについて私にご意見が寄せられますので、ちょっとそれを紹介いたしますが、87歳で男性の方で車を運転されています。ですから、私には来ませんと、これが。ただ、手の負傷をしたり、足が負傷していたり、体の調子が悪かったりするときには車の運転ができないと、こういうときはタクシーとかで行けたらいいなということをつつも思いますと。だから、こういう方々に対しての何らかの手当と申しますか、してあげたらいいんじゃないかなというふうに思っております。

それで、今年度の枚数が全体で2万3,820枚配られたそうです。その利用率が41.4%ということ、半分にも満たないということですが、今言いましたように、そういった方々の何らかの手当てをしていただきたい。

もう一つは、片道に1回500円の券は4枚使えるというふうになっておりますが、これを4枚の制限をなくしてほしいと。もう、大体60枚余を頂いているわけですから、それを自分の判断で使っていきたい。

例えば、今回プレミアム券も皆さんに配られましたが、それは使う制限はないですね。だから、一度もらった分については自由に使わせていただけないかというようなことでした。

それで、いろいろ85歳以上の方が今468名、ちょっと資料を頂いて見ました、ありました。だから、例えば、こういった方に福祉の高齢者に対する平等とか、そういったものも含めて、年齢である程度いけば配るとか、そういったことも考えていただきたいというふうに思います。

今日、せっかく佐々木係長がお見えですが、これは村の方針に関するものですので、村長に答弁していただきますので、よろしくをお願いします。

それと、31ページ、2問目が、一般管理費の1報酬で、特別職報酬審議会委員報酬の10万9,000円見てありますが、いろいろ区長会議等の中でも、民生委員の報酬を上げていただきたいというそういった意見も出ているようですが、令和7年度も終わりますけれども、令和7年度はされなかったということですかね。

だから、令和8年度に向けて、近隣町村の調査等をされながら十分これは進めていっていただきたいと思います。

3問目です。

77ページ、6畜産業費の18負担金、補助及び交付金、飼料高騰緊急支援補助金450万円。これについては、今回、新規の補助金のようなのですが、恐らく、この補助の内容ですね、それと、今後、これは引き続きされていくのかというのも含めて、この3点をお尋ねいたします。まず、村長のほうからお願い

します。

○議長（西口義充君） 村長。

○村長（吉井 誠君） 松浦議員のタクシー券のご質問にお答えいたします。

福祉タクシー助成事業につきましては、令和7年度より利用枠の拡充を図っておりまして、1回当たりのチケット枚数、使用枚数が1回500円券を3枚から4枚に増やしておりまして、対象者につきましても、妊婦であったり、先ほど申されました通院者は65歳から可能としております。

枚数につきましても拡充しておりまして、地区別に加算しておりまして、年間3万円から、遠いところは最大で5万4,000円までの利用を可能としました。

先ほど申されましたとおり、当初予算案においても、昨年、対前年比10%増で予算を計上させていただきました。それと併せて交通施策としまして、ドライバー確保のために、2種免許取得の際の補助と運転手への移住支援などにも取り組んでおります。

現在、村の交通施策としまして重要視していますが、やはり一番はタクシー運転手の確保に注力したいというふうに考えております。なかなか呼んでも時間がかかるという声も聞いておりまして、これから先は、地域おこし協力隊であったり、地域おこし協力隊をドライバーで募集したり、デマンドタクシー、ライドシェアなど様々な手段を検討して、供給できる体制を整えていきたいというふうに思います。

並行して、議員が申されますタクシー券の拡充につきましても、少しでも住民ニーズに応えることができるように、前向きに検討させていただきながら、需要と供給のバランスが取れるように進めていきたいと考えています。以上です。

○議長（西口義充君） 総務課長。

○総務課長（堀田隆二君） 私のほうからは特別職報酬審議会委員報酬に絡んで説明したいと思います。

一応ここに挙げさせていただいたとおり、新年度では、特別職ですね、もちろんここにいらっしゃる議員さん、うちの特別職ですね、3役等に対する報酬審議会という形で、これは早速開いて中身の精査をやっていきなと思っております。

あわせて、この報酬審議会とは別なんですけど、例えば民生委員さんだったりとかというところにつきましては、それぞれの所管課のほうと連携を取りまして、いろいろ業務内容と報酬等がどうなのというところで、もう一回、精査のほうをスタートさせていきなと思っております。以上でございます。

○議長（西口義充君）産業課長。

○産業課長（中西 聡君）松浦議員のご質問にお答えいたします。

77ページの飼料高騰緊急支援補助金ということで、これは令和8年度から新たに計上させていただいております。この事業は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用して行おうと考えております。

内容といたしましては、養畜農家さんの飼料高騰などによる経営悪化、養畜農家さんの安定的な経営の維持、継続を支援するため、自給飼料、自らが種とか苗を購入して餌を生産する養畜農家さんの種子購入等の費用の2分の1を補助するという内容となっております。

先ほど坂本議員の発言にもありましたけれども、本日の新聞にてガソリン代の高騰が言われておりますので、物価高騰が続く限りは、当村としてもできる限り支援を続けてまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（西口義充君）ほかに質疑ございませんか。

5番、堀田議員。

○5番議員（堀田直孝君）5番、堀田です。

11ページ。税金、村税の多分、個人、固定、軽自、全てに関すると思いませんけれども、先般からの委員会でこちらに来たときに、掲示板のほうに公示送達がかなり入っとる中で、外国人の名前ばかりですということで、内容的には督促状だったり納税通知書の届いていないということなんですけれども、前回、加藤議員が外国人労働者の件を一般質問されましたが、この公示送達があるということは、税金を払わず西原村を出ていった外人さんがかなりおるといふふうに思いますが、その中で、多分住民税じゃなかろうかと思いますが、ほかに固定資産税、軽自動車税、いろいろ項目がある中で、ひょっとしたら今外国人免許センターに行ったら、結構、免許取得されているんで、軽自動車税とか土地の取得とかもされているみたいなんで、どういった税目が滞納されて公示送達に至ったか。それと、執行停止も出ておりました。執行停止する要件はどういった要件で執行停止をされているか。ちょっとその辺を分かる範囲でご説明をお願いしたいと思います。

○議長（西口義充君）税務課長。

○税務課長（廣瀬 太君）ただいまの堀田議員の質問にお答えさせていただきます。

県には在留外国人は現在増加傾向にありまして、今、当村にも200名以上の外国人が住んでおられると思います。

特に、近年は東南アジア圏の方々が窓口でも多く見受けられるというところで、増加の要因としては農業分野、製造分野での特定技能や、技能実習をはじめとした外国人労働者の受入れ拡大、また半導体企業の進出あたりでは

ないかと思われます。

そのような中で、村税等の課税につきましては、まず個人住民税、国籍に関係がなく、1月1日の賦課期日現在において住所の有無ですね、それに、前年の所得に対して課税されるものでございまして、その後、出国をされても納税義務は消滅しないということになってきます。

また、在留期間が3か月を超える方については、何らかの医療制度に加入しなければならないというふうになっておりますけれども、社会保険あたりの適用がない方については、当村に住民票があるという場合には当村の国民健康保険に加入せんといかんということで、それに伴って国民健康保険税が課税をされるということになります。軽自動車税については、多分最近転入された外国人については、それで軽自動車を取得されるのはあまりないケースではないかなというふうには思っております。

固定資産税については、やはりもう何年も当村に住んでおられるとか、この技能実習とか特定技能とかで来られる外国人とは別に、やはりお仕事で長期にこちらにおられるとか、そういう方々が固定資産を取得されるとか、そういうケースはあるのではないかなというふうには思っております。

村税に関する外国人関係の問題になりますけれども、これは全国的に同じ問題であると思えます。未納のまま国外に転出をされるケース、またその未納のまま他の自治体に転出されて、それから出国されるというパターン、いつの間にか住んでいない、住所を置いたままということで、もう職権的に住所が削除されるケースも見受けられるというところでございます。

地方税法上におきましては、日本を出国する際、納税管理人を選任をするという方法の規定とかもあります。今、この外国人については納税管理人の引受けというのがやはりなかなか厳しく、選任まで、そこまで至らないというのが実情でございまして。

当村としましても、転出の手続の際とかに、可能な限り納税の促し等を行っておりますけれども、やはりその場では了承は得られても、その後の納付がないというふうなケースも見受けられるというところでございます。

日本を出国をされた場合、その後どこに実際住んでおられるのかということとは追いかけることがやはり難しいところでございます。ということで郵便物も届かないということになりますので、納税通知書とか督促状が、郵送で届かなくなるということが出てきます。そのような場合に、法律上の公示送達というのを行って本人に通知が送達されたものとみなすというふうな手続をちゃんと行っているというところでございます。

その数が外国人としましては、令和7年度では、公示送達が約10名程度じゃないかと、今のところそういうふうには思っております。

そういうような方々は、後日、実態調査、財産調査等を行う予定ですがけれども、過去の3年以内にそのような公示送達を行った外国人に対して、やはり実態調査、実際もう住んでおられるかどうかなのか、あとは財産を持っているのかどうかというのは、やはり調査を行います。調査を行った上で、もうどうしてもその財産もないとか、居所も不明とか、そういう場合にこれも法律上の滞納処分の執行停止のほうを行っているということで、ここ3年以内で大体5名ぐらいいるところがございます。

このような中、多くの自治体でもやはりいろいろ苦慮されているというところは聞きます。なおかつ、国もこの問題は重々把握はしているというところで、令和7年度中に国のほうから照会文書もあっております。

照会でどのようなことがあっているか、どのような対処をしているかという集約があった上で、住民基本台帳の所管課との連携、転出時とかの連携、納税管理委員の選任していただくこと、雇用する事業者への説明とか協力依頼、文書等の同封での説明とか、国からもそういうやり方がありますよというふうに言われておりますけれども、そういう内容については、まずほとんどの自治体がもう既に着手はしているんじゃないかなというふうに思っております。

近隣の自治体に私のほうからも尋ねはしたところ、やはり同様の問題はありつつ、やはり半導体企業ですね、進出があつてはいますがけれども、そのような企業に雇用されている方が多い自治体については、やはり企業のほうがきちんと管理されているということで、自治体ごとに違う一面はあるんじゃないかなというふうに思っております。

諸外国では、租税を滞納している方々が出国しようとしたときに、出国制限を行うというところも、そういう制度を導入しているところもあるようです。しかし、日本ではこういう制度は今のところはないというところで、今現在、確認できている、国がどういうふうに進めようかというふうな制度については、在留資格の延長の手續とかに納税の状況確認とか、それを出してもらって延長するのか、そういう判断に使いたいという、まだ検討段階ですがけれども、そのように進められているという情報もあります。さらに、今後、いろんな国としての何らかの対策も出てくるんじゃないかというふうには思っているところです。

こちらの税務課としましても、今の法令内において、最良の方法をいろいろ模索しつつ、今、少しでも滞納者を減らしていけるような様々な対策は講じていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（西口義充君）ほかに質疑ございませんか。

2番、加藤議員。

○2番議員（加藤博敏君）2番、加藤です。

今のことで関連でありますけれども、村長は窓口をつくられると、外国人相談ということですから、内容のほうをちょっとお願いいたします。

○議長（西口義充君）村長。

○村長（吉井 誠君）外国人専用の窓口ということでよろしいでしょうか。

一応、今、先月までちょっと模擬の機械を設置したんですけれども、これぐらいの透明なパネルで、こちらから日本語で話すと、相対するお客さんはその国の中国語だったりベトナム語だったり、いろんな言葉で文字表示がなされて、意思疎通により事務を進行するというので、こちらが、おはようございますとしゃべったら日本語でおはようございますとこっちには日本語でメッセージが出てきて、向こうにはハローとかそういうことでメッセージが出てくるような機械を導入する予定でありまして、窓口の職員に聞きますと、やはり外国人の方が来たら時間を要するんで、外国人の方は別席で対応できるように取れば、西原の村民とか日本人の方がストレスなくいけるんじゃないかということで、専用の窓口をつくるのと併せて、そういう翻訳機ですかね、を進めていきたいと思えます。

もちろん、窓口も整備したばかりなんで、悪ければもう随時改修していくような形で進めていきたいというふうに思っています。以上です。

○議長（西口義充君）2番、加藤議員。

○2番議員（加藤博敏君）ありがとうございます。

私も、うちでも言いましたとおり雇用しておりますし、ちゃんと外国人の方ももらっています、この前の1万円も、その前の昔のコロナ対策の10万円とかも。ですから、もう払うものはきちっと払ってもらいたいと、そういうことを、これからも今、国際交流クラブでやっていきたいなと思っておるんです。

私には分からなかったんですけれども、やっぱり雇用主の方への周知が一番大事なのかなと思っておりますので、一度封筒で何か連絡が来ていたのは来ていたんですけれども、その後されるのかどうか、いかがでしょうかと申して。

○議長（西口義充君）税務課長。

○税務課長（廣瀬 太君）加藤議員の質問にお答えいたします。

令和7年度は、雇用の事業主さんに通知のほうを同封させていただいておりますが、令和8年度も同様に入れさせていただきたいと思えます。

あくまでもその通知を入れさせていただいても、どうしても協力依頼という形、お願いしかなりませんので、なるべく丁寧にまた説明のほうもしていきつつ、協力いただけるような方策を練っていきたく思っております。以

上でございます。

○議長（西口義充君）ほかに質疑ございませんか。

1番、山下圭介議員。

○1番議員（山下圭介君）1番、山下です。

2点お聞きしたいと思います。

タブレット70ページ、保健衛生費、委託料の一般廃棄物収集運搬業務委託料の3,350万円ですが、前年度より867万円ほど高くなっております。今、物価高で燃料も高騰しておりますし、運営も大変だと思っておりますが、どのような算定方法かお聞きしたいと思います。

続けて、2問目ですけれども、タブレット24ページ、ふるさと納税寄附金が前年度より大幅に減額されております。恐らく返礼品のお米が出せない状況にあるからではないかと思っております。今、お米の件でいろいろと議論されておりますが、減額するだけでなく、例えば本当に全て西原産のお米を使用した返礼品を用意するなど、理由はともあれ注目されておりますので、生かしてはどうでしょうか、お聞きしたいと思います。

○議長（西口義充君）保健衛生課長。

○保健衛生課長（岩下源一郎君）ただいまの山下圭介議員の質問にお答えいたします。

私のほうからは、一般廃棄物の収集運搬業務委託料を上げているこの今回の要因についてというところでお答えさせていただきます。

これにつきましては、ごみ収集の委託になりますけれども、昨今の物価上昇、先ほど言われましたけれども、物価上昇や最低賃金の引上げ等がありまして、環境省より労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針というものが出されております。これにより、労務費であったり原材料費、エネルギーコスト等を適切に算定するよという内容のものでございます。

それにつきまして、当村のほうでも近隣の自治体のほうに、どのような算定方法をされているかということ調査しております。

この中で、明確に出されていたのが熊本市のほうで、設計単価等もきちんと出して計算しているということでしたので、それを参考に、こちらのほうで積算させていただいております。

これにより、人件費、燃料費、車両損料等を直接経費、また、法人の運営費、総務費であったり経理に係る費用や法定福利費、こういったものを一般管理費として計算をして、それを合算したものに消費税を上乗せして今回計算したところ、前年度よりも867万円ほど上がっているというような状況でございます。

これまでも、人件費等については、公共工事の設計労務単価を使って計算

をしておりましたが、独自の計算方法を使っておりましたので、今回は、熊本市の算定方法を参考にしておりますので、今現在、村の建設課のほうで使っております積算システムのほうに数値等を入力して金額を出しているところでございます。以上でございます。

○議長（西口義充君）総合政策課長。

○総合政策課長（堀田和也君）山下議員のご質問にお答えいたします。

ふるさと納税につきまして、昨年の当初予算から比べると1億円のマイナスというところで計上させていただいております。減額の理由としては、お米のところが主な理由ではございますけれども、お米以外の商品等も今後いろいろ世間の需要とかも考えながら、さらにブラッシュアップしながら、新しいまた返礼品等の開発とかを含めて検討して、この3億円を超えるように職員一丸頑張っていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（西口義充君）ほかに質疑ございませんか。

8番、山下議員。

○8番議員（山下一義君）8番、山下です。

ページ数は120と122ページ。

職員数ですけれども、前年度よりも27名と、会計年度任用職員で21名増えておりますけれども、この要因についてお願いしたいんですけれども。

○議長（西口義充君）暫時休憩します。

（午後 2時02分）

（午後 2時20分）

○議長（西口義充君）休憩前に引き続き会議を再開します。

総務課長。

○総務課長（堀田隆二君）山下議員のご質問にお答えしたいと思います。

先ほどの職員の人数のほうが前年度に対して本年度が増えていると。その中身の要因につきましては、今現在、我々一般職員と別に会計年度任用職員さん、大勢の方を雇っておりますが、特に業務内容が増加して多岐にわたって苦慮している課で、保育園であったりとか教育委員会、そちらのほうで、フルタイム、パートも含めたところで、会計年度任用職員さんがどうしても必要というところで、そういったところが人数が増えてきた一つの要因だと考えているところがございます。以上でございます。

○議長（西口義充君）ほかに質問ございませんか。

8番、山下議員。

○8番議員（山下一義君）職員のほうで27人。199人に対し前年度が172人、これは、どんなですか。この職員の総括のところでは120ページ、ここは僕は間違

いですかね。

○議長（西口義充君）総務課長。

○総務課長（堀田隆二君）山下議員のご質問にお答えしたいと思います。

これ、職員も含めたところですよ。職員と会計年度さんを合わせた人数で、総括で載せている数字でございます。

○8番議員（山下一義君）それから、122ページのほうに会計年度職員さんはありますけれども。

○総務課長（堀田隆二君）これ総括表になりますので、2つ合わせたところで。

○8番議員（山下一義君）分かりました。

ということは、民間のほうでは、従業員の適正量、作業量ですね。これを調査して、まず120%作業を与えます。役場のほうではそういうことはできないと思いますけれども、ある程度は、やっぱりここにおられる課長さんがそういう目を配らせて、作業量についてはやっぱり指導、量をやっぱりしてやらんといけないと思いますから、人間を増やすんじゃなくて、そういうようなところも十分に配慮しながらやってほしいと思います。そうしませんと、やっぱりお金にかかってきますから、人員が増えれば。よろしく願います。

○議長（西口義充君）何かありますか。

村長。

○村長（吉井 誠君）山下議員のご質問に返答させていただきます。

1つは、例えば保育園なんですけれども、募集しても人員が来ないということで、1日当たりの時間帯が3時間とか5時間とかしていただいたのを、フルタイムとかでどうにかお願いして、その不足分の穴埋めをするような対応も取らせていまして、こういう人員配置になっていますので、議員が申されましたとおり、必要最小限でできる限り村政運営が安定していけるように取り組んでいきたいと思っております。以上です。

○議長（西口義充君）ほかに質疑ございませんか。

6番、坂本議員。

○6番議員（坂本隆文君）6番、坂本です。

44ページになります。

安定促進事業補助金300万円ございますけれども、こちらは吉井村長にお伺いですが、こちらのほうの補助金が、河原校区において新築または新築物件を購入し河原校区に定住される方へ3年間で100万円の補助ということで出されておりました。現在は、山西校区の集落の中には、河原校区と同じように少子化、高齢化が急速に進んでおる地域もございますので、そういった地域も同じような、こちらを広げていただいて、西原村全部で、言うな

れば役場付近とか高遊とかその辺は、普通に住まれる人たちは多く今からな
ってくるとは思いますが、山間部とか、限界集落等ではないか
もしれませんが、そちらのほうにも広く見ていただいて、その辺にも
補助されてはどうかと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（西口義充君） 村長。

○村長（吉井 誠君） 坂本議員のご質問にお答えいたします。

定住促進事業補助金についてのことであるというふうに思います。

坂本議員が申されましたとおり、河原地区で新築または新築物件を購入さ
れた方が対象となっております、これの拡充ということで、最初は、河原
地区に限定している理由と申しましては、特に深刻な河原校区の児童減少に
歯止めをかけることが一番の、最初の目的だったというふうに認識をしてお
ります。

議員が申されましたとおり、河原校区のみならず人口減少集落への範囲拡
大といったご質問であるかと思いますが、私としましては、例えば宮
山集落とか小森東とか、少子高齢化であったり人口が減少して集落が維持で
きないところも、葛目とか、増えてきています。消防団の班が一緒になっ
たりとか深刻なところもございまして、できれば進めていければというふう
に思っています。

この事業は国の補助金を活用していますので、できれば、令和7年度にお
いて申請手続等をやって、今、令和7年度なんで、令和8年度で国の補助金
等の手続を行って、令和9年度でできるように進めていければというふう
に思っています。全域はなかなか難しいと思いますので、例えば、一定の高齡
化率であったり、少子化率等を線引き、皆さんにご意見伺いながら線引きを
して、そこに手当てをするように、前向きに検討したいというふうに思っ
ています。以上です。

○議長（西口義充君） ほかに質疑ございませんか。

4番、尾崎議員。

○4番議員（尾崎幸穂君） 4番、尾崎です。

40ページ、2問行きます。

1問目が、西原村総合運動公園交通結節点整備検討業務委託料の1,103万円
と、その下、一番下のほう、村内公共交通機関運転手二種免許取得費用補助
金と定住促進支援補助金です。これの内容と、あとは対象者をお願いします。

○議長（西口義充君） 総合政策課長。

○総合政策課長（堀田和也君） 尾崎議員のご質問に答える前に、すみません、
先ほど、休憩前で、山下圭介議員の質問でちょっと漏れている部分がありま
したので、ちょっとご回答させていただければと思います。

西原村のお米をふるさと納税等にも活用できないかというところでございましたけれども、積極的に活用できるように検討していきたいと。ただ、ふるさと納税につきましては、大体5kg詰めとか10kg詰め、そういったところが一番出ているところでございますので、そういったところも踏まえた上で、村としても協力できることがあれば協力して行って進めていきたいというふうに考えております。以上でございます。いいですかね。

すみません、続きまして、尾崎議員のまず最初の質問ということで、西原村総合運動公園の交通結節点整備検討委託業務ということで、こちらのほうにつきましては、令和6年度に策定いたしました西原村地域公共交通計画にも記載してありますとおり、今回、村内における交通結節点の機能不足への対応や、村外における阿蘇くまもと空港などの交通結節点へのアクセス強化を図るために、西原村運動公園を村の交通結節点として位置づけ、幹線交通や今後のコミュニティ交通などが交わる拠点として利用を行うために、その利用に向けた基本計画を策定するための予算でございます。

この西原村運動公園を村の交通結節点として位置づけ、路線バスなどの幹線交通や村のコミュニティ交通などのターミナル機能と、乗り入れ環境、バス停などの待機環境、デジタルサイネージなどの情報案内機能、サイクル・アンド・バスライド機能における駐輪場の整備などを検討しながら、現在の状況と今後の空港アクセス鉄道の開業に向けた取組などを考慮して、今後の予測や方向性を踏まえた上で基本計画を策定するものでございます。

なお、今回の費用につきましては、予算書の18ページにも記載しております国の地域未来交付金、補助率につきましては事業費の2分の1でございますけれども、こちらのほうを活用して行う予定でございます。

続きまして、村内公共交通の運転手二種免許取得費補助金と、村内の交通機関運転手定住促進支援補助金の説明ということで回答させていただきます。

まず、二種免許取得費の費用の補助金につきましては、村内の交通事業者において人材を採用されたときに、村内の交通事業者が、二種免許を取得するために採用した人に二種免許の取得費用を負担したというときに関して、村のほうから交通事業者のほうに補助金を出すものでございます。

運転手の定住促進支援補助金ということでございますけれども、こちらのほうにつきましては、村外から村内の公共交通の運転手として事業所に採用されて村内に住まわれた方、こちらのほうに、定住支援補助金ということで1年間10万円掛ける5年間、最長5年間というところでの支給を考えております。以上でございます。

○議長（西口義充君）4番、尾崎議員。

○4番議員（尾崎幸穂君）一応、交通結節点の整備ということで、先ほどコミ

コミュニティ交通とかも言われていたと思います。熊日新聞の2月21日の新聞のほうで、企業さんなどが持っている業務車両を移動手段として活用するとうのに、たしか西原村も入っていたかと思います。こういうのを利用してコミュニティバスを村内に回すということも計画があるということですのでよろしいでしょうか。

○議長（西口義充君）総合政策課長。

○総合政策課長（堀田和也君）まだ今の段階では、新しい交通の導入というところまでは至っておりませんが、今の時点で様々な選択肢を考えながら、西原村に合うような公共交通の導入に向けてということで、その選択肢を広げるためにも、今回、交通結節点というところの整備の基本計画ということで策定したいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（西口義充君）ほかに。

3番、松浦議員。

○3番議員（松浦哲也君）3番、松浦です。

3問質問いたします。110ページです。

4番社会教育費の7番報償費、西原村復興音楽祭出演謝金26万円です。これは、新規の予算というふうに思いますが、文化的な要素で非常に興味深く見たわけですが、どのような内容のものか、いつ頃開催されるのか、復興音楽祭となっておりますが、今年限りのものなのか。

それと、111ページがこれと同じく、13番で使用料が上げてありますが、復興祭の機材運搬車両借り上げです。これ、恐らく同じ、リンクしていると思いますが、先ほど言いましたように、内容をお聞かせください。

それと、もう一点は83ページ、役務費です。博多バスターミナルのデジタルサイネージの広告料と書いてありますが、どんな内容を広告されるのか、この期間というのはいつからいつ頃までの期間なのかをお尋ねいたします。よろしく申し上げます。

○議長（西口義充君）教育課長。

○教育課長（秋吉蘭子君）松浦議員の質問にお答えいたします。

復興音楽祭ですが、地震から10年目の節目ということもありまして、復興という冠をつけて開催する予定としております。内容につきましては、これまでふれあいまつりで実施しておりました村の文化祭であったり、生涯学習講座の成果の発表、それから、小中学生の合唱に加えまして、高校の吹奏楽部や自衛隊などの音楽隊を招いての演奏を計画しております。

また、子どもたちの防災学習として自衛隊による炊き出しも、炊き出し訓練を一つの会場で行うイベントとして、現在、令和8年の秋の開催に向けて進めているところでございます。それと同時に、毎年同じ時期に開催されて

おりました社会福祉協議会とのぎくまつりとの共同開催も視野に入れて、今、社会福祉協議会に相談をしているところでございます。この共同開催につきましては、生徒議会の志学塾で、生徒のほうから、高齢者の方々と交流し、元気を分かち合える場が欲しいという提案があったことにございます。今後、学校や社協、関係団体と協議を重ねながら、無理のない西原村らしいイベントに詳細を詰めていきたいと考えております。

それから、今年限りなのかというようなご質問があったかと思っておりますけれども、持続可能な形で慎重に検討していく必要があると思っております、そのため、令和8年度は、スポーツフェスティバルのほうを一旦休止させていただく方向で進めております。といいますのも、スポーツフェスティバル開催後に分館長さん方にアンケートを取りましたところ、今のような囑託対抗の形での開催は、ちょっと参加が難しいというお声もいただきましたので、その点も含めまして、今後、音楽祭を隔年の開催とするのか、あるいはスポーツフェスティバルの形を見直していくのかなど、令和8年度中の事業の成果や課題を検討しまして、地域の方々や関係団体と協議しながら進めていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（西口義充君）商工観光課長。

○商工観光課長（山田 孝君）松浦議員のご質問にお答えします。

博多バスターミナルのデジタルサイネージの広告料でございますが、博多バスターミナルにあります高速バス乗り場、こちらが九州各地に行く高速バスの乗り場になりますが、そちらのほうにデジタルサイネージ、大体60cmから90cmぐらいの画面になります。そちらのほうに7か所ほど設置してあります。そちらのほうに、西原村の観光地の写真だったり、シルクスイートの写真であったりというものを上げさせていただきたいというところでございます。

掲載回数につきましては、15秒1回のを、1日に216回掲載されます。これが、そして1年間の広告という形になっております。以上でございます。

○議長（西口義充君）ほかに質疑ございませんか。

2番、加藤議員。

○2番議員（加藤博敏君）2番議員、加藤です。

タブレット71ページ、扶助費の中で、特定不妊治療費助成金、一般不妊治療費助成金とあります。これ、もちろん大事な少子化対策の一つだと思いますけれども、これは1人1回幾らなのか、それとも治療費によって変わるのか、また、これは村独自のものなのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

それから、タブレット56ページ、民生費、社会福祉費の中で、結婚支援事業負担金とありますけれども、内容のほうをお願いいたします。

○議長（西口義充君）保健衛生課。

○保健衛生課長（岩下源一郎君）ただいまの加藤議員のご質問にお答えいたします。

特定不妊治療と一般不妊治療の助成金についてでございます。これにつきましては、どちらも不妊治療という形になりますけれども、特定不妊治療のほうは体外受精というようなことで、一般的な不妊治療につきましては、下の一般不妊治療助成金のほうでお支払いするような形になっております。これにつきましては、上限を1人当たり10万円。すみません、まず、特定不妊治療のほう、1人当たり10万円として出しております。一般不妊治療につきましては、夫婦1組につき5万円ということで予算を計上しております。補助についてですが、特定不妊治療につきましては村単独という形になっておりまして、一般不妊治療につきましては、国の少子化対策の交付金というものがございますので、それを活用しているところでございます。以上でございます。

○議長（西口義充君）ほかに質疑ございませんか。

暫時休憩します。

（午後 2時42分）

（午後 2時43分）

○議長（西口義充君）休憩前に引き続き会議を再開します。

住民福祉課係長。

○住民福祉課係長（佐々木由美君）加藤議員のご質問にお答えいたします。

結婚支援事業負担金につきましては、熊本市連携中枢都市圏事業における結婚支援事業の負担金となっております。そちらで運営されているマッチングアプリや結婚支援センターの運用経費として充てられております。以上です。

○議長（西口義充君）ほかに質疑ございませんか。

9番、桂議員。

○9番議員（桂 悦朗君）9番、桂です。

88ページ、住宅管理の中で修理費として389万円ですか。これ、河原第1団地の多分2号だったと思いますけれども、この場合は、長く住まれとったということでかなり傷んでいるということで、多分、これ修理されると思うんです。でも、河原第1団地は、古い建物が何棟かあります。そこにも長く住んでおられる方が何世帯かあるんです。その方たちが出られたとか、そのときはやっぱり改修してでも使うということでいいですか、そこは。いや、ちょっと待ってください。これが1つ目です。

次が、小森団地。今、小森団地が何室か空いています。小森団地の場合は、募集をしていくのか、しないのか。それと、今後どういうふうにあそこを使う考えがあるのか、そこをちょっとお伺いしたいと思います。

それと、もう一件。70ページの猫の問題なんですけど、これ、山西団地にしても小森団地にしても、今、野良猫がかなりおります。皆さん方がちょっと迷惑されているのは、あちこちでふんをするというところもあるんです。それで、どうにかしてもらえないかという話があります。でも、小森団地の場合も山西団地も、餌をやっておられるものですから、そこから離れない状況なんです。一度、私のほうも総務のほうに言って、餌をやらないでくださいというそういう通知も出してもらったんですよ。でも、何か同じような感じで、ずっとそのままの状況なんです。去勢されたり避妊されたりはしてありますけれども、年々、またおなかが大きい猫がおりますよと言われてたら、ここでまた四、五匹生まれるなど。要するに、殖えるばかりなんです。だから、そこらあたりでどうにか対応ができないのかなど。それまで、3件お伺いしたいと思います。

○議長（西口義充君）村長。

○村長（吉井 誠君）桂議員のご質問にお答えいたします。

まず最初に、団地の改修ということで、河原団地に限らず、団地を退去された方の後は、1回点検をして、古いところは改修していきなというふうに思っています。なかなか、住まれる方がおられると、一定時期アパートか何か引っ越したりとかしてもらわないといけませんので、そういうときを見計らってきちんと点検して、改修すべきときはするし、壁紙とかも、本当に大分古くなっていたら、そういう時期にリプレースしていければというふうに考えております。

次に、2つ目に、小森団地、今現在空いているんですけども、現在、大学と協議をしまして、できれば大学生あたりを、小森団地なんですけれども、ほかは公営住宅法とかありますんで、まずは小森団地のほうに若い大学生に安く住んでもらって、かつその若者たちに見守りとかをお願いして、補助金をある程度やって、周りの団地内の高齢者の方とかの話し相手とか見守りをしていくようなことをやってみなというふうに思っています。今、検査してもらっています。やっぱり、大学と話していると、1人じゃなかなか来づらいと。やっぱり、3人、4人集まって初めて需要があるんじゃないかというふうに思っています。さらに大学と話を詰めて、1つは農家さんとかのアルバイトの件とか、こっちに住みながらもアルバイト先があるかないか等も整理しながら、商工会とかもバイトで雇ってくれるかとかいう手当てもしながら、そういう施策に取り組んでいければというふうに思っています。

3番目の野良猫に関しましては、団地のみならず、尾崎議員からも話があったんですけれども、住民さんから、防災無線使ってでも、猫に餌やらないでくださいというお願いとかもしょっちゅうあってまして。1つは避妊の補助もつくりましたけれども、やはり一番大事なのは、その人のところに行って、相談とかお願いをして増やさないような理解を求めるしかないのかなと。特に、団地はエリア、エリアで飼い猫とか犬とかスペース分けているんですけども、実際行ってみますと、駐車場に止めたいところに猫がどしっと座って、なかなか逃げなかったり、臭いとかもやっぱり嫌いな人はもう本当に嫌いというふうに聞いていますんで、きちんとそこら辺は、飼っている人と相談しながら対応していきたいというふうに思っております。

総務課のほうでも、定期的にパトロールがてら話には行っているみたいなんですけれども、総務課の姿が見えた瞬間、閉じ籠もられる等もありますんで、できるだけ回数こなして、改善していければというふうに思っています。以上です。

○議長（西口義充君）9番、桂議員。

○9番議員（桂 悦朗君）以前、山西団地には、多分保健所のほうから来て、一度、わなをかけてもらったんです。でも、入ったのは子猫か何かで、入ったのしか連れていけないということだったみたいなんです。だから、なかなか難しいところはあると思いますけれども、やっぱり殖えないようにしておかないと、アレルギーの方もおられますので、そういうところもやっぱりどうにか考えてもらいたいな。

それと、先ほど小森団地の話、これは、私もあそこに大学生を入れれば大分違うかなというふうに思っておりましたけれども、点々と空くんじゃなくて、言えば、前のほうからちょっと空けてもらって、そこに1つのグループが入れるようなそういうシステムにしてくれれば、今空いているところにちょっと引越してもらって、今おられる方がもし引越してもらえんならですよ、そういうふうな形でどこかを空けていく。そうすれば、何か話もできるんじゃないかな。点々だったらなかなか難しいのかなというのはあります。だから、そこらあたりも考えて今後やっていってもらえれば、あそこに大学生が入られるんじゃないかなというふうには思っておりました。そういう面を考えて、今後、やってもらいたいなというふうに思っております。以上でございます。

○議長（西口義充君）ほかに質疑ございませんか。

5番、堀田議員。

○5番議員（堀田直孝君）5番、堀田です。

ページ数は77ページ。

家畜衛生補助金なんですけれども、内容は、多分放牧に関する補助金じゃないかならうかと思いますが、正確にはどういった補助金の内容でしょうか。

○議長（西口義充君）産業課長。

○産業課長（中西 聡君）堀田議員のご質問にお答えいたします。

家畜衛生補助金ということでございますけれども、これは、放牧牛のダニ駆除剤の補助及び家畜の4種混合ワクチンの補助になってございます。以上でございます。

○議長（西口義充君）5番、堀田議員。

○5番議員（堀田直孝君）ということは、多分、小森原野組合に放牧されている方が対象かなと思いますけれども、この件ですけれども、以前、この放牧牛が、柵を飛び出て出の口辺りですか、かなり悪さしたということで、役場のほうも苦慮されたと思いますが、現在のところ、どういうふうに対処されたか、現在まで。今も被害が出ているのか、そこをお聞きしたいと思います。

○議長（西口義充君）産業課長。

○産業課長（中西 聡君）ご質問にお答えいたします。

堀田議員のおっしゃるとおり、出の口集落さんのほうから2月の頭に陳情書という形で、村長宛て、村議会議長宛てに陳情書のほうご提出されております。内容につきましては、やはり、集落内に脱柵した放牧牛が家ののり面であったり畑の中を荒らすとか、家畜の餌を食い荒らすとかという被害が出ております。

陳情書を受けまして、我々公務員、民事不介入という立場もございまして、できることからということで、早速協議の場を設けようということで、2月16日に、出の口集落の村民さんと役場と小森原野組合、畜産農協南阿蘇支所、大津警察署、阿蘇地域振興局の農業普及・振興課、阿蘇家畜保健所に呼びかけを行いまして、一堂に会して協議の場を設けたところでございます。ここに、ご本人さんも幾度となくお誘い、ご出席のほうお願いいたしましたけれども、野焼き前で忙しいということで何度となく断られまして、飼育されている方抜きで全員で集まって、今までの状況の確認と、それぞれの団体が今まで動いた経緯、内容あたりの申合せを行ったところでございます。

それから、野焼きが終わりまして、また、今度は家畜の飼養者に対しまして、またもう1回集まるのでご出席をお願いしますということで何度となく担当も係長も私もお誘いしてございますけれども、幾度となくお断りをされまして、今にあっては電話もワン切りされる状況でございます。

それと、つい二、三日前ですか、集落の何人か、役場の窓口のほうに来られてまして、最近につきましては放牧牛を見ていないというところでお伺いし

ているところでございます。以上でございます。

○議長（西口義充君）5番、堀田議員。

○5番議員（堀田直孝君）これをお聞きしたわけが、実は、もう議会前ということで、先週、地権者の方が私のところに来られて、その放牧牛で迷惑しとるといふ中で、あそこを私たちが、土地がありますもんねということで、山ノ神のところに登記してあると。えっという。権利を登記してあるのかなと私は思ったんですけども、うち辺りの原野は登記まではしていないんですけども、登記してあると。個人の、皆さんも、ちょっと初めて職員の方も聞くとおもうんですけども、あそこの山ノ神の一部が個人の土地であって、登記をしてある。で、私は丸林、元火の鳥、あそこは個人の山が、私も元林務ですので知っているんですけども、あそこは個人の山、はっきり図面の中で分けてあったんですけども、山ノ神の南側に個人の土地というか、いや、あそこは原野があって、西原村の土地にその権利を登記してあるんじゃないかということ、いろいろ考えるとすけれども、実際は2か所あると。それも、土地は私たちの土地とおっしゃる。それで、その放牧牛が入ってこんように、入ってくるなど、ここは私たちの土地だから入ってくるなというふうに本人さんに言いたいんですけども、どこからどこまで分からないと。役場は図面を持っているはずと、見せてくれと言うたけれども、まだ見せてもらえないということで、そこらあたりはどうなっているかというのは、地籍だから税務課長ですかね。そのあたりがどうなっているか、ちょっと、今度また、3回までですけれども、話、こっち変わりますということでお尋ねいたしますが、よろしくお願ひします。

○議長（西口義充君）税務課長。

○税務課長（廣瀬 太君）ただいまの堀田議員の質問にお答えいたします。

該当の箇所が、土地の登記、また、権利等がどうなっているのか、誰のものなのかというのは全く存じ上げていないところなのですが、山ノ神の付近ということをおっしゃったので、平成26年度に地籍調査の一筆地調査が入ったところではないかなというふうに思っているところです。そちらについては、熊本地震で調査が中断しているというところでございます。実際、その区域においては、立会い等いただいて、現地の測量、そして界の図面作成とか簿冊の作成までは行ったけれども、最終的に、熊本地震で国の認証のほう結局まだ受けておらず、法務局にも送っていないというところで止まっているということで、こちらに今あるその資料等といえ、あくまでもまだ調査の途中の段階の資料としかかなり得ないというところでございます。

ということで、法務局のほうに成果の送付を送っていないということで、調査の成果としての資料の提供ということはまだちょっとできないものとい

うふうに判断をしております。また、例えばですけれども、それを使って、まだ全く認められているものでも何でもない中に行って、権利の行使とか権利の主張とか、そういうことができる資料でも全くないというところであります。実際、その調査部分におきまして、熊本地震の座標のずれ、そちらのほうも結構あるところでございまして、座標値の補正、または、ひょっとしてずれが大きければ再立会いとかも要するというふうな、必要な区域になるというふうに判断しております。

ということで、あくまでもまだ調査途中の資料しかなり得ないものを、まだ提供ができるものではないというところだと思っているというところがございます。以上でございます。

○議長（西口義充君）5番、堀田議員。

○5番議員（堀田直孝君）といいますと、正式にはまだ出せないけれども、最初、地権者が私に言われた、個人の土地ということで、村有地の隣接、村有地の中に、丸林みたいに誰々ほか何名という話だったんですけれども、それで持っているということは事実として理解してよろしいでしょうか。

○議長（西口義充君）税務課長。

○税務課長（廣瀬 太君）ただいまの質問にお答えいたします。

あくまでも、今言えるとしますならば、どうしても今登記されているものということで、名義としては登記簿に載っているもの、図面としては今法務局に備え付けてある地図、それが、あくまでも主張できるものとしかなり得ないということです。以上でございます。

○議長（西口義充君）5番、堀田議員。

○5番議員（堀田直孝君）ということは、法務局に行けば、そういう誰々ほか何名というのは分かるということで解してよろしいでしょうか。

○議長（西口義充君）税務課長。

○税務課長（廣瀬 太君）お答えいたします。

法務局に行って、昔でいう登記簿、登記事項証明書ですか、今。そちらのほうを取っていただければ、名義のほうが通常であれば載っているはずですので、その名義の中で、例えば相続登記がされていないとか共有名義である、さらに、その中で形上の売買を行っているとか、そういうことであれば見ても分からないというふうに思いますので、あくまでも確認できるというのは登記の名義、それと、先ほど申しましたとおり、法務局にある俗に言います昔からの字図、それが、今生きています。それで、どうという判断をせざるを得ないということが正式な回答になるのかなと思っております。以上です。

○議長（西口義充君）暫時休憩します。

（午後 3時05分）

(午後 3時14分)

○議長（西口義充君）休憩前に引き続き会議を再開します。

ほかに質疑ございませんか。

9番、桂議員。

○9番議員（桂 悦朗君）9番、桂です。

ページは100ページと106ページで、小学校、中学校のLED、電気の改修ということで書いてありますが、小学校の場合は190万円、両校とも190万円になっています。中学校のほうは、何十万円だったか。校舎のLEDということで、これはこの金額が出ていますけれども、どこからこの金額を出してもらったのか、それをちょっと聞かせてもらってよかですか。

というのは、今、保育園とのぎく荘はLEDにしていますよね。あれが、7年たってリース切れたんですが、もうリースが終わったんですよね。その会社というのが、私たちがちょうどおったときにその会社に来て、何か飛び込みで来たという話を聞いたものですから、その後、今度は、メンテとかそういうのを考えたら、何かちょっと難しいような状況にあると思うんですよ。だから、この会社がそういうところの会社であったら、またちょっと問題が出るかもしれんなど。やっぱり地元というか、この近くのメーカーさんとか工事会社、そういうところに頼んでみてどうなのかということをやっぱり考えたほうがいいのか。

それと、体育館も、何かLEDにすると行ったかな、して、あれが今下りるやつになつとるけれども、それは固定するのしかないということだったので、固定しとつたら、これ、何かあったときには常に足場をかけてやらなくちゃならない。そうすると、高くつくんですよ。だから、今の昇降できるわけだから、その昇降できるやつでLEDに変えられる、そういうのもやってもらわないと、今後何があるか分からないものですから、そこに金がかかるようなことになったら問題もありますので、そこらだけちょっと答弁お願いします。

○議長（西口義充君）教育課長。

○教育課長（秋吉蘭子君）桂議員のご質問にお答えいたします。

予算書に上がっています小学校と中学校のLED化につきましては、村内の電気事業者に見積りをお願いして計上いたしております。

それと、中学校のLED化、体育館のLED化につきましては、現在昇降タイプであるんですけれども、LEDの昇降するタイプがないというところで、もう固定タイプしかないということなので、それで工事を行う予定とはしております。まだ工事をするまでにちょっと時間もありますので、そうい

うところも含めて検討しながら行いたいとは思っております。以上でございます。

○議長（西口義充君）9番、桂議員。

○9番議員（桂 悦朗君）今、体育館の問題は、やはりよく調べて、本当にできないのか、できるのか、できるのであれば、そういうところをやっばり探してでもやってもらったほうがいいのではないかなというふうに思いますので、きちんとそこらあたり検討してもらいたいなというふうに思います。以上です。

○議長（西口義充君）ほかに質疑ございませんか。

8番、山下議員。

○8番議員（山下一義君）8番、山下です。

ページは55番、戦没者慰霊碑の件でお伺いしますけれども、これにつきましては予算がありませんので、議長にお断りをして、発言してよろしいか。村長に伺いたいんですけれども。

○議長（西口義充君）発言を許します。

○8番議員（山下一義君）戦没者慰霊碑、慰霊祭は、1年に1回やっておられますけれども、この管理が、慰霊碑の管理、ここが、前は戦没者遺族会の方で花あげとかやっておられたということを聞いておりますけれども、現在では誰もやっていないというふうに伺います。なぜかといいますと、ここ、議会になりましてもずっと見ておりますけれども、花が全然もう、親族の方が見たらやっばりかわいそうなような慰霊祭の墓になっております。ですから、これを今後、遺族の方、あるいは村長がどういうふうに判断するかですよね。委託料を出してでもその管理を、花立てを月に2回やるのか、1回するのか。そういうところを判断しながらやってもらわせんと、今の状態では、やっばり遺族の方にもかわいそうだと思います。戦没者の方にも、これだけ慰霊祭をやっておりますから、それなりに、やっばり委託料とかも初年度予算で上げるなら上げて、その管理のほうをぜひやってほしいと思うんですけれども、いかがでしょう。

○議長（西口義充君）村長。

○村長（吉井 誠君）山下議員のご質問にお答えいたします。

戦没者慰霊ということで、遺族会、私の母親も遺族で、自分たち孫世代になるんですけれども、今、遺族会のほうで話がありますのが、その孫世代でもう一回誰か代表してもらって、孫世代の遺族会をつくろうじゃないかという話があります。目星もつけて今代表者を決めていまして、そこから、これから先、どういうふうな取組をするのかとかを決めさせてもらって、できるだけ自分たち遺族でやろうとは思いますが、できない部

分に関しては村にお願いする形にもなるかもしれませんが、そのときはもう一回お願いできればということで考えております。以上です。

○議長（西口義充君）ほかに質疑ございませんか。

7番、中西議員。

○7番議員（中西義信君）中西です。

40ページの、18番の負担金とかのところの自転車用ヘルメット購入とありますけれども、これは中学生にいくのかなと思ってますけれども、4月から法律が変わって、自転車で傘を差したらいけないとかいろいろありますけれども、そういったところの何か指導といいますか、そういうのはちゃんとやっておられるのかな。というのは、残念ながら、今朝ほど警部補が転任になりますから、非常にそれをずっと言っておられたんで、改めて、また一般人にも、中学生ばかりじゃなくて一般にもやっぱり広報をすべきではないかと思ってますけれども、そこらあたり、2か所、お願いします。

○議長（西口義充君）総務課長。

○総務課長（堀田隆二君）中西議員のご質問にお答えしたいと思います。

今現在、交通安全講習という形で、小中学校に対してもそうですし、一般の方というのは公民館に行って、老人の方、高齢者の方を中心に、いろいろ交通談話という形で、交通安全に対しての、今、巡査さんとうちの交通担当者を含めて回っているところなんで、言われるとおり、4月1日から自転車の乗り方についてもいろいろ厳しくなってくるということで、その議題についても、もう4月からなんで、早くにそういった内容のお話はずっとしていただいている状況でございます。

継続してそういうやり方で、小中学校についても今までどおりの交通教室、あとはもう公民館回りをしながら高齢者の方に対しての啓発と、一般の方については、恐らく県警から来ているやつをホームページ等で見られるような形で、一般住民の方には啓発していくというような形を取っていくことになるかと思っております。以上でございます。

○議長（西口義充君）7番、中西議員。

○7番議員（中西義信君）今回、転勤が決まりましたけれども、どうしてもその自転車のことをどうしようかというのが、月1回会うたびに彼の言葉でしたので、ぜひ教育委員会でも進めていただきたいと思っております。以上です。

○議長（西口義充君）ほかにもありますか、質疑。

5番、堀田議員。

○5番議員（堀田直孝君）5番、堀田です。

先ほど、新規の予算は何回か質問がありましたが、なくなった予算に対してちょっと質問させていただきます。

まず1点、ページ81の商工費なんですけれども、商工業振興費の中に、令和7年度、令和8年度と、役務費としてインターネット販売促進事務手数料というのが入っておったわけなんですけれども、今回の予算にちょっと計上していないので、計上忘れじゃないのか、それとも、意図的にこれは外した、そして外れたのであれば、その理由。その予算の、今、ふるさと納税は実際やっているんで、この予算がないといけないんじゃないかなと思うんですけども、これが、どこにか代わりに計上されているのか。

あと一点、消防費もそうです。去年、おとしは3,000万円の備蓄米があったということで、今後続けていくと村長おっしゃったんですけども、災害時に業者さんのほうから持ってこられるということで放出したという答弁をいただいております。その中で、そういうことであれば、災害があったときに、業者さんから西原村に米を提供していただいたときのそういった予算が要ると思うんです、需用費か何か。それが組んでいない。なぜか。それか、ほかに組んであるのか。先ほどと一緒にですけども、この2点をお聞きいたします。

○議長（西口義充君）総合政策課長。

○総合政策課長（堀田和也君）堀田議員のご質問にお答えいたします。

昨年と一昨年と、販売促進というところでの手数料を組ませていただいております。今年度につきましては、村としても違った形といいますか、村としての戦略を変えるということで、インターネットのみならず、昨日の一般質問のほうにもありましたように、今回は産業課の農産物のPR事業とか、そういったのをうまく活用しながら進めていきたいというようなところで、一応、今回予算化というのはしていないというところの状況でございます。以上でございます。

○議長（西口義充君）村長。

○村長（吉井 誠君）災害時の対応ということでございますけれども、予備費、最悪の場合、道路とか河川災害と一緒に、専決処分をさせていただきようかというふうに思っています。以上です。

○議長（西口義充君）5番、堀田議員。

○5番議員（堀田直孝君）予備費ですという、普通は予算執行しないならば、1,000円なり、どこか節つくるんですけども、予備費から出すということであれば、どこの款項目節になるかというところですけども。

○議長（西口義充君）総務課長。

○総務課長（堀田隆二君）堀田議員のご質問にお答えしたいと思います。

予備費ということで、村長のほうが申し上げたとおりでございますけれども、どこの予備費かということでございますが、全体的なところからの、一

応、今漠然としておりますが、予備費というところから歳出という形で、今現在考えているところをごさいます、どこの科目の予備費かという考え方ではなくて……（発言の声）そうですね。以上でございます。

○議長（西口義充君）ほかに質疑ありますか。質疑ございませんか。
（「質疑なし」の声）

○議長（西口義充君）質疑はないようですので、質疑を終結します。
これより討論に入ります。討論ございませんか。
（「討論なし」の声）

○議長（西口義充君）討論なしと認め、討論を終結します。
これより本案を起立により採決します。

議案第20号、令和8年度西原村一般会計予算について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
（起立全員）

○議長（西口義充君）全員起立であります。
よって、議案第20号は原案どおり可決されました。
以上で、本日の議事日程は全部終了しました。
本日はこれをもって散会したいと思います。ご異議ございませんか。
（「異議なし」の声）

○議長（西口義充君）異議なしと認め、次の会議は13日午前10時より行います。
本日はこれをもって散会します。お疲れさまでした。

午後 3時29分 散 会

第 4 号 (3 月 1 3 日)

令和 8 年第 1 回西原村議会定例会会議録

令和 8 年 3 月 1 3 日、令和 8 年第 1 回西原村議会定例会が西原村役場に招集された。

令和 8 年 3 月 1 3 日（金曜日） 議事日程第 4 号

- 日程第 1 村長追加議案提案理由説明（議案第 3 7 号・同意第 1 号）
- 日程第 2 議案第 2 1 号 令和 8 年度西原村国民健康保険特別会計予算について
- 日程第 3 議案第 2 2 号 令和 8 年度西原村介護保険特別会計予算について
- 日程第 4 議案第 2 3 号 令和 8 年度西原村後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第 5 議案第 2 4 号 令和 8 年度西原村工業団地造成事業特別会計予算について
- 日程第 6 議案第 2 5 号 令和 8 年度西原村住宅用地造成事業特別会計予算について
- 日程第 7 議案第 2 6 号 令和 8 年度西原村中央簡易水道事業会計予算について
- 日程第 8 議案第 2 7 号 令和 8 年度西原村工業用水道事業会計予算について
- 日程第 9 議案第 2 8 号 指定管理者の指定について（西原村構造改善センター）
- 日程第 1 0 議案第 2 9 号 指定管理者の指定について（にしはらオーガニ

ックセンター)

- | | | |
|---------|----------------|---|
| 日程第 1 1 | 議案第 3 0 号 | 指定管理者の指定について（西原村大野地区地域農産物等活用型総合交流促進施設） |
| 日程第 1 2 | 議案第 3 1 号 | 指定管理者の指定について（西原村滝地区地域資源活用総合交流施設（滝交流農園）） |
| 日程第 1 3 | 議案第 3 2 号 | 村道の路線廃止について |
| 日程第 1 4 | 議案第 3 3 号 | 村道の路線認定について |
| 日程第 1 5 | 議案第 3 4 号 | 工事請負変更契約の締結について（滝川河川災害復旧工事） |
| 日程第 1 6 | 議案第 3 5 号 | 工事請負変更契約の締結について（秋田灰床線道路災害復旧工事） |
| 日程第 1 7 | 議案第 3 6 号 | 工事請負変更契約の締結について（鳥子地区新工業団地 1 工区造成工事） |
| 日程第 1 8 | 議案第 3 7 号 | 指定管理者の指定について（西原村運動公園） |
| 日程第 1 9 | 同意第 1 号 | 西原村副村長の選任につき同意を求めることについて |
| 日程第 2 0 | 発議第 1 号 | 西原村議会基本条例の制定について |
| 日程第 2 1 | 発議第 2 号 | 西原村議会会議規則第 1 2 9 条に伴う議員派遣について |
| 日程第 2 2 | 陳情書等審議 | |
| 日程第 2 3 | 組合議会報告 | |
| 日程第 2 4 | 委員会の閉会中の継続調査申出 | |

1、応招議員 (10名)

- | | |
|------|-----------|
| 1 番 | 山 下 圭 介 君 |
| 2 番 | 加 藤 博 敏 君 |
| 3 番 | 松 浦 哲 也 君 |
| 4 番 | 尾 崎 幸 穂 君 |
| 5 番 | 堀 田 直 孝 君 |
| 6 番 | 坂 本 隆 文 君 |
| 7 番 | 中 西 義 信 君 |
| 8 番 | 山 下 一 義 君 |
| 9 番 | 桂 悦 朗 君 |
| 10 番 | 西 口 義 充 君 |

2、不応招議員 (なし)

3、出席議員 (10名)

1 番	山 下 圭 介 君
2 番	加 藤 博 敏 君
3 番	松 浦 哲 也 君
4 番	尾 崎 幸 穂 君
5 番	堀 田 直 孝 君
6 番	坂 本 隆 文 君
7 番	中 西 義 信 君
8 番	山 下 一 義 君
9 番	桂 悦 朗 君
10 番	西 口 義 充 君

4、欠席議員 (なし)

5、職務のため出席した職員は次のとおりである。

議会事務局長	海 津 智 子 君
議会事務局書記	児 玉 みどり 君

6、地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名は次のとおりである。

村長	吉井誠君
副村長	田島由紀君
教育長	中村賀一君
総務課長	堀田隆二君
総合政策課長	堀田和也君
教育課長	秋吉蘭子君
会計管理者	林田浩之君
税務課長	廣瀬太君
産業課長	中西聡君
建設課長	久野太君
水道課長	村上文英君
保健衛生課長	岩下源一郎君
商工観光課長	山田孝君
保育園長	岩村智子君
住民福祉課係長	山下美由紀君

午前10時00分 開議

○議長（西口義充君）おはようございます。

本日は全員出席であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の会議は、タブレットに提示の議事日程第4号のとおり行います。

日程第1、村長に追加議案の提案理由を求めます。

（村長 吉井 誠君 登壇 説明）

○村長（吉井 誠君）皆さん、おはようございます。

本定例会の追加議案がございますので、提案理由の説明をさせていただきます。

初めに、議案第37号、指定管理者の指定についてご説明いたします。

西原村運動公園の設置及び管理に関する条例第18条の規定に基づき、西原村運動公園の指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要がございます。

詳細につきましては、教育課長よりご説明いたします。

続きまして、同意第1号、西原村副村長の選任につき同意を求めることについてご説明いたします。

西原村副村長、中野由紀、旧姓使用、田島由紀氏が令和8年3月31日をもって退職となるため、新たに副村長を選任したく、地方自治法の規定により議会の同意を求めるものでございます。

詳細につきましては、総務課長よりご説明申し上げます。

以上、今期定例会に提案いたします追加提案は、議案1件、同意1件でございます。

議員各位におかれましては、慎重審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わります。お世話になります。

○議長（西口義充君）お諮りします。ただいま村長から、議案第37号、指定管理者の指定について（西原村運動公園）、同意第1号、西原村副村長の選任につき同意を求めることについて、2件が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第18号、追加日程第19号として議題にしたいと思っております。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（西口義充君）異議なしと認めます。

よって、日程に追加し、追加日程第18号、議案第37号、指定管理者の指定について、追加日程第19号、同意第1号、西原村副村長の選任につき同意を

求めることについてを議題とすることに決定しました。

以上で、追加議案の提案理由の説明を終わります。

日程第2、議案第21号、令和8年度西原村国民健康保険特別会計予算についてを議題とします。

内容の説明を保健衛生課長に求めます。

(保健衛生課長 岩下源一郎君 登壇 説明)

○保健衛生課長(岩下源一郎君)おはようございます。

議案第21号についてご説明いたします。

議案第21号のファイルをご覧ください。

議案第21号、令和8年度西原村国民健康保険特別会計予算。

令和8年度西原村国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ8億6,513万7,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

一時借入金。

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1億円と定める。

歳出予算の流用。

第3条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号、各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和8年3月5日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

歳入について説明いたします。

7ページをお願いいたします。

款1国民健康保険税、項1国民健康保険税、目1一般被保険者国民健康保険税1億7,179万5,000円。現年度分については、1月末の調定額を基準に収納率を考慮して算出しております。

8ページをお願いいたします。

款4県支出金、項1県補助金、目1保険給付費等交付金6億3,395万1,000円。この交付金については、出産育児一時金、葬祭費、審査支払手数料を除く保険給付費を全額負担する普通交付金と、保険者努力支援分、特別調整交付金分、都道府県繰入金、特定健康診査等負担金の項目がある特別交付金の

合計でございます。

款6繰入金、項1一般会計繰入金、目1一般会計繰入金5,883万2,000円でございます。これについては、保険基盤安定繰入金、事務費繰入金、財政安定化支援事業繰入金等を一般会計から繰り入れるものでございます。

次に、歳出について説明いたします。

12ページをお願いいたします。

款2保険給付費、項1療養諸費、目1一般被保険者療養給付費5億3,000万円。令和7年度給付見込額を基に、被保険者の減少等を考慮し予算計上させていただきます。

款同じく、項2高額療養費、目1一般被保険者高額療養費8,300万円。高額療養費についても、令和7年度給付見込額を基に、被保険者の減少等を考慮し予算計上させていただきます。

13ページをお願いいたします。

款3国民健康保険事業費納付金、項1医療給付費分、目1一般被保険者医療給付費分1億4,583万6,000円。県が市町村に交付する保険給付費等交付金の費用に充てるため県に納めるもので、その財源は主に保険税となっております。県全体での必要な保険給付費の総額から、市町村ごとの医療費水準や所得水準等を考慮して県が決定する金額でございます。

款同じく、項2後期高齢者支援金等分、目1一般被保険者後期高齢者支援金等分5,243万5,000円。県が社会保険診療報酬支払基金に支払う後期高齢者支援金の費用に充てるため、県に納める納付金でございます。

款同じく、項3介護納付金分、目1介護納付金分1,891万8,000円。県が社会保険診療報酬支払基金に支払う介護納付金の費用に充てるため、県に納める納付金でございます。

14ページをお願いいたします。

款6保健事業費、項1特定健康診査等事業費、目1特定健康診査等事業費1,451万2,000円。主なものといたしましては、特定健診や特定保健指導における会計年度任用職員の人件費及び特定健康診査等事業に対する委託料等を計上させていただきます。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくをお願いいたします。

○議長（西口義充君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑に入ります前に、西原村議会会議規則第55条により、質疑は同一議員につき同一の議題について3回を超えないとなっております。3回を超える場合には議長に許可を求めてください。また、質疑の際はタブレットに提示してあるページを先にお伝えください。質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声)

○議長(西口義充君) 質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「討論なし」の声)

○議長(西口義充君) 討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第21号、令和8年度西原村国民健康保険特別会計予算について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(西口義充君) 全員起立であります。

よって、議案第21号は原案どおり可決されました。

日程第3、議案第22号、令和8年度西原村介護保険特別会計予算についてを議題とします。

内容の説明を保健衛生課長に求めます。

(保健衛生課長 岩下源一郎君 登壇 説明)

○保健衛生課長(岩下源一郎君) 議案第22号についてご説明いたします。

議案第22号のファイルをご覧ください。

議案第22号、令和8年度西原村介護保険特別会計予算。

令和8年度西原村介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ7億2,900万2,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

一時借入金。

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5,000万円と定める。

歳出予算の流用。

第3条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号、各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内で、これらの経費の各項の間の流用。

令和8年3月5日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

歳入について説明いたします。

6ページをお願いいたします。

款1保険料、項1介護保険料、目1第1号被保険者保険料1億6,005万7,000

円。1月末時点の被保険者数に基づき算出しております。

款3 国庫支出金、項1 国庫負担金、目1 介護給付費負担金1億1,438万6,000円。令和8年度の支出における保険給付費の見込額に国庫負担割合を乗じて算出しております。

款同じく、項2 国庫補助金、目1 調整交付金3,244万2,000円。市町村間における格差による介護保険財政の不均衡を是正することを目的として支払われる交付金でございます。

7ページをお願いいたします。

款4 支払基金交付金、項1 支払基金交付金、目1 介護給付費交付金1億8,249万円。第2号被保険者である40歳から64歳までの被保険者の保険料を原資としており、令和8年度の給付見込額に第2号被保険者の負担割合を乗じて算出しております。

款5 県支出金、項1 県負担金、目1 介護給付費負担金1億527万7,000円。国庫支出金と同様で、県費の負担割合を乗じて算出しております。

款6 繰入金、項1 一般会計繰入金、目1 介護給付費繰入金8,448万6,000円。令和8年度の介護給付費の見込額に村の負担割合を乗じて算出しております。

款項同じく、目2 その他一般会計繰入金1,751万8,000円。介護保険特別会計上で必要な事務費分を一般会計から繰り入れるものでございます。

次に、歳出について説明いたします。

11ページをお願いいたします。

款2 保険給付費、項1 介護サービス等諸費、目1 介護サービス等諸費6億2,079万6,000円。令和7年度の給付見込額を基に利用者数等を考慮し、予算計上させていただいております。

款同じく、項3 高額介護サービス等費、目1 高額介護サービス等費2,116万円。利用者の自己負担額を超え支払った利用料につきまして、その超えた部分を利用者に支払うものでございます。これにつきまして、令和7年度の給付見込額を基に利用者数等を考慮し、予算計上させていただいております。

12ページをお願いいたします。

款同じく、項4 特定入所者介護サービス等費、目1 特定入所者サービス等費3,031万8,000円。低所得者が施設等へ入所されたときの食事、居住費の一部を負担するものでございます。これにつきまして、令和7年度の給付見込額を基に利用者数等を考慮し、予算計上させていただいております。

款3 地域支援事業費、項1 介護予防・生活支援サービス事業費、目1 介護予防・生活支援サービス事業費1,170万2,000円。令和8年度の介護予防・日常生活支援総合事業に伴うサービス事業者への委託料及び要支援者事業対象者の訪問型サービス及び通所型サービスの負担金でございます。令和7年度

の給付見込額を基に利用者数等を考慮し、計上させていただいております。

13ページをお願いいたします。

款同じく、項3 包括的支援事業・任意事業費、目5 認知症総合支援事業費752万3,000円。高齢化の進展に伴い認知症の方が増加することが予想されていることから、認知症地域支援推進員等設置促進事業を社協に、認知症初期集中支援事業を益城病院にそれぞれ委託し、関係機関と連携した体制をつくる費用として計上させていただいております。

款4 諸支出金、項2 繰出金、目1 繰出金725万円。地域包括支援センターの運営事業等の高齢者の相談事業が重層的支援体制整備事業として一般会計の中で予算計上をしているため、それらの運営費のうち介護保険料で賄う分を一般会計へ繰り出すものでございます。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくをお願いいたします。

○議長（西口義充君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

6番、坂本議員。

○6番議員（坂本隆文君）6番、坂本です。

ページは13ページになります。

認知症地域支援推進員等設置促進事業の委託料ですけれども、こちらの内容をお願いいたします。

○議長（西口義充君）保健衛生課長。

○保健衛生課長（岩下源一郎君）認知症地域支援推進員等設置促進事業ということで、先ほどもお話ししたけれども、認知症になられる方が全国的に増えていると。村のほうでも、やはり認知症もしくは認知症になるんじゃないかと思われるような方というのが結構増えており、包括支援センター等にも相談が多いような状況でございます。

そういった中で、認知症の方々の発掘というか、そういう言い方はあれですけれども、認知症の方々のご家族とか、そういった方々からの相談であったり、初期の段階で分かる場合は適切な診療機関へつなげるために益城病院のほうに委託しておりますが、初期集中支援チームとの連携をするために、社会福祉協議会のほうに認知症の推進員を2名置いていただきまして、そういった取組並びに村全体への認知症ケアへの周知等の取組をしていただくということで、今、社会福祉協議会のほうに委託して事業を進めているところでございます。説明は以上でございます。

○議長（西口義充君）6番、坂本議員。

○6番議員（坂本隆文君）ありがとうございます。

今の内容をまとめますと、お二人の方がおられるということですかね。こ

の金額というのは、そちらの方の人件費とかに充てられるということでしょうか。話を家族から聞いて、それを病院につなげるための人員という、そんな感じでよろしいでしょうか。

○議長（西口義充君）保健衛生課長。

○保健衛生課長（岩下源一郎君）坂本議員のご質問にお答えいたします。

まず、認知症の推進員につきましては2名でございます。この費用の主なものにつきましては、その2名の方の人件費が主なものになるかなと思います。ただ、それ以外にも認知症の方々へ発行するようなチラシとかを作成する費用であったり、そういったものも含めたところで、事務費等も含めてお支払いしているところでございます。

また、事業内容につきまして、先ほど言いました事業で、そういった形で病院につなげるというところが大きなところではありますけれども、やはり地域住民への認知症の理解を深めると。深めていただくための周知というのも事業の取組の一つかなというふうに考えて委託しているところでございます。以上でございます。

○議長（西口義充君）ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（西口義充君）質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（西口義充君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第22号、令和8年度西原村介護保険特別会計予算について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（西口義充君）全員起立であります。

よって、議案第22号は原案どおり可決されました。

暫時休憩します。

（午前10時32分）

（午前10時36分）

○議長（西口義充君）休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第4、議案第23号、令和8年度西原村後期高齢者医療特別会計予算についてを議題とします。

内容の説明を保健衛生課長に求めます。

（保健衛生課長 岩下源一郎君 登壇 説明）

○保健衛生課長（岩下源一郎君）議案第23号について説明いたします。

議案第23号のファイルをご覧ください。

議案第23号、令和8年度西原村後期高齢者医療特別会計予算。

令和8年度西原村後期高齢者医療特別会計予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ2億5,176万7,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

一時借入金。

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000万円と定める。

歳出予算の流用。

第3条、地方自治法第222条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号、各項に計上した予算額に過不足が生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和8年3月5日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

歳入につきましてご説明いたします。

6ページをお願いいたします。

款1後期高齢者医療保険料、項1後期高齢者医療保険料、目1特別徴収保険料5,714万8,000円、款項同じく、目2普通徴収保険料5,067万7,000円。後期高齢者医療の保険料につきましては、熊本県後期高齢者医療広域連合の算出した額に特別徴収分の保険料額につきましては53%、普通徴収分につきましては47%の割合で計上させていただいております。

款3繰入金、項1一般会計繰入金、目1事務費繰入金1,267万8,000円。特別会計の総務費及び広域連合で使用する総務費を一般会計から繰り入れるものでございます。

款項同じく、目2保険基盤安定繰入金3,357万5,000円。後期高齢者医療広域連合で算定しました金額で、低所得者に属する被保険者及び被用者保険の被扶養者であった被保険者について、保険料を一定割合に減額し、負担を軽減する目的で一般会計から繰入れをするものでございます。

款項同じく、目3療養給付費繰入金9,737万4,000円。後期高齢者医療広域連合で算定しました金額で、医療費の総額相当の12分の1を一般会計より繰り入れるものでございます。

次に、歳出について説明いたします。

8ページをお願いいたします。

款1 総務費、項1 総務管理費、目1 一般管理費544万9,000円。会計年度任用職員給与及び事務費等でございます。

9ページをお願いいたします。

款2 後期高齢者医療広域連合納付金、項1 後期高齢者医療広域連合納付金、目1 後期高齢者医療広域連合納付金2億4,593万7,000円。後期高齢者医療広域連合へ支払う納付金でございます。主な内訳は、保険料徴収分負担金1億782万3,000円、後期高齢者医療保険基盤安定負担金3,357万5,000円、後期高齢者医療療養給付費負担金9,737万5,000円でございます。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくをお願いいたします。

○議長（西口義充君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（西口義充君）質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（西口義充君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第23号、令和8年度西原村後期高齢者医療特別会計予算について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（西口義充君）全員起立であります。

よって、議案第23号は原案どおり可決されました。

日程第5、議案第24号、令和8年度西原村工業団地造成事業特別会計予算についてを議題とします。

内容の説明を総合政策課長に求めます。

（総合政策課長 堀田和也君 登壇 説明）

○総合政策課長（堀田和也君）議案第24号についてご説明いたします。

（0227修正）議案第24号のファイルをよろしく申し上げます。

議案第24号、令和8年度西原村工業団地造成事業特別会計予算。

令和8年度西原村工業団地造成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6億7,207万5,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

歳出予算の流用。

第2条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号、事業間の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和8年3月5日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

続きまして、歳入歳出の主なものにつきましてご説明いたします。

歳入からご説明いたします。

6ページをお願いいたします。

款3財産収入、項1財産売払収入、目1不動産売払収入6億304万2,000円を計上しております。これは、鳥子地区新工業団地造成事業における1区画と3区画における土地の売買の売払い収入を計上いたしております。

続きまして、款5繰越金、項1繰越金、目1繰越金6,903万3,000円を見込んで計上いたしております。

続きまして、歳出でございます。

7ページをお願いいたします。

款1事業費、項1事業費、目1工業団地造成事業費8,711万円を計上いたしております。その主な内容といたしましては、委託料700万円。造成を行った土地と県道敷との間の境界杭等設置や所有権移転登記事務委託料等を計上いたしております。

工事請負費8,000万円。管理用道路の舗装及び安全対策工事その他雑工事等の費用を計上いたしております。

款2公債費、項1公債費、目1元金1億186万5,000円。款項同じく、目2利子697万3,000円をそれぞれ計上いたしております。

令和6年度、令和7年度に借入れを行いました公営企業債における令和8年度償還分の元金、利子を計上いたしております。

款3諸支出金、項1繰出金、目1他会計繰出金1億6,800万円を計上いたしております。こちらは、一般会計の繰出金として計上いたしております。

8ページをお願いします。

予備費といたしまして、3億812万7,000円を計上いたしております。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくをお願いいたします。

○議長（西口義充君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（西口義充君）質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（西口義充君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第24号、令和8年度西原村工業団地造成事業特別会計予算について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（西口義充君）起立多数であります。

よって、議案第24号は原案どおり可決されました。

日程第6、議案第25号、令和8年度西原村住宅用地造成事業特別会計予算についてを議題とします。

内容の説明を総合政策課長に求めます。

（総合政策課長 堀田和也君 登壇 説明）

○総合政策課長（堀田和也君）議案第25号についてご説明いたします。

議案第25号のファイルをよろしくお願ひします。

議案第25号、令和8年度西原村住宅用地造成事業特別会計予算。

令和8年度西原村住宅用地造成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ134万8,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

歳入歳出予算の流用。

第2条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号、事業間の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和8年3月5日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

主な内容につきましてご説明いたします。

6ページをお願いします。

歳入予算でございます。

下段の款5繰越金、項1繰越金、目1繰越金134万7,000円を見込んで計上いたしております。

続きまして、歳出予算を説明いたします。

7ページをお願いいたします。

款1事業費、項1事業費、目1住宅用地造成事業費84万8,000円を計上いたしております。その主な内容といたしましては、需用費として10万7,000円、事業に係る消耗品及び決算書等の印刷製本費となっております。委託料として70万円、候補地選定後の調査や測量及び概算費用等の算出など外部に依頼するための委託料となります。

令和8年度におきまして、現在のところ具体的な事業の計画はございませんけれども、引き続き、次の宅地造成に向けての候補地の選定を含め進めている状況でございます。今後の進捗の状況によっては、補正予算等での対応をお願いできればと思っております。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（西口義充君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

3番、松浦議員。

○3番議員（松浦哲也君）3番、松浦です。

今、住宅用地の件の説明がありましたけれども、以前、1,000万円の経費で概略設計をされたかというふうに思いますが、その候補地が挙がっていたかと思えます。それとの関連で、新しく住宅用地を進めるという話との関連はどうか、お伺いします。

○議長（西口義充君）村長。

○村長（吉井 誠君）松浦議員のご質問、これで終わりではなく、地元の方で土地を提供していいとか、ここを使っていいというところがあれば、こういった形で小さいながらも進めていきたいというふうに思っています。農振がかかっていたりしていても、村のほうで手続等ができるのであれば、そこら辺もクリアして順次進めていきたいというふうに思っています。以上です。

○議長（西口義充君）ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（西口義充君）質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（西口義充君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第25号、令和8年度西原村住宅用地造成事業特別会計予算について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（西口義充君）全員起立であります。

よって、議案第25号は原案どおり可決されました。

日程第7、議案第26号、令和8年度西原村中央簡易水道事業会計予算についてを議題とします。

内容の説明を水道課長に求めます。

(水道課長 村上文英君 登壇 説明)

○水道課長(村上文英君) 議案第26号についてご説明いたします。

議案第26号のファイルをお開きください。

議案第26号、令和8年度西原村中央簡易水道事業会計予算。

総則。

第1条、令和8年度西原村中央簡易水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

業務の予定量。

第2条、業務の予定量は、次のとおりとする。

第1号、給水戸数2,100戸、第2号、年間総給水量56万 m^3 、第3号、1日平均給水量1,534 m^3 、第4号、主要な建設改良事業5,280万2,000円。

収益的収入及び支出。

第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入。

第1款水道事業収益1億2,771万9,000円、第1項営業収益1億1,202万円、第2項営業外収益1,569万8,000円、第3項特別利益1,000円。

支出。

第1款水道事業費用9,334万9,000円、第1項営業費用8,596万4,000円、第2項営業外費用633万4,000円、第3項特別損失5万1,000円、第4項予備費100万円。

資本的収入及び支出。

第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,429万9,000円は、引継金で補填するものとする)。

収入。

第1款資本的収入6,809万2,000円、第1項企業債3,530万円、第3項補助金1,492万2,000円、第4項他会計補助金1,787万円。

支出。

第1款資本的支出9,239万1,000円、第1項建設改良費5,280万2,000円、第2項固定資産349万1,000円、第3項企業債償還金3,609万8,000円。

2ページをお願いいたします。

継続費。

第5条、継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款資本的支出、項建設改良費、事業名、簡易水道再編推進事業、総額7億3,703万円。年度及び年割額につきましては、記載のとおりでございます。

継続費につきましては、今回、新たに追加した項目となりますが、建設改良の完成に複数年度を要する事業で、総額と年割額を事前に議会で議決し、年度を越えて予算を繰り越して使用できるようにするための項目となります。企業債。

第6条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的、簡易水道施設建設改良事業。限度額3,530万円。起債の方法、利率、償還の方法につきましては記載のとおりでございます。

一時借入金。

第7条、一時借入金の限度額は、5,000万円と定める。

予定支出の各項の経費の金額の流用。

第8条、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号、営業費用、営業外費用及び特別損失の間の流用。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費。

第9条、次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

第1号、職員給与費751万2,000円。

他会計からの補助金。

第10条、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1,974万7,000円である。

たな卸資産の購入限度額。

第11条、たな卸資産の購入限度額は、157万8,000円とする。

令和8年3月5日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

それでは、内容についてご説明いたします。

再度、1ページをお願いします。

まず、第1条に総則、第2条に本年度の業務予定量を定めております。本年度の給水戸数は、冒頭に申しあげましたように2,100戸、年間総給水量は56万 m^3 を予定しております。第3条では収益的収入を定めており、中央簡易水道事業の経営活動に伴い発生が予想される全ての収益と、それに対する全ての費用を計上するものでございます。

実施計画により予算第3条の内容を説明しますので、4ページをお願いします。

収入の部では、項1 営業収益1億1,202万円、こちらは主に水道料金と加入金による収益を計上しております。

項2 営業外収益1,569万8,000円、これは過去に受けている補助金等を長期前受金戻入として892万円の計上、なお、これは現金の動きを伴わない収益となります。

雑収益については、簡易水道組合への応急給水に係る組合からの寄附金見込額、他会計補助金としては、企業債償還金利息及び企業職員の児童手当に係る一般会計からの繰入額などを計上しております。

以上が款1 水道事業収益としての収入であり、合計で1億2,771万9,000円でございます。

次に、支出の部です。

項1 営業費用8,596万4,000円、こちらは収益を得るための経費として、水源地や配水施設に係る光熱水費、修繕費、手数料や設備保守点検費、発電機使用料などを計上しております。総係費としまして、企業運営に伴う事業経費であり、企業職員人件費や企業会計運用の関連費用、水道料収納経費、メーター検針費用、保険料や負担金などを計上しております。減価償却費は3,228万1,000円であり、これは現金の動きを伴わない費用でございます。

項2 営業外費用としまして633万4,000円であり、企業債利子償還金及び当年度に係る消費税算定見込額などを計上、雑支出については、消費税申告の算定上に生じる損益勘定での仮払消費税費用化等調整額となります。

予備費につきましては100万円を計上させていただきました。

以上が款1 水道事業費用としての支出であり、合計で9,334万9,000円としております。

続きまして、第4条の内容を説明しますので、5ページをお願いいたします。

第4条では、資本的収支を定めておりまして、主に施設等の建設改良費やそれらの対応に要する費用の財源として、企業債借入金や補助金、繰入金を計上するものでございます。今回は収支差引きで2,429万9,000円の不足となっておりますが、これについては、令和6年度から公営企業会計に移行した際の引継金において補填するものとしております。

まず、収入の部としまして、項1 企業債3,530万円及び項3 補助金1,492万2,000円は、支出に計上している建設改良事業費の財源でございます。

第4項他会計補助金は1,787万円であり、過去に借り入れた熊本地震による災害復旧事業に対する企業債の償還元金に対する一般会計からの全額の繰入金であり、この50%が交付税措置されるものでございます。

以上が款1 資本的収入としての収入であり、合計で6,809万2,000円として

おります。

支出の部におきましては、項1建設改良費5,280万2,000円、こちらの主なものとしまして、水道施設整備詳細設計業務の委託料4,217万4,000円を計上しております。

固定資産としまして、メーター器棚卸し費用58万7,000円及び小森水道組合との統合に伴う配水池整備予定地の用地購入費290万4,000円を計上しております。

企業債償還金は3,609万8,000円であり、平成8年度に借り入れた事業拡張に伴う企業債や、熊本地震からの災害復旧事業債及び公営企業会計移行に係る企業債の令和8年度における元金償還金でございます。

以上が款1資本的支出としましての支出であり、合計で9,239万1,000円としております。

以上が資本的収支の内訳となります。

収益的収支及び資本的収支に係る予算の内容の詳細につきましては、17ページから21ページの明細書に記載しているとおりでございます。

なお、実施計画及び予算明細書においては、総計予算主義の原則により税込み額を計上しております。

では、次に、財務諸表などをはじめとした予算に関する説明書の内容をご説明いたします。

まず、6ページをお願いします。

令和8年度における予定キャッシュ・フロー計算書を添付しておりますが、令和8年度期首における資金残高予定額は2億3,702万3,539円としており、令和8年度末につきましては、この計上した予算を全て執行した場合、期末資金残高が2億7,214万3,071円になると見込んでおります。14ページの令和8年度末予定貸借対照表の現金・預金の額と一致します。

次に、11ページをお願いします。

前年度における予定損益計算書を添付しております。1年間の経営成績を明らかにするため、その期間に得た全ての収益とそれに対する全ての費用を税抜きで計上し、経営活動によってどれだけの効果があったかを示すものでございます。

なお、令和7年度中における純利益は668万2,265円と見込んでおります。

12ページから13ページにおいては、令和7年度末における予定貸借対照表を添付しております。中央簡易水道事業が保有する全ての財産を総括的に確認するものでございます。資産合計は8億5,209万5,141円、負債合計が2億9,606万4,184円、資本合計が5億5,603万957円と見込んでおり、負債、資本の合計額は資産合計額と一致します。

また、14ページから15ページにおきましては、この令和8年度の予算を全て執行した場合における令和8年度末の予定貸借対照表でございます。資産合計が9億637万2,643円、負債合計が3億1,676万3,973円、資本合計が5億1,458万1,980円と見込んでおり、これも負債、資本の合計額は資産合計額と一致します。

最後に、16ページにおきましては、会計方針としまして会計処理方法等を記載しております。

説明は以上でございます。ご審議方よろしく申し上げます。

○議長（西口義充君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

3番、松浦議員。

○3番議員（松浦哲也君）3番、松浦です。

2ページをお願いいたします。

この中で、簡易水道と小森水道の統合によります令和9年度予算が4億円以上の予算を組んでありますが、これは配水池という認識としておりますが、配水池が令和9年度にできました。そして、その村営水道との結合ですね、それは令和12年度でよかったのか。それがまず1点。

それと、もう一つ、小森水道、簡易水道の統合による簡易水道からと小森水道からの加入金がいつ入るのか、その2点をお尋ねいたします。

○議長（西口義充君）水道課長。

○水道課長（村上文英君）松浦議員の質問にお答えします。

まず、令和9年度に配水池を整備するというところでしてございまして、それ以後、管の布設替えとか、もろもろ行いますが、先ほど松浦議員がおっしゃったとおり、令和12年度、村の水道管と新たな小森水道とか簡易水道、簡易水道はあれですけれども、既設管をつないで、その管工事が終わり次第、給水区域を切り分けます。ということで、令和12年度に村営水道と小森水道の新たな配水池を結合し、区域変更を行うという形になります。

それから、加入金につきましては、ちょっと現時点では、統合見込みは令和9年4月から行いたいと考えておりますので、それまでには頂くという形を取る必要があります。以上です。

○議長（西口義充君）ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（西口義充君）質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（西口義充君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第26号、令和8年度西原村中央簡易水道事業会計予算について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(西口義充君) 全員起立であります。

よって、議案第26号は原案どおり可決されました。

暫時休憩します。

(午前11時17分)

(午前11時29分)

○議長(西口義充君) 休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第8、議案第27号、令和8年度西原村工業用水道事業会計予算についてを議題とします。

内容の説明を水道課長に求めます。

(水道課長 村上文英君 登壇 説明)

○水道課長(村上文英君) 議案第27号についてご説明いたします。

(0225修正) 議案第27号のファイルをお開きください。

議案第27号、令和8年度西原村工業用水道事業会計予算。

総則。

第1条、令和8年度西原村工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

業務の予定量。

第2条、業務の予定量は、次のとおりとする。

第1号、給水事業所数8か所、第2号、年間総給水量30万5,140m³、第3号、1日平均給水量836m³、第4号、主要な建設改良事業はございません。

収益的収入及び支出。

第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入。

第1款水道事業収益2,494万3,000円。

支出。

第1款水道事業費用2,494万3,000円。

一時借入金。

第4条、一時借入金の限度額は、5,000万円と定める。

予定支出の各項の経費の金額の流用。

第5条、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号、営業費用、営業外費用及び特別損失の間の流用。

2ページをお願いします。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費。

第6条、次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

第1号、職員給与費819万3,000円。

他会計からの補助金。

第7条、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、6万円である。

たな卸資産の購入限度額。

第8条、たな卸資産の購入限度額は、5万円とする。

令和8年3月5日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

それでは、内容についてご説明いたします。

実施計画により予算第3条の主な内容を説明しますので、4ページをお願いします。

収入の部では、項1 営業収益1,510万5,000円、主に水道料金による収益であります。第2項 営業外収益983万7,000円、長期前受金戻入として125万8,000円の計上と、雑収益839万1,000円、これは企業負担金でございます。

以上が款1 水道事業収益としての収入であり、合計2,494万3,000円でございます。

次に、支出の部では、項1 営業費用で2,066万7,000円、減価償却費は559万7,000円であります。項2 営業外費用367万7,000円、支払利息及び企業債取扱諸費として工業用水道事業債の償還利息と当年度に係る消費税算定見込額を計上しております。

以上が款1 水道事業費用としての支出であり、合計2,494万3,000円としております。

収益的収支に係る予算の内容の明細につきましては、15ページから17ページの明細書に記載しているとおりでございます。

5ページ以降に関係帳票を掲載しておりますので、5ページをよろしくお願いします。

まず、5ページは、令和8年度における予定キャッシュ・フロー計算書となります。

次に、9ページをお願いします。前年度における予定損益計算書でございます。

10ページから11ページにおきましては、令和7年度末における予定貸借対照表となります。

また、12ページから13ページにおきましては、令和8年度末の予定貸借対照表となります。

最後に、14ページにおきましては、会計方針と会計処理方法を掲載しております。

説明は以上でございます。ご審議方よろしく申し上げます。

○議長（西口義充君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（西口義充君）質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（西口義充君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第27号、令和8年度西原村工業用水道事業会計予算について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（西口義充君）全員起立であります。

よって、議案第27号は原案どおり可決されました。

日程第9、議案第28号、指定管理者の指定について（西原村構造改善センター）を議題とします。

内容の説明を産業課長に求めます。

（産業課長 中西 聡君 登壇 説明）

○産業課長（中西 聡君）議案第28号についてご説明いたします。

議案第28号のファイルをお願いいたします。

議案第28号、指定管理者の指定について。

次のように指定管理者を指定するものとする。

令和8年3月5日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

施設の名称、西原村構造改善センター。指定管理者の所在地、阿蘇郡西原村大字小森3204番地1。名称及び代表者、一般社団法人西原村シルバー人材センター、代表理事高橋英信。指定の期間、令和8年4月1日から令和13年3月31日まで。

提案理由でございます。

西原村構造改善センターの設置及び管理に関する条例第4条の規定に基づき、西原村構造改善センターの指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要がございます。

これが、この議案を提出する理由でございます。

構造改善センターは、平成元年度から平成2年度にかけて、新農業構造改善事業により建設され、平成18年度から指定管理者制度の導入に伴い、現在の一般社団法人西原村シルバー人材センターを指定管理者に指定し、管理が行われてきたところです。

西原村構造改善センターの指定管理は、令和8年3月31日で指定期間が終了いたしますので、その管理につきましては、指定管理者による管理委託を継続することとし、選定に当たっては、西原村公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第6条の規定に基づき、公募によらない指定管理者の候補者の選定により、引き続き、一般社団法人西原村シルバー人材センターを指定管理者として管理委託を行おうとするものでございます。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（西口義充君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（西口義充君）質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（西口義充君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第28号、指定管理者の指定について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（西口義充君）全員起立であります。

よって、議案第28号は原案どおり可決されました。

日程第10、議案第29号、指定管理者の指定について（にしはらオーガニックセンター）を議題とします。

内容の説明を産業課長に求めます。

（産業課長 中西 聡君 登壇 説明）

○産業課長（中西 聡君）議案第29号についてご説明いたします。

議案第29号のファイルをお願いいたします。

議案第29号、指定管理者の指定について。

次のように指定管理者を指定するものとする。

令和8年3月5日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

施設の名称、にしはらオーガニックセンター。指定管理者の所在地、阿蘇郡西原村大字宮山1957番地7。名称及び代表者、にしはらオーガニックセンター管理運営組合、組合長坂本君博。指定の期間、令和8年4月1日から令

和13年3月31日まで。

提案理由でございます。

にしはらオーガニックセンターの設置及び管理に関する条例第4条の規定に基づき、にしはらオーガニックセンターの指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

にしはらオーガニックセンターは、平成15年度から平成16年度にかけて畜産環境総合整備事業により設置された施設で、平成18年度から指定管理者制度の導入に伴い、現在のにしはらオーガニックセンター管理運営組合を指定管理者に指定し、管理が行われてきたところです。

当施設の指定管理は、令和8年3月31日でその指定期間が終了いたしますので、その管理につきましては、指定管理者による管理委託を継続することとし、選定に当たっては、西原村公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第6条の規定に基づき、公募によらない指定管理者の候補者の選定により、引き続き、にしはらオーガニックセンター管理運営組合を指定管理者として管理委託を行おうとするものでございます。

説明は以上でございます。ご審議方よろしく願いいたします。

○議長（西口義充君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（西口義充君）質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（西口義充君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第29号、指定管理者の指定について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（西口義充君）全員起立であります。

よって、議案第29号は原案どおり可決されました。

日程第11、議案第30号、指定管理者の指定について（西原村大野地区地域農産物等活用型総合交流促進施設）を議題とします。

内容の説明を産業課長に求めます。

（産業課長 中西 聡君 登壇 説明）

○産業課長（中西 聡君）議案第30号についてご説明いたします。

議案第30号のファイルをお願いいたします。

議案第30号、指定管理者の指定について。

次のように指定管理者を指定するものとする。

令和8年3月5日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

施設の名称、西原村大野地区地域農産物等活用型総合交流促進施設。指定管理者の所在地、熊本市東区戸島5丁目10番15号。名称及び代表者、熊本県酪農業協同組合連合会、代表理事会長隈部洋。指定の期間、令和8年4月1日から令和13年3月31日まで。

提案理由でございます。

西原村大野地区地域農産物等活用型総合交流促進施設の設置及び管理に関する条例第4条の規定に基づき、西原村大野地区地域農産物等活用型総合交流促進施設の指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

西原村大野地区地域農産物等活用型総合交流促進施設は、平成9年度から平成10年度にかけて山村振興事業で建設しました阿蘇ミルク牧場の物産館及び事務所、ゲート部分と隣接するトイレ及び総合案内所で、平成18年度から指定管理者制度の導入に伴い、現在の熊本県酪農業協同組合連合会を指定管理者に指定し、管理が行われてきたところです。

当施設の指定管理は、令和8年3月31日でその指定期間が終了いたしますので、その管理につきましては、指定管理者による管理委託を継続することとし、選定に当たっては、西原村公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第6条の規定に基づき、公募によらない指定管理者の候補者の選定により、引き続き熊本県酪農業協同組合連合会を指定管理者として管理委託を行おうとするものでございます。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくをお願いいたします。

○議長（西口義充君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（西口義充君）質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（西口義充君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第30号、指定管理者の指定について（西原村大野地区地域農産物等活用型総合交流促進施設）を原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求め

ます。

(起立全員)

○議長(西口義充君) 全員起立であります。

よって、議案第30号は原案どおり可決されました。

日程第12、議案第31号、指定管理者の指定について(西原村滝地区地域資源活用総合交流施設(滝交流農園))を議題とします。

内容の説明を商工観光課長に求めます。

(商工観光課長 山田 孝君 登壇 説明)

○商工観光課長(山田 孝君) 議案第31号についてご説明いたします。

お手元のタブレット、議案第31号をお願いいたします。

議案第31号、指定管理者の指定について。

次のように指定管理者を指定するものとする。

令和8年3月5日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

施設の名称、西原村滝地区地域資源活用総合交流施設(滝交流農園)。指定管理者の所在地、阿蘇郡西原村大字河原3467番地。指定管理者の名称及び代表者、滝交流農園管理組合、代表西野秀登。指定の期間、令和8年4月1日から令和13年3月31日まで。

提案の理由でございます。

西原村滝地区地域資源活用総合交流施設の設置及び管理に関する条例第4条の規定に基づき、西原村滝地区地域資源活用総合交流施設(滝交流農園)の指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

西原村滝地区地域資源活用総合交流施設(滝交流農園)は、平成8年に山村振興等農林漁業特別対策事業により建設され、平成18年から指定管理者制度を導入し、平成30年から現在の滝交流農園管理組合を指定管理者に指定し、管理運営が行われてきたところです。

西原村滝地区地域資源活用総合交流施設(滝交流農園)の指定管理は、令和8年3月31日でその指定管理の期間が終了いたしますので、その管理につきまして、指定管理者による管理運営を継続することとし、選定に当たっては、西原村公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第6条の規定に基づき、公募によらない指定管理者の候補者の選定により、引き続き、滝交流農園管理組合を指定管理者として指定を行おうとするものです。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくお願いいたします。

○議長(西口義充君) 内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声)

○議長(西口義充君) 質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「討論なし」の声)

○議長(西口義充君) 討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第31号、指定管理者の指定について(西原村滝地区地域資源活用総合交流施設(滝交流農園))を原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(西口義充君) 全員起立であります。

よって、議案第31号は原案どおり可決されました。

暫時休憩します。

(午前 11時56分)

(午後 1時01分)

○議長(西口義充君) 休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第13、議案第32号、村道の路線廃止について、日程第14、議案第33号、村道の路線認定についてを一括議題としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(西口義充君) 異議なしと認め、一括議題とします。

内容の説明を建設課長に求めます。

(建設課長 久野 太君 登壇 説明)

○建設課長(久野 太君) 議案第32号についてご説明いたします。

ファイルをお開きください。

議案第32号、村道の路線廃止について。

道路法第10条第1項の規定により、村道路線を次のとおり廃止することとする。

令和8年3月5日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

路線名、192号馬場3号線。起点、西原村大字鳥子字馬場921-6番地先。

終点、西原村大字鳥子字馬場923-1番地先。延長、117.4m。平均幅員、3.5m未満。摘要、その他。

提案理由を申し上げます。

村道の路線廃止については、道路法第10条第3項の規定により、議会の議決を経る必要があります、これがこの議案を提出する理由でございます。

内容についてご説明します。

現在、鳥子地区において、県道山西大津線の歩道整備工事が行われておりますが、これに伴い同県道に接続する村道馬場3号線の取付位置を変更する必要があります。当該工事により道路の線形及び終点の位置が変更となるため、法手続として、現在の路線を一旦廃止し、新たな形状に合わせて再認定を行うものでございます。

廃止する区間等の詳細につきましては、別ファイル参考資料にお示ししたとおりでございます。

続きまして、議案第33号についてご説明いたします。

ファイルをお開きください。

議案第33号、村道の路線認定について。

道路法第8条第1項の規定により、村道路線を次のとおり認定することとする。

令和8年3月5日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

路線名、馬場3号線。起点、西原村大字鳥子字馬場。終点、西原村大字鳥子字馬場。摘要、その他。

提案理由を申し上げます。

村道の路線認定については、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を経る必要があり、これがこの議案を提出する理由でございます。

内容についてご説明いたします。

本案は、先ほどご説明いたしました路線の廃止と関連する案件でございます。県道山西大津線歩道整備工事に伴う取付道路の付け替えにより、新たに整備された区間を改めて村道馬場3号線として認定しようとするものでございます。

認定する区間等の詳細につきましては、別ファイル参考資料にお示ししたとおりでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（西口義充君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。なお、質疑をされる際には、議案番号を述べて質疑をお願いします。質疑ございませんか。

8番、山下議員。

○8番議員（山下一義君）8番、山下です。

この議案第33号の件ですけれども、今、旧道につきましては、朝のうちだけ車両通行止めにしております。子どもたちが、ここの道が狭いところを通って行きますから、通行止めになっておりますけれども、その延長をこの新しい道路までする必要があると思っておりますけれども、いかがでしょうか。朝の

時間帯だけ、朝の時間帯にこげなつとんですよね。

○議長（西口義充君）村長。

○村長（吉井 誠君）山下議員のご質問にお答えいたします。

規制に関しましては、一応、公安なので、地元のご意見を伺って、役場も地元のご意見に沿って申入れしたいというふうに思っております。以上です。

○議長（西口義充君）8番、山下議員。

○8番議員（山下一義君）ですから、旧道が今まで時間帯規制になっておりますから、それを行政のほうで延長してもらってはどうか、距離の延長をですね。

○議長（西口義充君）村長。

○村長（吉井 誠君）決定は公安のほうなんで、それも併せて村のほうからも地元の要望に合わせてお願いしていきたいというふうに思っています。

○8番議員（山下一義君）じゃ、お願いします。

○議長（西口義充君）ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（西口義充君）質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論は1議案ごとに行います。

議案第32号について、討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（西口義充君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第32号、村道の路線廃止について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（西口義充君）全員起立であります。

よって、議案第32号は原案どおり可決されました。

続いて、議案第33号について、討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（西口義充君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第33号、村道の路線認定についてを原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（西口義充君）全員起立であります。

よって、議案第33号は原案どおり認定されました。

日程第15、議案第34号、工事請負変更契約の締結について（滝川河川災害

復旧工事)を議題とします。

内容の説明を建設課長に求めます。

(建設課長 久野 太君 登壇 説明)

○建設課長(久野 太君)議案第34号についてご説明いたします。

ファイルをお開きください。

議案第34号、工事請負変更契約の締結について。

次のとおり工事請負変更契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。

令和8年3月5日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

1、契約の目的、災補河第313号、滝川河川災害復旧工事。

2、変更前契約額9,009万円(税抜額8,190万円)。変更後契約額8,578万7,900円(税抜額7,798万9,000円)。430万2,100円の減額でございます。

3、契約の相手方、所在地、熊本県阿蘇郡西原村大字鳥子2710番地、会社名、日置工業株式会社、代表者、代表取締役日置通也。

滝川河川災害復旧工事につきましては、令和6年6月第2回定例会にて当初契約締結の議決をいただいたこととあります。今回は請負契約金額の変更をお願いするものでございます。

変更の主な理由を申し上げます。

河川内にある転石の破碎及び運搬処分終了につきましては、当初想定数量400m³としておりましたが、護岸復旧に支障となる必要最小限の破碎とし、数量240m³に変更したことによるものです。

別ファイルに参考資料としまして工事請負変更仮契約書の写しを添付しております。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(西口義充君)内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声)

○議長(西口義充君)質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「討論なし」の声)

○議長(西口義充君)討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第34号、工事請負変更契約の締結について(滝川河川災害復旧工事)を原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（西口義充君）全員起立であります。

よって、議案第34号は原案どおり可決されました。

日程第16、議案第35号、工事請負変更契約の締結について（秋田灰床線道路災害復旧工事）を議題とします。

内容の説明を建設課長に求めます。

（建設課長 久野 太君 登壇 説明）

○建設課長（久野 太君）議案第35号についてご説明いたします。

ファイルをお開きください。

議案第35号、工事請負変更契約の締結について。

次のとおり工事請負変更契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。

令和8年3月5日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

1、契約の目的、災補道第3号、秋田灰床線道路災害復旧工事。

2、変更前契約額7,653万8,000円（税抜額6,958万円）。変更後契約額1億3,330万4,600円（税抜額1億2,118万6,000円）。5,676万6,600円の増額でございます。

3、契約の相手方、所在地、熊本県阿蘇郡西原村大字宮山865、会社名、藤川建設株式会社、代表者、代表取締役藤川俊光。

秋田灰床線道路災害復旧工事については、令和6年8月第3回定例会にて当初契約締結の議決をいただいたことところであります。今回は請負契約金額の変更をお願いするものでございます。

変更の主な理由を申し上げます。

令和6年度より工事を進めておりましたが、昨年8月の豪雨の影響により現場内で新たな崩落等の被害が発生したため、復旧に必要な対策工を追加するものでございます。主な追加工種は、のり砕工626㎡、鉄筋挿入工59本、水抜ボーリング工延長116m等でございます。

なお、別ファイルに参考資料としまして、公共工事請負変更仮契約書の写しを添付しております。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（西口義充君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（西口義充君）質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（西口義充君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第35号、工事請負変更契約の締結について（秋田灰床線道路災害復旧工事）を原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（西口義充君）全員起立であります。

よって、議案第35号は原案どおり可決されました。

日程第17、議案第36号、工事請負変更契約の締結について（鳥子地区新工業団地1工区造成工事）を議題とします。

内容の説明を総合政策課長に求めます。

（総合政策課長 堀田和也君 登壇 説明）

○総合政策課長（堀田和也君）議案第36号についてご説明させていただきます。

議案第36号のファイルをよろしくお願ひします。

議案第36号、工事請負変更契約の締結について。

次のとおり工事請負変更契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。

令和8年3月5日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

1、契約の目的、西工団第12号、鳥子地区新工業団地1工区造成工事。

2、変更前契約金額1億4,850万円（税抜額1億3,500万円）。変更後契約金額1億6,901万6,100円（税抜額1億5,365万1,000円）。2,051万6,100円の増額となっております。

3、契約の相手方、所在地、熊本県阿蘇郡西原村大字宮山865、会社名、藤川建設株式会社、代表者、代表取締役藤川俊光。

主な工事の変更の概要につきまして、ご説明いたします。

本工事に流用して使用することとしていた流用土の一部につきまして、室内土質試験の結果、含水比が高く、盛土材としてそのまま使用することが不適であったため、石灰の配合試験に基づき、宅地造成事業の基準を満たす盛土材として使用するため、石灰添加による土質改良工を追加したことと、調整池本体の遮水性をより確実に確保するため、張りコンクリートから吹付けコンクリートに工法を変更したこと。また、県の開発担当部局から、排水機能の確保やのり面保護を実施することの指示による工種の追加を行ったことなどが、主な変更の理由でございます。

次のページに参考資料といたしまして公共工事請負変更仮契約書の写しを添付いたしております。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（西口義充君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（西口義充君）質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（西口義充君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第36号、工事請負変更契約の締結について（鳥子地区新工業団地1工区造成工事）を原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（西口義充君）起立多数であります。

よって、議案第36号は原案どおり可決されました。

日程第18、議案第37号、指定管理者の指定について（西原村運動公園）を議題とします。

内容の説明を教育課長に求めます。

（教育課長 秋吉蘭子君 登壇 説明）

○教育課長（秋吉蘭子君）議案第37号についてご説明いたします。

ファイルをお開きください。

議案第37号、指定管理者の指定について。

次のように指定管理者を指定するものとする。

令和8年3月13日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

施設の名称、西原村運動公園。指定管理者の所在地、熊本市東区秋津新町1番34号、名称及び代表者、西原村運動公園ベストマネジメントコンソーシアム、代表山崎祥文（代表団体株式会社マリーゴールドホールディングス）。

指定の期間、令和8年7月1日から令和11年3月31日まで。

提案理由でございます。

西原村運動公園の設置及び管理に関する条例第18条の規定に基づき、西原村運動公園の指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

本コンソーシアムは、株式会社マリーゴールドホールディングスを代表団体とし、スポーツ振興や施設管理に実績のある3団体で構成されております。選定に当たりましては、公募型プロポーザルを実施いたしました。応募団体は1団体のみでございましたが、選定委員全員が村の求める基準を満たすと評価したことから、候補者として選定したものでございます。

特に、民間ならではのホスピタリティによる窓口サービスの向上や専門的

な予防修繕による施設の長寿命化、さらには防災拠点としての即応体制などが高く評価されました。

運営に当たりましては、現職スタッフの雇用を原則継続し、培われたノウハウを継承いたします。また、使用許可等の事務を現場で完結させることで、住民の利便性と行政効率の向上が図られることを確認しております。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（西口義充君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

1番、山下議員。

○1番議員（山下圭介君）1番、山下です。

今回、運動公園の指定管理ということで、民間運営ということで、すごく楽しみにしています。制度導入後の施設管理の状況やサービスの質について、村として、どのように評価、監督していくのか、お聞きしたいと思います。

○議長（西口義充君）教育課長。

○教育課長（秋吉蘭子君）山下議員の質問にお答えいたします。

評価、監督につきましては、毎月の実施状況報告の提出を義務づけておりまして、利用件数や稼働率、収支状況、苦情相談の状況などをリアルタイムに把握しながら、適正な運営が行われているかチェックしていくところしております。

また、候補者が提案している候補者と関係団体、そして村が課題解決やサービス向上を目指す意見交換の場において、地域住民や関係団体の声を直接把握することで、迅速かつ的確な指導・監督につなげてまいります。

また、指定管理者制度の導入は、本村の社会体育施設にとって初めての試みでもございます。そのため、指定管理者に任せきりにすることなく、村も当事者として伴走しながら、運営状況をきめ細かく把握していく予定であります。以上でございます。

○議長（西口義充君）ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（西口義充君）質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（西口義充君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第37号、指定管理者の指定について（西原村運動公園）を原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（西口義充君）全員起立であります。

よって、議案第37号は原案どおり可決されました。

日程第19、同意第1号、西原村副村長の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

（総務課長 堀田隆二君 登壇 説明）

○総務課長（堀田隆二君）同意第1号についてご説明いたします。

ファイルのほう、よろしくお願いいいたします。

同意第1号、西原村副村長の選任につき同意を求めることについて。

西原村副村長に次の者を選任したいので、地方自治法第162条の規定により議会の同意を求める。

令和8年3月13日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

記。

住所、熊本県菊池市七城町砂田2574-1。氏名、西村絹代。生年月日、昭和51年5月12日。

提案理由でございます。

西原村副村長中野由紀氏（旧姓田島由紀氏）が令和8年3月31日をもって退職となるため、新たに副村長を選任いたしたく提案するものでございます。

次のページに履歴書を添付させていただいております。本人の希望によりまして、氏名欄の後に旧姓使用、田代絹代としております。

説明は以上でございます。ご同意方よろしくお願いいいたします。

○議長（西口義充君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（西口義充君）質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（西口義充君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

同意第1号、西原村副村長の選任につき同意を求めることについて、原案どおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（西口義充君）全員起立であります。

よって、同意第1号は原案どおり同意することに決定されました。

日程第20、発議第1号、西原村議会基本条例の制定についてを議題とします。

西原村議会基本条例の制定については、タブレットに提示のとおりです。
内容の説明を提出者、中西義信君に求めます。

(7番議員 中西義信君 登壇 説明)

○7番議員(中西義信君) 発議第1号、令和8年3月13日、西原村議会議長、
西口義充様。

提出者、西原村議会議員、中西義信。

賛成者、西原村議会議員、桂悦朗。

賛成者、西原村議会議員、尾崎幸穂。

西原村議会基本条例の制定について。

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び西原村議会会議規則第
14条第2項の規定により提出する。

提出の理由。

二元代表制の一翼を担うものとしてその責務を認識するとともに、村民参
加を基本とする開かれた議会を目指し、議会及び議員の活動の活性化と充実
に必要な議会運営の基本的事項を定めた本村議会における最高規範としてこ
の条例を制定する必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

以上で説明を終わります。

○議長(西口義充君) ただいま提出者より内容の説明がございました。

これより質疑に入ります。提出者に質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声)

○議長(西口義充君) 質疑がないようですので、質疑を終結します。自席に帰
ってください。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「討論なし」の声)

○議長(西口義充君) 討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

発議第1号、西原村議会基本条例の制定について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(西口義充君) 全員起立であります。

よって、発議第1号は原案どおり可決されました。

日程第21、発議第2号、西原村議会会議規則第129条に伴う議員派遣につい
てを議題とします。

お諮りします。議員派遣の件については、タブレットに提示のとおり派遣
することにしたいと思っております。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(西口義充君) 異議なしと認めます。

よって、発議第2号、西原村議会会議規則第129条に伴う議員派遣については、タブレットに提示のとおり派遣することに決定しました。

日程第22、陳情書等審議についてを議題とします。

本日まで受理した陳情書は、タブレットに掲載の陳情等文書表のとおりです。

お諮りします。陳情書受理番号1番については、会議規則第95条及び会議規則第92条第2項の規定によって、委員会付託を省略して、本議会で審議したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(西口義充君) 異議なしと認めます。

したがって、陳情書受理番号1番については、委員会の付託を省略することに決定しました。

陳情書受理番号1番。

受理年月日、令和8年2月16日。

陳情者、谷水道組合長島野英嗣。

陳情の要旨、谷水道組合の村営水道への加入及び公費による給水管設備についての要望書。

要望書の朗読を事務局より行います。

(議会事務局長 海津智子君 登壇 朗読)

○議長(西口義充君) ただいま事務局より朗読が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声)

○議長(西口義充君) 質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「討論なし」の声)

○議長(西口義充君) 討論なしと認め、討論を終結します。

これより、陳情書受理番号1番、谷水道組合の村営水道への加入及び公費による給水管設備についての要望書を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(西口義充君) 全員起立であります。

よって、陳情書受理番号1番は、採択されたものと決定しました。なお、採択された陳情書については、関係機関に送付することとします。

日程第23、組合議会の報告を行います。

組合議会議員から報告がございましたらお願いします。

2番、加藤議員。

(2番議員 加藤博敏君 登壇 報告)

○2番議員(加藤博敏君) 2番議員、加藤です。

組合議会報告を行います。

令和8年第1回益城、嘉島、西原環境衛生施設組合議会定例会が、令和8年2月27日16時より、益城、嘉島、西原環境衛生施設組合会議室において開催されました。

内容については、次のとおりであります。

議案第1号、令和7年度益城、嘉島、西原環境衛生施設組合一般会計補正予算につきまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ95万9,000円を追加、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億5,524万6,000円となります。

主な歳入としましては、基金の利子が金利上昇により95万9,000円増加しました。

歳出につきましては、ごみ処理費が6,495万円減額され、一般管理費95万9,000円、予備費6,495万円それぞれ増額されました。

続きまして、議案第2号、令和8年度益城、嘉島、西原環境衛生施設組合一般会計予算につきまして、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6億981万5,000円と定めます。

歳入につきましては、主なものとして、昨年比較、3町村の分担金1,465万円、繰入金2,600万円が減額されており、繰越金2,500万円が増額されております。

歳出では、主なものとして、昨年比較、一般管理費286万4,000円、また、ごみ処理費1,570万9,000円が減額されております。

令和7年4月より、熊本市に全量可燃ごみ処理業務委託予定でありましたが、下水道工事の遅れにより、令和7年度及び令和8年度も一定期間、週2日は既存の施設を使っているとのことで、ごみ処理費がいずれも減額となっております。

議案第1号、議案第2号とも、全員賛成で可決されました。

これで組合議会報告を終わります。

○議長(西口義充君) ただいま報告が終わりましたが、何かお尋ねはございませんか。

(「なし」の声)

○議長(西口義充君) お尋ねがないようですので、自席にお戻りください。

ほかに報告ございませんか。

4番、尾崎議員。

(4番議員 尾崎幸穂君 登壇 報告)

○4番議員(尾崎幸穂君) 4番議員、尾崎です。

令和8年第1回熊本県後期高齢者医療広域連合議会定例会の報告を行います。

令和8年2月6日、熊本県市町村自治会館にて令和8年第1回熊本県後期高齢者医療広域連合議会定例会が開催されましたので、報告いたします。

本議会では、議第1号から第8号までの議案が上程、条例の改正3件、予算関係4件、熊本県後期高齢者医療広域連合第5次広域計画の策定についてが1件審議されました。

主な事項については、議第6号、令和8年度後期高齢者医療広域連合一般会計予算について、歳入歳出の総額が3億7,973万6,000円、前年度対比1,357万円の増。

議第7号、令和8年度後期高齢者医療特別会計予算について、歳入歳出の総額3,414億2,241万5,000円、前年度対比98億5,218万4,000円の増。

全議案、可決、承認されました。

以上で報告を終わります。

○議長(西口義充君) ただいま報告が終わりましたが、何かお尋ねはございませんか。

(「なし」の声)

○議長(西口義充君) お尋ねがないようですので、自席にお戻りください。

ほかに報告はございませんか。

(「なし」の声)

○議長(西口義充君) ないようでしたら、これで組合議会報告を終わります。

日程第24、委員会の閉会中の継続調査申出についてです。

タブレットに提示のとおり、各常任委員会の申出に従いまして、議会運営委員会委員長中西義信君、総務福祉常任委員会委員長桂悦朗君、産業教育常任委員会委員長尾崎幸穂君、議会広報常任委員会委員長坂本隆文君、以上の方から申出がっております。

事件、期限等については、タブレットに提示のとおりです。

お諮りします。各委員会からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(西口義充君) 異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

お諮りします。本定例会中、誤読によるもの及び議決の結果、その条項、字句、数字等の整理、訂正を要するものにつきましては、会議規則第45条の規定によりまして、議長にご委任いただきたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(西口義充君) 異議なしと認めます。

したがって、条項、字句、数字の整理、訂正は、議長に委任することと決定しました。

昨日、開会前に申し上げましたが、桂議員より、3月11日に行われました一般質問の米のレビューの発言について、一部発言の取消しをいたしますとのことでしたので、ご報告を申し上げます。

ここで、3月末をもって退任されます田島副村長に退任のご挨拶をお願いしたいと思います。

(副村長 田島由紀君 登壇 挨拶)

○副村長(田島由紀君) 退任に当たりまして、ご挨拶の機会を頂戴し、心より御礼申し上げます。

令和6年第1回定例会において、議会より選任の同意をいただき、令和6年4月1日に着任以来2年間、皆様のお力添えにより副村長の任務を遂行することができました。今定例会開会日の提案理由説明の中で、村長から身に余るお言葉を頂戴し、大変光栄に存じますとともに、感謝の気持ちでいっぱいでございます。

村の課題であった公共交通と工業団地の完成並びに工場誘致、商業施設誘致について、形にすることができたことが大変感慨深く思います。特に、公共交通については、各界から成る委員会を構成し、半年で計画を策定し、村長の政策目標である運動公園と空港をつなぐコミュニティ交通の導入を行うとともに、高齢者向け、学生向けなど、様々なターゲットに対し、パッケージとして事業化できたことは、成果と感じています。

このほかにも、ここにいらっしゃる皆様と共に、人口回復記念式典、空港アクセス道路の整備要望、基腐病対策、台湾の小学校との国際交流、ナミ像誕生祭、保育園の在り方検討会、村内企業と高校・大学とのマッチング支援、財調基金の方針検討など、全ての所属と意欲的な取組を行うことができました。よそにはない、村のよいところと、よい取組を発信するよう心がけました。それにより、さらなる人口流入、産業集積が期待できると思います。また、大切畑ダム跡地利活用や県道改良、公共育成牧場関連、河川の水質問題などに関して、県との調整も行いました。

これらは、決して自分の力だけではなく、西原村のポテンシャルに恵まれ

支えられたおかげだと感じています。豊かな自然と景観があり、立地がよく、県で一番の人口増加率を誇る村の成長力を日々実感する毎日でした。

そして、何よりも吉井村長をはじめ、すばらしい職員の皆さんの支えと頑張りがあり、本当に温かく受け入れてくださった議員の皆様、村民の皆様との出会いがあったからだと思います。職員、議員、村民の皆様には、熊本地震という大災害を乗り越えた経験をベースとした底力や強い絆を感じました。吉井村長を筆頭に、議員の皆さん、課長さん方が、どうすれば村がよくなるか、村のために、村民のためになるかということをいつも念頭に置かれて仕事に当たられているという姿がありました。その姿勢には本当に頭が下がる思いです。自治体職員として大切なことを体で学ぶことができました。

県庁におりますと、市町村の公平性を重視するあまり、ともすれば画一的な対応になりがちですが、それを再考させられる経験となりました。県に戻った後も、各自治体、各地域のお話をよく聞いて、本当に求めていること、困っていることに寄り添いたいと思います。

2年間、本当にあっという間でしたが、皆様と一緒に西原村の行政、村づくりを担った経験は何にも代え難い財産になったと思います。私の至らなかつたところ、ご迷惑をおかけしたところも数多くありますが、いつも笑顔で支え、導いてくださり、本当にありがとうございました。村を離れても、いつでもどこにいても、西原村の応援団だと思っております。いつでも声をかけてください。

西原村のますますのご発展と皆様のご健勝、ご活躍を心より祈念申し上げて、ご挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。（拍手）

○議長（西口義充君）議会を代表いたしまして、一言ご挨拶を申し上げます。

田島副村長におかれましては、2年間、西原村の発展のために大変なご尽力をいただきました。本当にお礼並びに感謝を申し上げます。また、西原村においては初めての女性の副村長ということで、我々も大変期待をしておりました、喜んでおりました。最初来られたときに、ご挨拶に伺いまして、とてもすばらしい、笑顔のきれいな方で、これは本当にみんな癒やされるなと思いました。村長はじめ職員の方々、我々議員も本当にこの2年間、癒やされました。本当にありがとうございました。

また、西原村でいろんな事業、施策がありましたけれども、その中でスピード感を持って村長と一緒に、職員も一緒になって事業の推進を進めてこられました。本当に感謝申し上げます。

その中で、鳥子第2工業団地につきましては、企業の選定におきましても、県とのパイプ役として、いろんな情報を入れながら、西原村のために頑張っていたいただきました。

また、大切畑ダムにおかれましても、県とのパイプ役ということで、本当に跡地問題とかその周辺の問題等もいろいろありましたけれども、これもやはり田島副村長がおったからスムーズにいけたのじゃないかと私は思っております。本当に感謝でいっぱいでございます。

それから、公共交通、益城・西原空港ライナーにおきましても、これはやはり田島副村長でなければできなかった事業だと思っております。やはり大きな事業は村だけで取り組んでもなかなか進むものではないと思っております。

それから、あと1つ、大津駅から空港までのライナーですね、西原村の空港ライナーのお話のときに副村長にはお話ししたと思っておりますけれども、西原村の子どもたちが空港ライナーから大津に乗れないということを保護者の方から聞いておりましたので、すぐさま副村長にお願いとお話に伺いました。そのときに言われたのが、あの空港ライナー、蒲島知事のお仕事でできておりますので、でも、今、木村知事に代わりましたので、多分大丈夫じゃないかということで、頑張ってみますということで、本当にこんなに早くできると思っておりますでした。新聞を見て、びっくりしました。多分、西原村の保護者の方は大変喜んでおられると思います。学生が、市内に通う子はバスを利用しますけれども、やはり空港が近くにあるということは、大津駅まで学校から駅まで通って、それから空港まで来て、保護者が迎えに来るという状況になると思っております。また、これによって、益城・西原空港ライナーの活用も増えると、私は思っております。本当に感謝申し上げます。

それから、いいことばかりではなくて、大変なこともいっぱいありました。吉井村長を手助けしている姿、後ろから見ておられて、本当に素晴らしい方だなと。吉井村長は、本当にこの2年間、救われておりました。もうこれはみんなが思っております、議員総出で。私は代表者で言っておりますので、今日は。そういうことで、皆さんのご期待に応えていただきました。本当にいろんな面において、大変なご苦勞があったと思っております。いろんなお話も聞いておりますし、多分相当なご心痛もあったんじゃないかなという気持ちもしておりますけれども、持ち前の明るさで、素晴らしい笑顔で、嫌な顔一つ見せず対応していただきました。本当に素晴らしい方でした。

今度は4月から県庁に帰られますけれども、どうか西原村のことをご支援、ご鞭撻のほどお願いしたいと思います。そして、持ち前のパワーで、今度は県のほうに帰られて、県民のために精いっぱい働いていただいて、県をまだまだよくしていただきたいなと思っております。今後、健康に留意されて、田島さんの活躍をお祈りしております。

本当にお世話になりました。ありがとうございました。

○副村長（田島由紀君）ありがとうございました。（拍手）

○議長（西口義充君）お諮りします。本日の議事日程及び本定例会の会議に付された議事は全て終了しました。

したがって、会議規則第8条の規定によって、本日で閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（西口義充君）異議なしと認めます。本定例会は本日で閉会することに決定しました。

これで本日の会議を閉じます。これをもって、令和8年第1回西原村議会議定例会を閉会します。

午後 2時03分 閉 会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

熊本県阿蘇郡西原村議会議長 西 口 義 充

7 番議員 中 西 義 信

8 番議員 山 下 一 義